

港 湾 調 査 の 手 引 き

令和2年3月

国土交通省総合政策局
情報政策課交通経済統計調査室

はしがき

「港湾調査」は、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理等の基礎資料を得ることを目的としており、その結果である「港湾統計」は、我が国の物流・産業・生活を支える礎として大きな役割を果たしている港湾に関する唯一の基幹統計として、各方面で活用されています。

港湾調査に関しては、以前より、港湾の実態に即した的確な調査となるよう見直しを重ねてきたところですが、この度、調査対象港湾の見直し等を行い、「港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号）」の改正等を行いました。また、併せて、「港湾調査に関する諸規定」、「調査票記入要領」、「集計表作成要領」についても一部修正を実施したところであり、これらを踏まえ、「港湾調査の手引き」を改訂いたしました。

港湾調査は、複雑広範な調査であり、本調査に従事されている方々は種々困難に遭遇されていることと思われますが、今後とも調査の重要性に鑑み、より一層の御協力をお願いするとともに、本手引きが広く活用され、港湾調査の業務が円滑に行われることを期待します。

令和2年3月

国土交通省総合政策局情報政策課
交通経済統計調査室長

目 次

1. 調査の沿革

- 1－1 調査の沿革.....
- 1－2 港湾調査規則等の主な改正時期及び内容.....
- 1－3 調査港湾数の推移.....
- 1－4 調査の流れ.....
- 1－5 港湾統計刊行物一覧.....

2. 港湾調査に関する諸規定

- 2－1 港湾調査・調査計画（港湾調査要綱）.....
- 2－2 港湾調査規則.....
- 2－3 港湾調査規則第8条の規定に基づく調査票の様式.....
- 2－4 集計表様式.....

3. 調査票記入要領

- 3－1 港湾調査の調査票記入要領.....
- 3－2 調査票記入例.....

4. 集計表作成要領

- 4－1 港湾調査の集計表作成要領.....
- 4－2 集計表記入例.....

5. 参考資料

- 5－1 港湾調査関係主要用語.....
- 5－2 貨物数量の単位.....
- 5－3 船舶用途分類例示.....
- 5－4 調査港湾の地区名又は旧港名.....
- 5－5 港湾調査関係通達集.....
- 5－6 統計法.....
- 5－7 統計法施行令.....
- 5－8 統計法施行規則（抄）.....

1. 調査の沿革

1-1 調査の沿革

港湾に関する統計は、明治38年に内務省が河川、道路、港湾などについて全国にわたり臨時調査を行ったのが始まりであり、その後、資源調査法（昭和4年法律第53号）が公布され、同法に基づき港湾資源調査規則（昭和4年内務省令第41号）が公布、施行され、指定された港湾について毎年調査することになった。

戦後、統計法（昭和22年法律第18号）の制定に伴い、港湾調査は昭和22年6月19日に指定統計第6号として指定された。運輸省は、この指定によって昭和22年10月1日運輸省令第24号をもって港湾調査規則を公布し、翌年1月1日から施行した。

昭和26年3月10日運輸省令第13号をもって港湾調査規則の全部が改正され、港湾調査は、「1. 取扱貨物量等の港湾の利用状況調査（毎月又は毎年）」と「2. 港湾の沿革、自然状況、施設状況等の静態調査（毎年3月末現在）」から成り立つこととなった。

昭和55年12月に港湾調査規則を一部改正し、昭和56年6月から上記2. の静態調査を廃止し、同調査のうち港湾管理に必要な事項については、港湾法施行規則に基づく港湾台帳に委ねることとした。

昭和57年10月運輸省令第35号をもって、調査港湾の全面見直しを行い、調査の合理化を図ることとなった。

平成5年10月運輸省令第30号をもって、幹線輸送におけるモーダルシフト、物流拠点の整備等を進める一環として、貨物形態別（コンテナ、シャーシ、その他）の調査を加えた。

平成11年12月13日運輸省令第49号をもって、申告者の負担軽減及び効率的かつ迅速な統計調査の実施の観点から、調査港湾の見直し等を行うとともに、港湾における海上コンテナ輸送の実態をより的確に把握するため、告示で定めている調査票様式の見直し等を行った。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の公布等に伴い、政府が行う指定統計調査に関する事務の一部が地方公共団体の処理する法定受託事務とされたことを受けて、平成12年3月24日運輸省令第11号をもって、用語等の見直しを行った。

平成15年3月20日国土交通省令第26号をもって、申告義務者の負担軽減のため、関税法（昭和29年法律第61号）に基づく輸出入申告に係る電磁的記録情報（Sea-NACCSデータ）を調査票情報として活用できる制度を構築した。

平成19年に、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図るため、統計法の全部改正が行われ、平成21年4月1日に統計法（平成19年法律第53号）として全面施行された。これに伴い、港湾調査は平成21年4月1日付総務省告示第216号で、基幹統計として指定された。

平成21年10月30日国土交通省令第62号をもって、調査港湾の全面見直しや、陸上出入貨物調査及び上屋・倉庫・貯留場調査の廃止等を行い、調査の合理化を行った。

統計法の趣旨に沿うため、平成22年1月19日付総務省告示第14号をもって、基幹統計の名称が「港湾調査」から「港湾統計」に変更（基幹統計調査の名称は「港湾調査」から変更はない）した。

平成26年11月7日国土交通省令第86号をもって、より港湾の実態に即した的確な統計の整備に資するため、調査対象港湾の見直し等を行った。

令和元年12月16日国土交通省令第45号をもって、調査対象港湾の見直しを行うとともに、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）を踏まえ、月報について、令和2年1月分から主要港湾に限定した速報の創設、年報について、令和2年分から集計事項の充実（追加）を行った。

1-2 港湾調査規則等の主な改正時期及び内容

公 布 日	主 な 改 正 内 容	施 行 期 日
・昭和22年10月 1日 運 輸 省 令 第 2 4 号	港湾調査規則の制定	
・昭和26年 3月10日 運 輸 省 令 第 1 3 号	全文改正	昭和26年 1月 1日
・昭和26年 3月10日 運 輸 省 達 第 3 号	集計表及び港湾調査原簿の様式を定める訓令	昭和26年 1月 1日
・昭和29年12月 3日 運 輸 省 令 第 5 8 号	調査票（様式No.3入港船舶調査票）の改正	昭和30年 1月 1日
・昭和33年12月26日 運 輸 省 令 第 5 4 号	調査票（様式No.3入港船舶調査票及び様式No.5海上出入貨物調査票）の改正	昭和34年 1月 1日
・昭和42年 8月14日 運 輸 省 令 第 6 2 号	調査票の全部改正（第1号様式～第6号様式）	昭和43年 1月 1日
・昭和45年 7月14日 運 輸 省 令 第 6 2 号	調査対象港湾の全部改正	昭和45年 1月 1日
・昭和46年 1月11日 運 輸 省 令 第 2 号	乙種港湾の調査簡素化、調査票の追加（第7号様式）	昭和46年 1月11日
・昭和46年 5月 1日 運 輸 省 令 第 2 5 号	組織改正に伴う規定の整備	昭和46年 5月 1日
・昭和54年 4月28日 運 輸 省 令 第 1 6 号	運輸省関係許可、認可等の整理に伴う規定の整備	昭和54年 4月28日
・昭和55年12月22日 運 輸 省 令 第 4 4 号	静態調査の廃止、調査票の削除（第1号様式及び第2号様式）	昭和56年 6月 1日
・昭和56年 5月29日 運 輸 省 訓 令 第 7 号	集計表及び港湾調査原簿の様式（昭和26年達第3号）を廃止する訓令	昭和56年 6月 1日
・昭和57年12月27日 運 輸 省 令 第 3 5 号	調査対象港湾の全部改正、調査票（第1号様式及び第5号様式）の改正	昭和58年 1月 1日
・昭和58年 1月22日 運 輸 省 令 第 1 号	統計法（昭和22年法律第18号）の一部改正に伴う規定の整備	昭和58年 1月23日
・昭和59年 6月22日 運 輸 省 令 第 1 8 号	組織改正に伴う規定の整備	昭和59年 7月 1日
・平成 5年10月 1日 運 輸 省 令 第 3 0 号	調査票様式の告示化	平成 6年 1月 1日

・平成 5 年 1 0 月 1 日 運輸省告示第 5 8 1 号	調査票様式を定める告示	平成 6 年 1 月 1 日
・平成 1 1 年 1 2 月 1 3 日 運 輸 省 令 第 4 9 号	調査対象港湾の見直し、年報の公表期日の早期化	平成 1 2 年 1 月 1 日
・平成 1 1 年 1 2 月 1 3 日 運輸省訓告示第 7 6 5 号	調査票様式の一部を改正（第 2 号様式及び第 4 号様式の廃止）する告示	平成 1 2 年 1 月 1 日
・平成 1 2 年 3 月 2 4 日 運 輸 省 令 第 1 1 号	統計法及び統計法施行令（昭和 2 4 年政令第 1 3 0 号）改正に伴う規定の整備	平成 1 2 年 4 月 1 日
・平成 1 2 年 1 1 月 2 9 日 運 輸 省 令 第 3 9 号	中央省庁等改革のための国土交通省関係運輸省令等の整備に関する省令 1 9 条による改正	平成 1 3 年 1 月 6 日
・平成 1 4 年 8 月 2 2 日 国土交通省令第 9 7 号	陸上出入貨物調査の時期及び方法を港湾調査規則に規定、調査対象港湾の小規模見直し	平成 1 4 年 8 月 2 2 日
・平成 1 5 年 3 月 2 0 日 国土交通省令第 2 6 号	S e a - N A C C S データの活用を開始	平成 1 5 年 3 月 2 0 日
・平成 1 9 年 9 月 2 8 日 国土交通省令第 8 2 号	陸上出入貨物調査の休止	平成 1 9 年 9 月 2 8 日
・平成 2 0 年 1 0 月 1 日 国土交通省令第 8 1 号	N A C C S 特例法の名称改正に伴う改正	平成 2 0 年 1 0 月 1 日
・平成 2 1 年 3 月 3 0 日 国土交通省令第 1 5 号	統計法（平成 1 9 年法律第 5 3 号）の施行に伴う規定の整備	平成 2 1 年 4 月 1 日
・平成 2 1 年 1 0 月 3 0 日 国土交通省令第 6 2 号	調査対象港湾の大規模見直し、陸上出入貨物調査及び上屋・倉庫・貯留場調査の廃止等	平成 2 2 年 1 月 1 日
・平成 2 6 年 1 1 月 7 日 国土交通省令第 8 6 号	調査対象港湾の見直し	平成 2 7 年 1 月 1 日
・令和元年 1 2 月 1 6 日 国土交通省令第 4 5 号	調査対象港湾の見直し、速報の創設、年報の集計事項の充実	令和 2 年 1 月 1 日

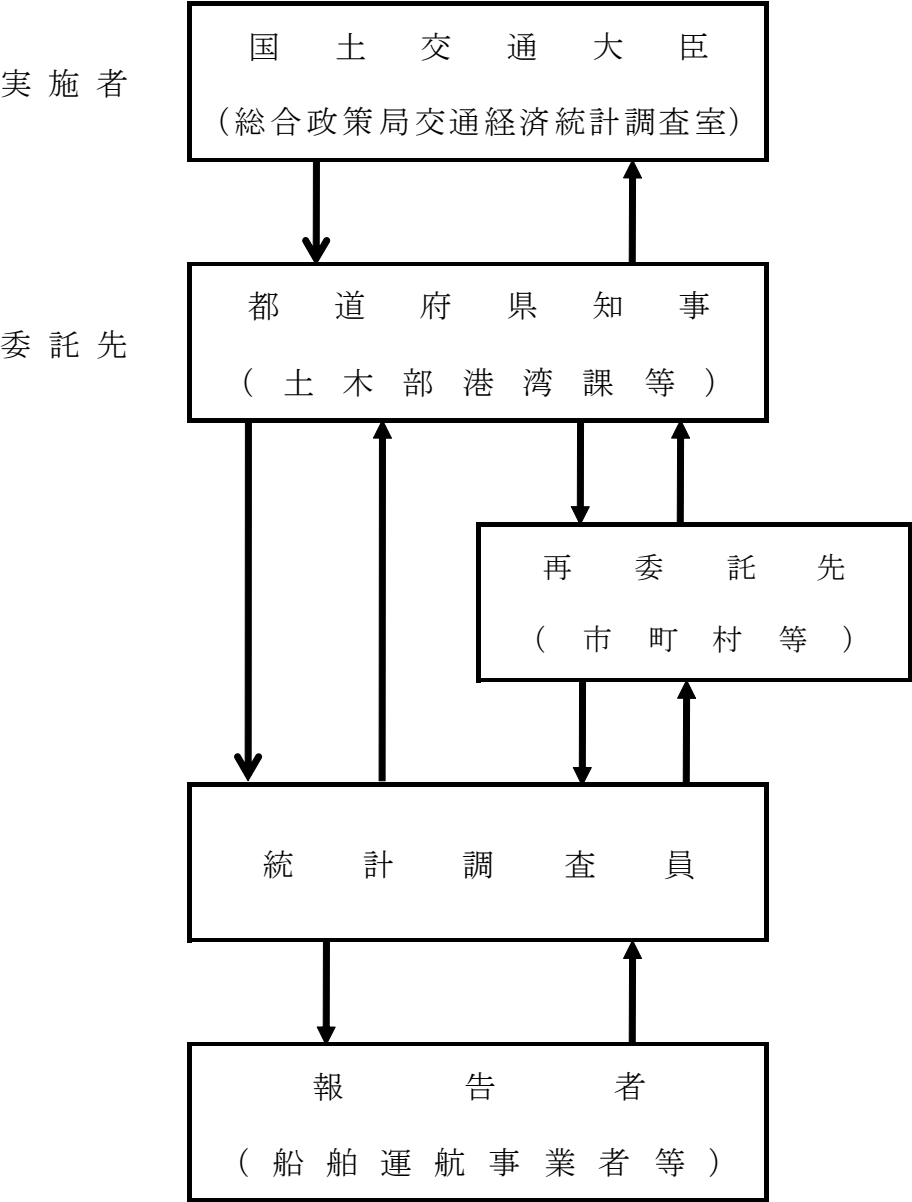
1－3 調査港湾数の推移

年	甲種港湾	乙種港湾	計	年	甲種港湾	乙種港湾	計
昭和 26 年	54	591	645	平成 元年	174	715	889
27	68	616	684	2	174	715	889
28	68	616	684	3	174	715	889
29	71	646	717	4	174	715	889
30	67	705	772	5	174	715	889
31	67	705	772	6	174	715	889
32	67	724	791	7	174	715	889
33	67	724	791	8	174	715	889
34	72	708	780	9	174	715	889
35	72	727	799	10	174	715	889
36	72	727	799	11	174	715	889
37	84	765	849	12	172	647	819
38	84	765	849	13	172	647	819
39	84	765	849	14	172	642	814
40	95	809	904	15	172	642	814
41	95	809	904	16	172	642	814
42	97	808	905	17	172	642	814
43	99	808	907	18	172	642	814
44	99	829	928	19	172	642	814
45	215	712	927	20	172	642	814
46	233	695	928	21	172	642	814
47	232	692	924	22	160	557	717
48	235	706	941	23	160	557	717
49	239	700	939	24	160	557	717
50	239	700	939	25	160	557	717
51	239	700	939	26	160	557	717
52	239	700	939	27	161	533	694
53	239	707	946	28	161	533	694
54	239	707	946	29	161	533	694
55	239	707	946	30	161	533	694
56	242	711	953	令和 元年	161	533	694
57	242	714	956	2	166	512	678
58	174	715	889				
59	174	715	889				
60	174	715	889				
61	174	715	889				
62	174	715	889				
63	174	715	889				

1－4 調査の流れ

港湾調査の実施者は国土交通大臣である。国土交通大臣は、港湾調査に関する事務の一部を「第一号法定受託事務」として都道府県知事に委任している。（統計法第16条、統計法施行令第4条、地方自治法第2条第9項第1号）

国土交通省においては総合政策局情報政策課交通経済統計調査室、都道府県においては土木部港湾課等の港湾に関する部局が事務を取扱っている。



1-5 港湾統計刊行物一覧

刊行物の名称	公表年度	備考
1. 月報 (1) 港湾統計(速報) (2) 港別集計値 (3) 日本国港湾統計(月報) (4) 港湾統計(月報)	令和2年～ 平成22年～ 昭和26年～昭和45年 昭和46年～	6港を対象
2. 年報 (1) 日本帝国港湾統計 (2) 大日本帝国港湾統計 (3) 全国港湾統計 (4) 日本国港湾統計(年報) (5) 港湾統計(年報)	明治39年～明治40年 明治41年～昭和16年 昭和17年～昭和22年 昭和23年～昭和45年 昭和46年～	} 暦年調査
3. 港湾統計(流動表)	昭和51年～	
4. 泊地係船岸及び本船荷役報告書	昭和45・47年～	
5. 陸上出入貨物調査	昭和29年～平成18年	
6. 港湾調査原簿 (1) 大型船用けい船施設一覧表 (2) 全国港湾施設要覧 (3) 港湾施設現況一覧表	昭和27年 昭和33・37年 昭和38・39年 昭和41年～昭和56年	} 各年3月31日現在
7. 入港船舶表 (10,000総トン以上の内訳)	昭和49年～平成16年	
8. 港湾取扱貨物量等の現況	昭和53年～	特定重要港湾を対象

2. 港湾調査に関する諸規定

2 - 1 港湾調査・調査計画（港湾調査要綱）

昭和 26 年 1 月 17 日 承認
令和 元年 7 月 30 日 最終変更
令和 2 年 1 月 1 日 施行

1 調査の名称

港湾調査

2 調査の目的

本調査は、港湾の実態を把握し、港湾統計（基幹統計）を作成するため、港湾の開発、利用及び管理等の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲

国土交通大臣が指定する別添 1 に掲げる都道府県

（2）属性的範囲

国土交通大臣が指定する別添 1 に掲げる甲種港湾及び乙種港湾

4 報告を求める者

（1）数

【甲種港湾調査票】 166 港

【乙種港湾調査票】 512 港

（2）選定の方法（☒全数 ☐無作為抽出 ☐有意抽出）

国土交通大臣が指定する別添 1 に掲げる甲種港湾及び乙種港湾

（3）報告者

【甲種港湾調査票】

ア 本調査における報告者は、港湾の管理者又はその港湾において次の業務を営む者とする。

（ア）「入港船舶」は、船舶運航事業を営む者（現地の出先又は代理機関の長を含む。）又は水産業協同組合の長

（イ）「船舶乗降人員」は、船舶運航事業を営む者（現地の出先又は代理機関の長を含む。）

（ウ）「海上出入貨物」は、港湾運送業若しくは船舶運航事業を営む者（いずれも現地の出先又は代理機関の長を含む。）又は水産業協同組合の長

（エ）「本船荷役」は、港湾運送業を営む者

（オ）「泊地及び係船岸」は、その管理者

イ 前項に掲げた者では調査の目的が達せられない場合はその他の当該事項の実態を把握することができる者を選定し、これに報告をさせることができる。

【乙種港湾調査票】

甲種港湾調査票に掲げるア（ア）～（ウ）及びイの事項

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は別添2の調査票を参照）

【甲種港湾調査票】

- ア 入港船舶
- イ 船舶乗降人員
- ウ 海上出入貨物
- エ 本船荷役
- オ 泊地及び係船岸

【乙種港湾調査票】

甲種港湾調査票に掲げるア～ウの事項

(注) 都道府県知事は、報告者が電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第3条第1項の規定により適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により税関長に申告等を行った事項の一部（報告を求める事項のうちイ以外の事項に係る部分。以下「当該事項」という。）を本調査に使用することに同意したときには、当該事項の調査票への記入を省略することができる。

(2) 基準となる期日又は期間

【甲種港湾調査票】 毎月末日現在

【乙種港湾調査票】 毎年12月末日現在の1年間

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

国土交通省 — 都道府県 — 調査員 — 報告者

(2) 調査方法（☒調査員調査 ☐郵送調査 ☒オンライン調査 ☐その他（ ））

ア 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受け、調査票の配布及び取集その他調査に関する事務に従事する。

イ 報告者は、調査票の様式に掲げる各事項を明確に判別できるように記録する場合は、調査票に代えて、電磁的記録による報告をすることができる。

ウ オンライン調査は、統計調査員と報告者間において、調査票又は電磁的記録を電子メール若しくは政府統計共同利用システムにより行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

【甲種港湾調査票】 毎月（2020年1月調査以降）

【乙種港湾調査票】 1年（2020年調査以降）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

【甲種港湾調査票】 提出期限は、調査月翌月の10日

【乙種港湾調査票】 提出期限は、調査年翌年の1月末日

8 集計事項（詳細は別添3の港湾調査結果表一覧を参照）

ア 入港船舶

船舶種類別、トン数階級別入港船舶隻数及び総トン数

イ 船舶乗降人員

外国航路客、内国航路客

ウ 海上出入貨物

港別、品目別、貨物形態別の出入貨物トン数、車種別の航送台数及びコンテナ貨物の取扱個数及びシャーシ貨物の台数

エ 泊地係船岸及び本船荷役

係留施設別入港船舶の隻数、総トン数、係留時間、本船荷役貨物トン数

9 調査結果の公表の方法及び期日

（1）公表の方法

港湾統計月報（速報、港別集計値及び確報）については、インターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）により公表する。

また、港湾統計年報については、インターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）及び印刷物により公表^{（注）}する。

（注）港湾統計年報のうち、泊地係船岸及び本船荷役報告書は、印刷物のみにより公表する。

（2）公表の期日

① 港湾統計月報

ア．速 報：調査月終了後2ヶ月以内に公表

イ．港別集計値：調査月終了後、都道府県から報告のあった港ごとに順次公表

ウ．確 報：都道府県から全ての港湾分の報告があった後、速やかに公表

② 港湾統計年報（泊地係船岸及び本船荷役報告書を含む。）

調査年の翌年12月末日までに公表

10 使用する統計基準

本調査の結果は、港湾の実態を明らかにするため、港湾ごとに、調査対象の範囲の画定及び表章を行うことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	2年	都道府県知事
集計表を収録した電磁的記録	永年	国土交通大臣

12 立入検査等を対象とすることができる事項

統計法第15条第1項の規定に基づく立入検査等の対象とすることができる事項は、5（1）に掲げる報告を求める事項とする。

(別添3)

港湾調査結果表一覧

1. 年報

[総括表]

- 第1表 入港船舶表
- 第2表 船舶乗降人員表
- 第3表 海上出入貨物表
 - (1) トン数総数表
 - (2) 品種別都道府県別表（輸移出入）
 - (3) コンテナ・シャーシトン数総数表
- 第4表 自動車航送車両台数表
- 第5表 コンテナ個数・シャーシ台数表
 - (1) コンテナ個数表
 - (2) シャーシ台数表

[甲種港湾]

- 第1表 入港船舶表
- 第2表 船舶乗降人員表
- 第3表 海上出入貨物表
 - (1) トン数総数表
 - (2) 品種別都道府県別表（輸移出入）
 - (3) コンテナ・シャーシトン数総数表
 - (4) 輸出貨物品種別貨物形態別仕向国・地域別表
 - (5) 輸入貨物品種別貨物形態別仕出国・地域別表
 - (6) 移出貨物品種別貨物形態別仕向港別表
 - (7) 移入貨物品種別貨物形態別仕出港別表
- 第4表 自動車航送車両台数表
- 第5表 コンテナ個数・シャーシ台数表
 - (1) 輸出コンテナ仕向国・地域別表
 - (2) 輸入コンテナ仕出国・地域別表
 - (3) 移出コンテナ仕向港別表
 - (4) 移入コンテナ仕出港別表
 - (5) 輸出シャーシ仕向国・地域別表
 - (6) 輸入シャーシ仕出国・地域別表
 - (7) 移出シャーシ仕向港別表
 - (8) 移入シャーシ仕出港別表
 - (9) コンテナ長さ別種別個数表

[乙種港湾]

第1表 入港船舶表

第2表 船舶乗降人員表

第3表 海上出入貨物表

(1) トン数総数表

(2) 品種別都道府県別表 (輸移出入)

(3) コンテナ・シャーシトン数総数表

第4表 自動車航送車両台数表

第5表 コンテナ個数・シャーシ台数表

[年報 (別冊)]

泊地係船岸及び本船荷役表

[付表]

航路別入港船舶表及び海上出入貨物表 (東京港、横浜港、川崎港、大阪港及び神戸港計)

2. 月報

2-1. 速報

輸出入コンテナ個数表 (東京港、川崎港、横浜港、名古屋港、大阪港及び神戸港のみ)

2-2. 港別集計値

入港船舶表、海上出入貨物表、車種別自動車航送車両台数表及びコンテナ個数表

2-3. 確報

第1表 総括表

第2表 入港船舶表

第3表 海上出入貨物表

第4表 車種別自動車航送車両台数表

第5表 コンテナ個数表

2-2 港湾調査規則

〔制定 昭和26年3月10日運輸省令第 13号〕
〔改正 令和元年12月16日国土交通省令第47号〕

(通則)

第一条 統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である港湾統計を作成するための調査（以下「調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第二条 調査は、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする。

(定義)

第三条 この省令で「港湾」とは、別表に掲げる甲種港湾及び乙種港湾をいう。

(調査の範囲及び事項)

第四条 調査は、甲種港湾に関しては次に掲げる事項について、乙種港湾に関しては第一号から第三号までに掲げる事項について行う。

- 一 入港船舶
- 二 船舶乗降人員
- 三 海上出入貨物
- 四 本船荷役
- 五 泊地及び係船岸

(調査期日)

第五条 前条に掲げる事項は、甲種港湾については毎月末日をもつてその月間の、乙種港湾については毎年十二月末日をもつてその年間の調査を行う。

第六条 削除

(報告義務者の範囲)

第七条 調査は、港湾の管理者又は次に掲げる者のうち、都道府県知事が選定した者（以下「報告義務者」という。）に対して行う。

- 一 第四条第一号に掲げる事項については、船舶運航事業を営む者又は水産業協同組合の長
- 二 第四条第二号に掲げる事項については、船舶運航事業を営む者
- 三 第四条第三号に掲げる事項については、港湾運送業若しくは船舶運航事業を営む者又は水産業協同組合の長
- 四 第四条第四号に掲げる事項については、港湾運送業を営む者
- 五 第四条第五号に掲げる事項については、その管理者
- 六 前各号に掲げる者のほか、当該事項の実態を把握することができる者

第八条 都道府県知事は、報告義務者に対し、当該事項の調査期日までに、国土交通大臣が告示で定める様式による調査票を配布しなければならない。

(報告)

第九条 前条の調査票の配布を受けた者は、調査票に所定の事項を記入し、次の区分により同条の都道府県知事に報告しなければならない。

調 査 事 項	報 告 期 日	
	甲 種 港 湾	乙 種 港 湾
第四条各号	調査月の翌月十日まで	調査年の翌年一月末日まで

2 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、前条の調査票の配布を受けた者であつて、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項の規定により適用される情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により税関長に申告等を行つた事項の一部（以下「当該事項」という。）を調査に使用することに同意した者について、調査事項のうち当該事項に係るものについて調査票への記入を要しないこととすることができる。

(集計事項及び集計方法)

第十条 都道府県知事は、第四条に掲げる事項について、国土交通大臣が定める集計表により、各港湾ごとにこれを集計し、次の区分により国土交通大臣に提出しなければならない。

区 分	月 報		年 報	
	調 査 事 項	提 出 期 日	調 査 事 項	提 出 期 日
甲種港湾	第四条第一号 及び第三号	調査月の翌月 末日まで	第四条各号	調査年の翌年三月 末日まで
乙種港湾			第四条第一号から 第三号まで	

2 国土交通大臣は、前項の規定により提出された集計表を審査整理し、甲種港湾にあつては月次別及び年次別、乙種港湾にあつては年次別に全国集計をするものとする。

(統計調査員)

第十一条 調査の事務に従事させるため、関係都道府県に法第十四条に規定する統計調査員（以下「調査員」という。）を置く。

2 調査員は、都道府県知事の指揮監督を受け、調査票の配布及び取集め、その他調査に関する事務に従事する。

第十二条 削除

(立入検査等)

第十三条 法第十五条第一項の規定により検査をし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる事項は、第四条に掲げる事項とする。

(結果の公表)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定による集計を港湾統計として編さんし、甲種港湾については月報及び年報を、乙種港湾については年報を次の期日までに公表する。

月報 調査月の翌翌月末日

年報 調査年の翌年十二月末日

(調査票等の保管)

第十五条 調査票は、都道府県知事が二年間保管しなければならない。

2 国土交通大臣は、集計表を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、これを永年保存する。

附 則 （略）

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、港湾調査規則別表の改正規定は、令和二年一月一日から施行する。

(港湾調査規則の一部改正に伴う経過措置)

2 調査期日が前項ただし書きに規定する規定の施行の日前に属する港湾調査（港湾調査規則第一条に規定する調査をいう。）については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第三条関係）

都道府県	甲 種 港 湾	乙 種 港 湾
北海道	稚内港 紋別港 網走港 根室港 釧路港 十勝港 苫小牧港 室蘭港 函館港 小樽港 石狩湾新港 留萌港	宗谷港 枝幸港 霧多布港 えりも港 浦河港 白老港 森港 榎法華港 松前港 江差港 瀬棚港 岩内港 余市港 増毛港 羽幌港 天塩港 香深港 鴛泊港 杓形港 焼尻港 天売港 奥尻港
青森県	青森港 尻屋岬港 むつ小川原港 八戸港	深浦港 七里長浜港 野辺地港 大湊港 川内港 大間港 子ノ口港 休屋港
岩手県	久慈港 宮古港 釜石港 大船渡港	八木港 小本港

宮城県	仙台塩釜港	気仙沼港 雄勝港 女川港 荻浜港 金華山港
秋田県	能代港 船川港 秋田港	戸賀港 本荘港
山形県	酒田港	加茂港 鼠ヶ関港
福島県	相馬港 小名浜港	久之浜港 江名港 中之作港 翁島港 湖南港
茨城県	茨城港 鹿島港	川尻港 土浦港
千葉県	木更津港 千葉港	興津港 館山港 浜金谷港
東京都	東京港	岡田港 波浮港 元町港 利島港 新島港 野伏港 式根島港 神津島港 三池港 御蔵島港 神湊港 八 重根港 青ヶ島港 二見港 沖港
神奈川県	川崎港 横浜港 横須賀港	葉山港 湘南港 大磯港 真鶴港
新潟県	新潟港 柏崎港 直江津港 姫川港 両津港 小木港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港
富山県	伏木富山港	魚津港
石川県	七尾港 金沢港	和倉港 穴水港 宇出津港 小木港 飯田港 輪島港 福浦港 滝港 塩屋港
福井県	福井港 敦賀港 内浦港	鷹巣港 和田港
静岡県	沼津港 田子の浦港 清水 港 大井川港 御前崎港	熱海港 伊東港 下田港 手石港 松崎港 宇久須港 土肥港 相良港 浜名港

愛知県	三河港 衣浦港 常滑港 名古屋港	伊良湖港 倉舞港 東幡豆港 吉田港 河和港 師崎港 内海港 富具崎港
三重県	四日市港 津松阪港 吉津港 尾鷲港 鵜殿港	千代崎港 白子港 宇治山田港 鳥羽港 的矢港 賢島港 浜島港 長島港 引本港 三木里港 賀田港 二木島港 木本港
滋賀県		長浜港 彦根港 大津港 竹生島港
京都府	舞鶴港 宮津港	久美浜港
大阪府	泉州港 阪南港 堺泉北港 大阪港	深日港 尾崎港 泉佐野港
兵庫県	尼崎西宮芦屋港 神戸港 明石港 東播磨港 姫路港 相生港 赤穂港	津居山港 竹野港 柴山港 江井ヶ島港 坂越港 古池港 岩屋港 淡路交流の翼港 浦港 津名港 洲本港 古茂江港 由良港 阿万港 福良港 湊港 都志港 江井港 郡家港 室津港 家島港
和歌山県	新宮港 日高港 和歌山下 津港	宇久井港 勝浦港 浦神港 古座港 袋港 日置港 文里港 由良港 湯浅広港 加太港 大島港
鳥取県	鳥取港	田後港 米子港
鳥取・島根	境港	
島根県	浜田港 三隅港 西郷港	安来港 松江港 軽尾港 法田港 七類港 菅浦港 秋鹿北港 河下港 久手港 宅野港 温泉津港 江津

		港 益田港 重栖港 宇賀港 倉の谷港 物井港 別 府港 波止港 美田港 国賀港 諏訪港 保々見港 知々井港 御波港 堤港 須賀港 日之津港 海士港 来居港 姫の浦港 江島港
岡山県	東備港 岡山港 宇野港 水島港 笠岡港	布浜港 牛窓港 山田港 児島港 鴻島港 黄島港 犬島港 石島港 豊浦港 北木島港 前浦港 小飛島 港 大浦港
広島県	福山港 尾道糸崎港 竹原 港 安芸津港 吉悪港 呉 港 広島港 大竹港 鹿川 港	千年港 須波港 忠海港 福田港 川尻港 横田港 重井港 土生港 佐木港 瀬戸田港 生口港 鯨崎港 木江港 大西港 御手洗港 蒲刈港 奥の内港 袋の 内港 大迫港 釣士田港 小用港（江田島市） 三高 港 中田港 内海港 鷺部矢之浦港 厳島港
山口県	下関港 小野田港 宇部港 三田尻港 徳山下松港 平 生港 柳井港 岩国港	萩港 油谷港 特牛港 室津港 由宇港 角島港 柱 島港 久賀港 白木港 伊保田港 小松港
徳島県	徳島小松島港 橘港	撫養港 栗津港 今切港 中島港 富岡港 日和佐港 浅川港 那佐港 亀浦港
香川県	詫間港 多度津港 丸亀港 坂出港 高松港 風戸港	豊浜港 観音寺港 仁尾港 木沢港 石場港 立石港 久通港 庵治港 牟礼港 志度港 津田港 三本松港 馬越港 北浦港 大部港 坂手港 内海港 三都港 池田港 土庄東港 土庄港 小豊島港 家浦港 大島 港 男木港 女木港 直島港 宮浦港 屏風港 与島 港 大浦港 新在家港 本島港 生ノ浜港 尻浜港 里浦港 小浦港 江の浦港 青木港 手島港 高見港 栗島港 佐柳港

愛媛県	宇和島港 松山港 今治港 東予港 新居浜港 三島川 之江港	御荘港 岩松港 吉田港 玉津港 三瓶港 八幡浜港 川之石港 伊方港 三崎港 三机港 長浜港 伊予港 松前港 北条港 菊間港 森上港 波方港 波止浜港 寒川港 弓削港 立石港 生名港 四坂港 小漕港 長江港 北浦港 伯方港 有津港 枝越港 吉海港 上浦港 宮浦港 大下港 岡村港 中島港 西中港
高知県	高知港 須崎港 宿毛湾港	甲浦港 佐喜浜港 室津港 奈半利港 手結港 久礼 港 佐賀港 上川口港 下田港 下ノ加江港 あしず り港 下川口港
福岡県	博多港 北九州港 苅田港 宇島港 三池港	芦屋港 大牟田港 若津港 大島港
佐賀県	伊万里港 唐津港	諸富港 鹿島港 大浦港 星賀港 仮屋港 呼子港
長崎県	島原港 長崎港 佐世保港 松浦港 厳原港 郷ノ浦港 肥前大島港 松島港 福江 港	小長井港 西郷港 多比良港 堂崎港 須川港 口ノ 津港 小浜港 茂木港 脇岬港 神ノ浦港 瀬戸港 七ツ釜港 太田和港 面高港 瀬川港 小口港 時津 港 長与港 久山港 大村港 彼杵港 川棚港 佐々 港 臼ノ浦港 江迎港 田平港 調川港 佐須奈港 比田勝港 峰港 仁位港 鹿見港 仁田港 竹敷港 勝本港 印通寺港 大島港 福島港 平戸港 川内港 青方港 榎津港 有川港 郷ノ首港 崎戸港 池島港 若松港 相の浦港 岐宿港 富江港 玉ノ浦港 伊王 島港 高島港
熊本県	水俣港 八代港 三角港 熊本港	佐敷港 田浦港 百貫港 河内港 長洲港 鬼池港 本渡港 大門港 牛深港 高浜港 富岡港 合津港

		姫戸港 天草港 上天草港
大分県	中津港 別府港 大分港 佐賀関港 津久見港 佐伯港	高田港 臼野港 国東港 守江港 日出港 臼杵港 浦代港 丸市尾港 姫島港
宮崎県	細島港 宮崎港 油津港	古江港 熊野江港 延岡港 延岡新港 美々津港 内海港 外浦港 福島港 大島港
鹿児島県	志布志港 加治木港 鹿児島港 喜入港 川内港 米之津港 西之表港 宮之浦港（屋久島町） 名瀬港	波見港 根占港 大根占港 鹿屋港 垂水港 桜島港（鹿児島県管理） 浮津港 福山港 隼人港 指宿港 串木野新港 黒之浜港 獅子島港 片側港 長島港 宮之浦港（長島町） 里港 長浜港 大里港 片泊港 田之脇港 大塩屋港 広田港 島間港 浜津脇港 竹島港 硫黄島港 安房港 中之島港 南之浜港 切石港 やすら浜港 小宝島港 宝島港 山間港 古仁屋港 篠川港 湯湾港 大和港 竜郷港 赤木名港 湾港 加計呂麻港 与路港 請島港 亀徳港 平土野港 伊延港 和泊港 住吉港 与論港
沖縄県	金武湾港 中城湾港 那覇港 本部港 運天港 平良港 石垣港	前泊港 野甫港 内花港 仲田港 伊江港 水納港（本部町） 栗国港 兼城港 座間味港 渡嘉敷港 徳仁港 北大東港 南大東港 長山港 多良間港 鳩間港 船浦港 仲間港 船浮港 白浜港 祖納港 小浜港 竹富東港 黒島港 上地港
合 計	1 6 6 港	5 1 2 港

2－3 港湾調査規則第8条の規定に基づく調査票の様式

制定	平成	5年	10月	1日号外	運輸省告示第581号
改正	平成	26年	11月	7日号外	国土交通省告示第1074号

港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号）第8条の規定に基づき、第1号様式から第2号様式までを次のように定める。



港 湾 調 査 （甲種港湾調査票）

この調査は、統計法（平成 1 9 年法律第 5 3 号）及び港湾調査規則（昭和 2 6 年運輸省令第 1 3 号）に基づいて行う港湾調査の一部で、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理の上できわめて重要な資料を得るために実施するものです。

この調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、絶対に他に漏れることはなく、秘密の保護には万全を期していますので、報告者は、ありのままの事実を期日までに報告して下さい。

2 0年月分

※
調査港湾

港

※

提出期日 毎月分を翌月 1 0 日まで。

※印の欄は、報告者は記入しないで下さい。

報 告 者 事業者名所在地氏 名

※
所 属 氏 名

入 港 船 舶						船舶	海 上 出 入 貨 物										備 考			
入 港 日	上段：船名 下段：総トン数	航 路 名	国 籍	用 途	係留状況		乗降人員 上段：乗込人員 下段：上陸人員	貨物の内容					コンテナ又はシャーシ				個 数 又は 台 数			
					場 所	時 間 上段：着岸時刻 中段：離岸時刻 下段：係留時間		区分 1 輸出 2 移出 3 輸入 4 移入	仕向港 又は 仕出港	最 終 船 卸 港 又は 最 初 船 積 港	貨物形態 1 コンテナ 2 シャーシ 3 その他	上段：品 名 又は 車 種 下段：数 量 (トン又 は台)	種 類		1 コンテナ 2 空コンテナ 3 シャーシ 4 空シャーシ	個 数 又は 台 数				
													種 別	長 さ						
						月 日 時 分														
						月 日 時 分														
						日 時 分														
						月 日 時 分														
						月 日 時 分														
						日 時 分														
						月 日 時 分														
						月 日 時 分														
						日 時 分														
						月 日 時 分														
						月 日 時 分														
						日 時 分														
						月 日 時 分														
						月 日 時 分														
						日 時 分														
						月 日 時 分														
						月 日 時 分														
						日 時 分														

注 1 「区分」、「貨物形態」及び「種類」の欄は、該当する番号を記入して下さい。ただし、自動車航送船の場合に限り、「貨物形態」の欄は記入しないで下さい。

2 「数量」及び「個数又は台数」の欄は、その下段にトランシップ分の数を入力して下さい。

3 「貨物の内容」の欄は、自動車航送船の場合に限り、車種及び台数を記入して下さい。



政府統計

港 灣 調 查 (乙種港灣調查票)

基幹統計調査

秘

調査期日	毎年末
------	-----

国土交通省

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）及び港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号）に基づいて行う港湾調査の一部で、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理の上できわめて重要な資料を得るために実施するものです。

この調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、絶対に他に漏れることはなく、秘密の保護には万全を期していますので、報告者は、ありのままの事実を期日までに報告して下さい。

20  年分

※	調查	港灣	港
※	：	：	：

提出期日 毎年分を翌年1月31日まで。

※印の欄は、報告者は記入しないで下さい。

報 事業者名

告 所 在 地

者 氏 名

調査員 所属氏名

1. 入港船舶

		隻 数	総 ト ン 数
外航商船	500総トン以上		
(フェリーは除く)	5総トン以上500総トン未満		
内航商船	500総トン以上		
(フェリーは除く)	5総トン以上500総トン未満		
自動車航送船（フェリー）			
漁 船			
避 難 船			
そ の 他			

2. 船舶乗降人員

航 路		人 員 (人)
外国航路	乗 込	
	上 陸	
内国航路	乗 込	
	上 陸	

3. 海上出入貨物

(1) 貨物の内容

[illegible]

注1 「貨物形態」の欄は、該当する番号を記入して下さい。ただし、自動車航送船の場合は記入しないで下さい。

2 自動車航送船の場合に限り、車種及び台数を記入して下さい。

(2) コンテナ又はシャーシ

	輸 出	移 出	輸 入	移 入
40ftコンテナ (個)				
20ftコンテナ (個)				
その他コンテナ (個)				
シャーシ (台)				

40ft : 40ft以上

20ft: 20ft以上40ft未満

その他：20ft未満

2－4 集計表様式

港湾調査規則第10条第1項の規定に基づく集計表の様式

〔国総情交第144号〕
令和元年12月20日

様式NO. 1	入港船舶集計表
様式NO. 2	船舶乗降人員集計表
様式NO. 3－1	海上出入貨物集計表（輸出）
様式NO. 3－2	海上出入貨物集計表（輸入）
様式NO. 3－3	海上出入貨物集計表（移出）
様式NO. 3－4	海上出入貨物集計表（移入）
様式NO. 4－1	コンテナ個数・シャーシ台数集計表（輸出）
様式NO. 4－2	コンテナ個数・シャーシ台数集計表（輸入）
様式NO. 4－3	コンテナ個数・シャーシ台数集計表（移出）
様式NO. 4－4	コンテナ個数・シャーシ台数集計表（移入）
様式NO. 5	泊地係船岸及び本船荷役集計表
様式NO. 6	集計表（月報）
様式NO. 7－1	乙種港湾集計表（その1）
様式NO. 7－2	乙種港湾集計表（その2）
様式NO. 7－3	乙種港湾集計表（その3）
様式NO. 8	航路別入港船舶・コンテナ個数集計表

入 港 船 舶 集 計 表

データ 区 分	※修正区分		都道府県名	港湾名	港格別 コードⅠ (甲種)	※港格別コードⅡ			調査年 (西暦)	検 印	
	1	新規・変更・追加 削 除				2	1	0			9
							2	1			0
							3	7			8
1					1						

種 別	計			30,000総トン以上			10,000総トン以上 30,000総トン未満			6,000総トン以上 10,000総トン未満			
			11 T			11 1			11 2			11 3	
	隻 数	総 ト ン 数		隻 数	総 ト ン 数		隻 数	総 ト ン 数		隻 数	総 ト ン 数		
	10	12	18	19	28	12	18	19	28	12	18	19	28
計	T												
外 航 商 船	1												
外 航 自 航	2												
内 航 商 船	3												
内 航 自 航	4												
漁 船	5												
避 難 船	6												
そ の 他	7												

種 別	3,000総トン以上 6,000総トン未満			1,000総トン以上 3,000総トン未満			500総トン以上 1,000総トン未満			5総トン以上 500総トン未満			
			11 4			11 5			11 6			11 7	
	隻 数	総 ト ン 数		隻 数	総 ト ン 数		隻 数	総 ト ン 数		隻 数	総 ト ン 数		
	10	12	18	19	28	12	18	19	28	12	18	19	28
計	T												
外 航 商 船	1												
外 航 自 航	2												
内 航 商 船	3												
内 航 自 航	4												
漁 船	5												
避 難 船	6												
そ の 他	7												

記入注意 ※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第1号様式）の各該当欄を集計した結果を記載して下さい。

船舶乗降人員集計表

データ 区分	※修正区分		都道府県名	港湾名	港格別 コードⅠ (甲種)	※港格別コードⅡ		調査年 (西暦)	検 印
						国際戦略港湾			
						国際拠点港湾			
						重要港湾			
	新規・変更・追加			※港コード		地方港湾			
1	2	1	2	3	7	8	1	77	80
2	削 除	2					1		

区 分	合 計	外 国 航 路				内 国 航 路			
		乗 込		上 陸		乗 込		上 陸	
		11	18	11	18	11	18	11	18
年 計									
1 月									
2 月									
3 月									
4 月									
5 月									
6 月									
7 月									
8 月									
9 月									
1 0 月									
1 1 月									
1 2 月									

記入注意 ※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第1号様式）を集計した結果を記載して下さい。

記入注意 ※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第1号様式）の輸出貨物について集計した結果を記載して下さい。

記入注意 ※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第1号様式）の輸入貨物について集計した結果を記載して下さい。

[illegible]

本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第1号様式）の移出貨物について集計した結果を記載して下さい。

[illegible]

※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第1号様式）の移入貨物について集計した結果を記載して下さい。

コンテナ個数・シャーシ台数集計表

データ 区 分	※修正区分		都道府県名	港湾名	港格別 コードⅠ (甲種)	※港格別コードⅡ		輸 出	調査年 (西暦)	検 印
	新規・変更・追加	削 除				国際戦略港湾	国際拠点港湾			
1		2				0				
4		1		※港コード	3	7	1			
		2			8		2	10	77	80
					1		3	1		

[illegible]

※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第1号様式）の各該当欄を集計した結果を記載して下さい。

コンテナ个数・シャーシ台数集計表

データ 区 分	※修正区分		都道府県名	港湾名	港格別 コードⅠ (甲種)	※港格別コードⅡ		輸 入	調査年 (西暦)	検 印
	1	2				3	4			
	新規・変更・追加	1		※港コード	7	国際戦略港湾	0			
	削 除	2				国際拠点港湾	1			
						重 要 港 湾	2	10	77	80
					1	地 方 港 湾	3	2		

[illegible]

※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第1号様式）の各該当欄を集計した結果を記載して下さい。

コンテナ个数・シャーシ台数集計表

データ 区 分	※修正区分		都道府県名	港湾名	港格別 コードⅠ (甲種)	※港格別コードⅡ		移 出	調査年 (西暦)	検 印
		2				国際戦略港湾	0			
						国際拠点港湾	1			
						重 要 港 湾	2			
1	新規・変更・追加	1			8	地方港湾	3	10	77	80
4	削 除	2			1			3		

[illegible]

※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第1号様式）の各該当欄を集計した結果を記載して下さい。

港湾名	港格別 コード I	※港格別コード II 国際戦略港湾	移入
-----	--------------	----------------------	----

[illegible]

※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第1号様式）の各該当欄を集計した結果を記載して下さい。

泊地係船岸及び本船荷役集計表

データ 区分	※修正区分		都道府県名	港湾名	※港格別コード		調査年 (西暦)	検 印
					国際戦略港湾	8		
					国際拠点港湾	1		
					重要港湾	2		
					地方港湾	3		
1	新規・変更・追加	2		※港コード	3	7		
5	削除	2					77	80

[illegible]

記入注意

※の欄は、記入しないで下さい。

本表は、当該港湾の施設の管理者の調査並びに施設利用者からの調査票（第1号様式）により報告されたものから、500総トン以上の船舶について集計した結果を記載して下さい。

集 計 表（月 報）

様式NO. 6

※データ区分		※修正区分		都道府県名	港湾名	※港格別コード		調査年（西暦）	検 印
1						8		77 80	
入 港 船 舶	4					国際戦略港湾	0		
海上出入貨物	5	2			※港コード	国際拠点港湾	1		
自動車航送車両	6	新規・変更・追加		1		重 要 港 湾	2	調査月	
コンテナ個数	7	削 除		2		地 方 港 湾	3	9 10	

入 港 船 舶	種別		船舶種別	計		500総トン以上		5～500総トン未満	
				隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
			11 12	17 18	26				
	計		T						
	外	航	商 船	1					
	外	航	自 航	2					
	内	航	商 船	3					
	内	航	自 航	4					
	漁		船	5					
	避	難	船	6					
	そ	の	他	7					
海 上 出 入 貨 物 （トン）	区 分		貨物種別	計		出		入	
			11			12	19 20	21	
	合 計	計		T					
		外貿（フェリーを除く。）		1					
		内貿（フェリーを除く。）		2					
	コンテナ貨物	計		C					
		外貿（フェリーを除く。）		3					
		内貿（フェリーを除く。）		4					
	シャーシ貨物	計		S					
		外貿（フェリーを除く。）		5					
		（うちシャーシコンテナ）		6					
		内貿（フェリーを除く。）		7					
		（うちシャーシコンテナ）		8					
	その他	計		E					
		外貿（フェリーを除く。）		9					
		内貿（フェリーを除く。）		0					
自 動 車 航 送 車 両 （台）	区 分		車種別	計		出		入	
			13			14	21 22	23	
	計		12 T						
	外航自航	バス	特 大	1					
			大 型	2					
			普 通	3					
		1	小 型	4					
	内航自航	トラック	特 大	1					
			大 型	2					
			普 通	3					
		2	小 型	4					
	乗用車	普通・小型		1					
		軽 四 輪		2					
		その他		1					
		軽トラック		1					
	4	4	トラック・トレーラー	2					
コンテナ個数	区 分		11	計		12	19 20	21	
	計		T						
	外貿コンテナ個数（TEU）		1						
	内貿コンテナ個数（TEU）		2						

記入注意

※の欄は、記入しないで下さい。

本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第1号様式）の各該当欄を集計した結果を記載して下さい。

乙 種 港 湾 集 計 表 (その1)

データ区分	※修正区分	都道府県名	港湾名	港格別 コード I (乙種)	※港格別コード II	調査年 (西暦)	検 印	
1					9			
入 港 船 舶	2		※港コード		国際戦略港湾	0		
1			3	7	国際拠点港湾	1		
船 舶 乗 降 人 員	1				重 要 港 湾	2	77	80
2	新規・変更・追加				地 方 港 湾	3		
コンテナ・シャーシ	2							
4	削 除			2				

1. 入港船舶

種 別			隻 数		総 ト ン 数		
		10	11	12	18	19	28
外航商船	5 0 0 総トン以上	1	5				
	5 総トン以上 5 0 0 総トン未満	1	7				
内航商船	5 0 0 総トン以上	3	5				
	5 総トン以上 5 0 0 総トン未満	3	7				
自 動 車 航 送 船 （ フ ェ リ ー ）		4					
漁 船		5					
避 難 船		6					
そ の 他		7					
計		T					

2. 船舶乗降人員

航 路		乗込人員		上陸人員		
		10	11	18	19	26
外 国 航 路		1				
内 国 航 路		2				
計		T				

3. コンテナ又はシャーシ

種 別	輸 出		輸 入		移 出		移 入		
	10	11	19	20	28	29	37	38	46
コンテナ個数（４０ｆｔ以上）	1								
コンテナ個数（２０ｆｔ以上　４０ｆｔ未満）	2								
コンテナ個数（２０ｆｔ未満）	3								
シャーシ台数	4								

記入注意 ※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第2号様式）を集計した結果を記載して下さい。

様式NO. 7-2

乙 種 港 湾 集 計 表 (その2)

データ 区 分	※修正区分		都道府県名	港湾名	港格別 コードⅠ (乙種)	※港格別コードⅡ			調査年 (西暦)	検 印
	1	2				国際戦略港湾	9	0		
						国際拠点港湾	1	1		
						重 要 港 湾	2	77		
3	削 除	2	※港コード	3	7	8	2	地 方 港 湾	3	

輸 出	輸送形態			品種又は車種	※コード	合 計 (ト ン 又 は 台)	コンテナ貨物 (トン)	シャーシ貨物 (トン)		その他の貨物 (トン)					
	1	一 般	うちシャーシコンテナ (トン)												
								2	自 航						
10	11	2	自 航	12	14	26	35	36	45	46	55	56	65	66	75
1															
1															
1															
1															
1															
1															
1															
1															
1															
1															
1															

輸 入	輸送形態			品種又は車種	※コード	合 計 (ト ン 又 は 台)	コンテナ貨物 (トン)	シャーシ貨物 (トン)		その他の貨物 (トン)					
	1	一 般	う ち					シャーシコンテナ (トン)							
									2		自 航				
10	11	2		12	14	26	35	36	45	46	55	56	65	66	75
2															
2															
2															
2															
2															
2															
2															
2															
2															
2															
2															
2															

記入注意 ※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第2号様式）を集計した結果を記載して下さい。

乙 種 港 湾 集 計 表 (その3)

データ 区 分	※修正区分		都道府県名	港湾名	港格別 コードⅠ (乙種)	※港格別コードⅡ			調査年 (西暦)	検 印		
	1	新規・変更・追加 削 除				2	国際戦略港湾	0			77	80
							国際拠点港湾	1				
							重 要 港 湾	2				
3			※港コード	3	7	8	2	地方港湾	3			

移出	輸送形態			品種又は車種	※コード	合 計 (ト ン 又 は 台)	コンテナ貨物 (トン)	シャーシ貨物 (トン)			その他の貨物 (トン)				
	1	一 般						うちシャーシコンテナ (トン)							
		2	自 航												
10	11			12	14	26	35	36	45	46	55	56	65	66	75
3															
3															
3															
3															
3															
3															
3															
3															
3															
3															
3															
3															

移入	輸送形態			品種又は車種	※コード	合 計 (トン 又は 台)	コンテナ貨物 (トン)	シャーシ貨物 (トン)				その他の貨物 (トン)				
	1	一 般	2					自 航	うちオンシャーシコンテナ (トン)							
10	11	2			12	14	26	35	36	45	46	55	56	65	66	75
4																
4																
4																
4																
4																
4																
4																
4																
4																
4																
4																
4																

記入注意 ※の欄は、記入しないで下さい。
 本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第2号様式）を集計した結果を記載して下さい。

データ区分		※修正区分		都道府県名	港湾名 ※港コード	港格別 コードⅠ (甲種)	※港格別コードⅡ ⁹			調査年 (西暦) 7780	検印	
			2				国際戦略港湾					0
							国際拠点港湾					1
							重要港湾					2
							地方港湾					3
航路別入港船舶・コンテナ個数	1 8	新規・変更・追加 削除	1 2		37		8 1					

1. 入港船舶

航 路 別		入 港 船 舶	
		隻 数	総トン数
		11 12	13 17 18 20
合 計	TT		
外 航 定 期 計	ST		
世界一周	11		
北米西岸（メキシコ含む）	12		
北米東岸（カリビア海含む）	13		
北欧・地中海	14		
南米西岸	15		
南米東岸	16		
アフリカ	17		
豪州・NZ・南太平洋	18		
印パ・ペルシャ・ベンガル	19		
東南アジア	20		
台湾	21		
韓国	22		
中国（香港含む）	23		
ナホトカ	24		
外 航 不 定 期	31		

2. コンテナ个数 (単位: TEU)

[illegible]

3. 調査票記入要領

3-1 港湾調査の調査票記入要領

港湾調査の調査票記入要領

〔令和元年12月20日〕
〔国総情交第146号〕

1. 入港船舶関係

(1) 調査対象船舶

積載貨物、乗客の有無にかかわらず総トン数（国内総トン数）5トン以上の入港船舶（調査水域に入った船舶）について調査する。ただし、以下に掲げる船舶については調査対象外とする。

①非独航船（例 非独航はしけ、バージ等）

②船舶の資格を有していない船舶（例 新造船、廃船）

③人力に依存して運転される小舟（例 端船（たんしゅう）、ろかいで運転する船等）

（注）1. 新造船及び廃船について

- （1）新造船（港内において建造されたもの）が他力で出港する場合は、貨物（中分類「256 その他輸送機械」）として処理する。自力（船舶としての資格を有し）で出発の場合は、貨物とはいえないため調査対象外とし、また、出港のみなので入港船舶隻数にも計上しない。
- （2）廃船の目的であっても、自力で入港したものは入港船舶（船舶用途「その他の船舶」）とする。他力で曳航又は上積されて入港した廃船は、入港船舶とせず貨物（中分類「481 金属くず」）として処理する。
- （3）廃船を曳航してきた船舶は、総トン数が5トン以上であれば調査対象とする。

2. プッシャーバージについて

- （1）プッシャーバージが入港した場合は、プッシャー（押し船）とバージ（台船）を併せて1隻とする。
- （2）この総トン数は、「一体型プッシャーバージ」については、プッシャーとバージの総トン数を併せた総トン数とし、「一体型プッシャーバージ以外のプッシャーバージ」については、プッシャーのみの総トン数とする。

(2) 調査時点及び係留状況

調査対象船舶が、調査港湾の調査水域に入り最初の港湾施設（港湾法第2条第6項の認定を受けた港湾施設を含む。）に到着したときを調査時点とする。

係留状況の場所は、港湾EDIバース名とし、係留状況の時間は、調査船舶の着岸時刻及び離岸時刻又は係留時間のいずれかを記入する。

（注）調査対象港湾の調査区域（水域、陸域）から離れたところに施設を設けて係留、荷役などを行う場合も、港湾法第2条第6項の認定を受けた施設であれば調査を行う。（例 シー・バース）

港湾法第2条第6項…前項第1号から第11号までに掲げる施設（水域施設、外郭施設等）で、港湾区域及び臨港地区内にないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によつて認定したものは、港湾施設とみなす。

(3) 航路名及び国籍

①航路名は、次の表による。

区 分			コード
内航定期			0 1
内航不定期			0 2
外航定期	世界一周		1 1
	北米西岸(メキシコ含む。)		1 2
	北米東岸(カリビヤ海含む。)		1 3
	北欧・地中海		1 4
	南米西岸		1 5
	南米東岸		1 6
	アフリカ		1 7
	豪州・ニュージーランド・南太平洋		1 8

区 分			コード
外航定期	印パ・ペルシャ・ベンガル		1 9
	東南アジア		2 0
	台湾		2 1
	韓国		2 2
	中国(ホンコン含む。)		2 3
	ナホトカ		2 4
外航不定期			3 1
避難			4 1
その他			6 1

②国籍は、よう船側の国籍とする。

(4) 船舶区分及び船舶用途

①船舶区分は、次の表による。

区 分	内 容
商 船	客船（クルーズ船、遊覧船を含む）、貨客船、貨物船（各種専用船、コンテナ船、R O R O 船を含む。）及び油送船（タンカー）をいう。
自動車航送船 （フェリー）	海上運送法による一般旅客定期航路事業の許可を受け又は人の運送をする貨物定期航路事業の届出をし、自動車航送を行う船舶をいう。
漁 船	次のそれぞれに該当する船舶をいう。 （１）もっぱら漁業に従事する船舶 （２）漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの （３）もっぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶 （４）もっぱら漁場に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するもの
避 難 船	船種、国籍及び用途を問わず次の理由によって避難した船舶をいう。 （１）荒天のため出戻った場合 （２）荒天を避けるため、予定を変更して寄港した場合 （３）海難事故のため、自力又は他力によって入港した場合 （４）荒天のため、燃料等を消費してその補給のため入港した場合
そ の 他	上記以外の船舶をいう（引船、官庁船、軍用船、修理船、工事用船舶等）。

(注) 漁船の登録を受けた船舶であっても、漁獲物以外の物品を運送する場合又は漁場から市場までの運搬以外の漁獲物を運搬する場合は、その船舶は海上運送を行ったものと考え、船舶区分は「商船」とする。また、外国漁船（日本船舶以外の船舶）が漁獲物等を貿易のため調査港湾に運搬した場合も「商船」とする。

②船舶用途は、次の表による。

区 分		コード	区 分		コード
商船	客船	T 6 9	商船	石炭船	T 8 6
	貨客船	T 7 0		鉱石船	T 8 7
	一般貨物船	T 7 1		自動車専用船（P C C 船等）	T 8 8
	油送船	T 7 2		その他専用船	3
	L P G 船	T 7 3		フルコンテナ船	T 9 0
	L N G 船	T 7 4		セミコンテナ船	8
	プロダクトオイルタンカー	T 7 8		R O R O 船	T 9 2
	内航ケミカル船	2	自動車航送船（フェリー）		T 9 3
	外航ケミカル船	4	漁船		T 9 4
	その他のタンカー・タンク船	1 2	その他	作業船	T 9 5
	穀物船	T 7 9		パトロール船	T 9 6
	材木船	T 8 0		曳船・押船	T 9 7
	チップ船	T 8 2		訓練船	U 1 4
	鋼材船	T 8 3		軍艦	T 8 9
	砂利・砂・石材船	T 8 4		その他の船舶	1 1
	セメント船	T 8 5			

（注）同一船舶であっても、入港の都度船舶用途が異なる場合は、その積荷や荷姿等により、都度、船舶用途を判断するものとする。

2. 船舶乗降人員関係

（1）調査対象人員

船舶（船舶の総トン数に関係なく、すべての船舶が調査対象）により調査港湾に出入した乗降客数について調査する。ただし、以下に掲げる者については調査対象外とする。

- ①同一港内を往来した乗降客
- ②当該船舶の船員及び従業員
- ③自動車航送船（フェリー）の乗降人員のうち、乗船券を購入しないトラック、バス、乗用車及びその他車両の乗員、乗客

（注）1. 調査港湾で観光客が乗船し、その調査水域外を遊覧し、再び同一調査港湾で上陸した場合は、その観光客が調査水域外で上陸するか否かにかかわらず、調査人員とする。したがって、観光客 1 人につき「乗込人員 1 人」、「上陸人員 1 人」としてそれぞれ計上する。

2. 外国航路の乗降客数には、通常の出入国客に加えて、観光のための一時的な寄港及び緊急上陸等に伴う乗込人員及び上陸人員も含める。

3. 乗降客数は、乗船券を購入した者を調査対象としていることから、子どもについても乗船券を購入すれば調査対象とする。なお、子どもの乗降人員も大人と同様に 1 人として計上する。

（2）調査時点

乗降客が乗込又は上陸したときとする。

3. 海上出入貨物関係（全般）

（1）調査対象貨物

船舶（船舶の総トン数に関係なく、すべての船舶が調査対象）又は「はしけ」によって、調査港湾と他の港湾（漁港を含む。）等との間で輸送された貨物について調査する。ただし、以下に掲げる貨物については調査対象外とする。

- ①郵便物、旅客けい帯品（手荷物）及び船舶から排出されるごみ等
- ②港内移動貨物及び港内浚渫土砂
- ③他の港湾又は調査水域外の海上から運搬され、陸揚されず調査水域内の建設現場に投棄される工使用資材
- ④自動車航送船（フェリー）に積載されたトラック又はその他車両に積込まれていた貨物
（例 フェリーに積載されたトラックの荷台に積まれている積荷）

（2）調査時点

出入貨物が港湾施設（水面貯木場を含む。）において荷役されたときとする。

（3）外国貿易貨物及び内国貿易貨物

調査対象港湾に出入した、外国貿易貨物（輸出・輸入）及び内国貿易貨物（移出・移入）について調査する。

- ①外国貿易貨物（輸出・輸入）とは、調査港湾と外国の港湾との間で直接取引のあった出入貨物のことをいう。
- ②内国貿易貨物（移出・移入）とは、上記の外国貿易貨物以外のものをいう。
なお、以下に掲げる貨物は内国貿易貨物扱いとする。
 - （ア）国内の他の港湾で積換えて外国の港湾へ輸送されるもの
 - （イ）国内の港湾を経由して（陸揚又は通関手続がされて）外国から輸送されてきたもの
 - （ウ）外航船舶に積込む船舶用品
 - （エ）外航船舶として入港し、内航船舶に資格が変わった場合の積載貨物
 - （オ）外航船舶によって輸送される内国貿易貨物

（4）仕向港・仕出港及び最終船卸港・最初船積港

仕向港は、調査貨物を最初に船卸した港湾をいい、仕出港は、調査貨物を最終に船積した港湾をいう。また、最終船卸港は、調査貨物を最終に船卸した港湾をいい、最初船積港は、調査貨物を最初に船積した港湾をいう。

輸出貨物・移出貨物については、「仕向港」及び「最終船卸港」を調査し、輸入貨物・移入貨物については、「仕出港」及び「最初船積港」を調査する。

（注）この調査は、甲種港湾について行う。

（5）トランシップ（T／S）

トランシップ（transhipment）とは、船積港から船卸港まで同一船舶で運送されずに、途中港で積み替えされることをいう。すなわち、A国の船積港から積み出された貨物が、B国（日本国）の中継港湾（当該調査港湾）で他船に積み替えられて、C国の船卸港まで運送される場合、この貨物をトランシップ貨物という。

外国貿易貨物（輸出・輸入）について、トランシップによって運送される貨物を調査し、貨物の「数量」及び「個数又は台数」の欄の下段にトランシップ分の数を記入する。

（注）この調査は、甲種港湾について行う。

（6）貨物形態

貨物形態に応じて、「コンテナ貨物」、「シャーシ貨物」及び「その他」に分けて調査する。

（注）1. 「コンテナ貨物」については、コンテナの中身の物品の数量及びコンテナの個数を何個取り扱ったかを調査する。

（詳細は、「4. 海上出入貨物関係（コンテナ貨物）」参照。）

- ２．「シャーシ貨物」については、シャーシに積載した物品の数量及びシャーシの台数を何台取り扱ったか調査する。

（詳細は、「５．海上出入貨物関係（シャーシ貨物）」参照。）

- ３．「その他」とは、「コンテナ貨物」や「シャーシ貨物」に該当しない貨物をいい、穀物、塩、石炭、鉱石等を粉粒体のまま包装せずに船舶に積み込む、いわゆる「バルク貨物（ばら積み貨物）」等がこれに該当する。

（７）品種分類

別表の品種分類表に基づき、「中分類（82品種）」で分類

（８）貨物の数量

貨物の数量のうちトンとは、原則として「フレート・トン」によることとする。すなわち、容積は 1. 1 3 3 m³（4 0 立方フィート）、重量は 1, 0 0 0 キログラムを 1 トンとし、容積と重量のうちいずれか大きい数値をもって計算することとする。（小数点以下は、第 1 位を四捨五入する。）

ただし、商慣習に従っている貨物は、その慣習に従って計算する。

（注）商品として運送する車両（自動車専用船（P C C 船等）で新車又は中古車を運ぶ場合等）については、台数ではなく、次の表の換算率で計算したトン数を計上することとする。

車種区分		内容（車両長）	換算率 (フレート・トン／台)
バ ス	特 大	9 m 以上～	7 5
	大 型	7 m 以上～ 9 m 未満	5 0
	普 通	5 m 以上～ 7 m 未満	3 0
	小 型	5 m 未満	2 0
トラック	特 大	9 m 以上～	7 0
	大 型	7 m 以上～ 9 m 未満	5 0
	普 通	5 m 以上～ 7 m 未満	3 0
	小 型	4 m 以上～ 5 m 未満	1 0
乗 用 車	普 通 ・ 小 型	4 m 以上～	1 0
	軽 四 輪	4 m 未満	5
そ の 他	軽 ト ラ ッ ク	4 m 未満	5
	トラック・トレーラー	1 2 m 以上～	1 1 0
	二 輪 自 動 車	1 台	1
	自 転 車	1 0 台	1

（９）その他

- ① 調査対象港湾から工事用資材を船舶に船積みし、調査区域外の海上又は他の港湾の建設現場へ運搬する場合は、仕向港を「海上」とする移出貨物とする。
- ② 調査対象港湾の調査区域外の土砂採取場等（海上）から土砂等を船舶に船積みし、調査港湾へ運搬し陸揚した場合は、仕出港を「海上」とする移入貨物とする。
- ③ 漁獲物は、仕出港を「海上」とする移入貨物とする。
- ④ 船舶用品は仕向港を「海上」とする移出貨物とする。

（注）船舶用品とは、船舶自身が運行上必要とする品物で、船舶運航用の燃料、食料、その他消耗品等である。船舶用品は、各品種に組入れることとする。

（例）燃料としての重油、食料としての水・米・野菜、船舶補修用の木材類及び漁船の場合における貯蔵用の塩・氷、操業用のエサその他消耗品、漁具機械類の補修用材料等
なお、外航船舶であっても、船舶用品は船内で消費されるため「移出」として扱う。

4. 海上出入貨物関係（コンテナ貨物）

「コンテナ貨物」については、コンテナの中身の物品の数量及びコンテナの個数を何個取り扱ったかを調査する。この他については、「3. 海上出入貨物関係（全般）」に準拠する。

（1）貨物の数量

コンテナに詰められた中身の物品について、別表の品種分類表に基づき「中分類（82品種）」で分類し、その品種ごとにフレート・トン进行调查する。

（注）コンテナの中身が判別できない場合は、中分類「531 取合せ品」とする。

（2）コンテナ取扱個数

コンテナの「種類」、「種別」及び「長さ」毎にコンテナの取扱個数をそれぞれ調査する。

コンテナ又は空コンテナの取扱個数は、船名、係留状況（場所）、貨物の内容（区分、仕向港又は仕出港、最終船卸港又は最初船積港）ごとにまとめて記入する。

①コンテナの種類は、次のようにする。

コンテナ …港湾において船卸し又は船積みされる時点の貨物がコンテナに収容されているもの（いわゆる「実入コンテナ」）

空コンテナ…貨物を収容していないコンテナ（例 回送中のコンテナ）

②コンテナの種別は、次のようにする。

ドライ …温度調節を必要としない貨物の輸送に用いる一般コンテナ

リーファー…生鮮食料品等で冷凍又は冷蔵を要する貨物の輸送に用い、冷凍機を内蔵して温度設定可能なコンテナ

その他 …重量物や液体、粒体、粉体等の特殊な貨物の輸送に用いるオープントップコンテナ、タンクコンテナ、バルクコンテナ等

③コンテナの長さは、次のようにする。

（a）甲種港湾

コンテナの長さ	調査票第1号様式の区分
9フィート未満	8フィート
9フィート以上～11フィート未満	10フィート
11フィート以上～20フィート未満	12フィート
20フィート以上～24フィート未満	20フィート
24フィート以上～35フィート未満	24フィート
35フィート以上～40フィート未満	35フィート
40フィート以上～45フィート未満	40フィート
45フィート以上	45フィート

（b）乙種港湾

コンテナの長さ	調査票第2号様式の区分
20フィート未満	その他
20フィート以上～40フィート未満	20フィート
40フィート以上	40フィート

（注）1. 空コンテナを回送する場合は、コンテナ自体は貨物と考えず、コンテナ取扱個数にのみ計上する。

2. 空コンテナ自体が商品の場合は、コンテナ自体を貨物と考え、貨物形態の欄に「3」と記入し、その質量を中分類「521 輸送用容器」としてフレート・トン进行调查する。この際、コンテナ取扱個数には計上しない。

5. 海上出入貨物関係（シャーシ貨物）

「シャーシ貨物」については、シャーシに積載した物品の数量及びシャーシの台数を何台取り扱ったか調査する。この他については、「3. 海上出入貨物関係（全般）」に準拠する。

（1）貨物の数量

シャーシに積載した物品について、別表の品種分類表に基づき「中分類（82品種）」で分類し、その品種ごとにフレート・トン进行调查する。

（注）シャーシに積載した物品が判別できない場合は、中分類「531 取合せ品」とする。

（2）シャーシ取扱台数

シャーシの「種類」に応じて、シャーシの取扱台数を調査する。

シャーシの取扱台数は、船名、係留状況（場所）、貨物の内容（区分、仕向港又は仕出港、最終船卸港又は最初船積港）ごとにまとめて記入する。

シャーシの種類は、次のようにする。

シャーシ …港湾において船卸し又は船積みされる時点の貨物がシャーシ（貨物を運ぶための台車）に積載されたもの

空シャーシ …貨物を積載していないシャーシ（例 回送中のシャーシ）

オンシャーシ…シャーシにコンテナを積載したもの

なお、「トレーラーヘッド」と切り離されていない状態のもの又は一体化し切り離すことのできないトレーラーはシャーシとして扱わず、自動車として扱うこととする。

- （注） 1. オンシャーシコンテナの場合は、貨物形態の欄に「1、2」と記入し、コンテナ取扱個数とシャーシ取扱台数をそれぞれ計上する。
2. 空シャーシを回送する場合及び空シャーシ自体が商品の場合は、シャーシ自体を貨物と考え、「3. 海上出入貨物関係（8）」の表中の車種区分「トラック」または「トラック・トレーラー」の中から車両長が最も近い形態を選び、その換算率を使用して、フレート・トン計上する。なお、貨物形態の欄には「3」を記入し、品名は中分類「256 その他輸送機械」とする。
3. 空シャーシを回送する場合はシャーシ取扱台数に空シャーシ台数を計上するが、空シャーシ自体が商品の場合はシャーシ取扱台数には計上しない。

6. 自動車航送船（フェリー）

（1）調査対象船舶

海上運送法による一般旅客定期航路事業の許可を受け又は人の運送をする貨物定期航路事業の届出し、自動車航送を行う船舶について調査する。

この他については、「1. 入港船舶関係」に準拠する。

（2）乗降人員

乗船券を購入した者（自動車を伴わない一般船客も含める。）のみを調査対象とし、乗船券を購入しないトラック・バス・乗用車及びその他車両の乗員、乗客は調査対象外とする。

この他については、「2. 船舶乗降人員関係」に準拠する。

(3) 自動車航送台数

自動車航送船で運送する乗船券を購入したバス、トラック、乗用車等については、仕向港又は仕出港、最終船卸港又は最初船積港ごとに、次の車種区分で台数を調査する。

車種区分			コード	内容（車両長）
バス	特	大	6 1 1	9 m以上～
	大	型	6 1 2	7 m以上～9 m未満
	普	通	6 1 3	5 m以上～7 m未満
	小	型	6 1 4	5 m未満
トラック	特	大	6 2 1	9 m以上～
	大	型	6 2 2	7 m以上～9 m未満
	普	通	6 2 3	5 m以上～7 m未満
	小	型	6 2 4	4 m以上～5 m未満
乗用車	普通・小型		6 3 1	4 m以上～
	軽	四輪	6 3 2	4 m未満
その他	軽トラック		6 4 1	4 m未満
	トラック・トレーラー		6 4 2	12 m以上～

- (注) 1. 「二輪自動車（バイク）」及び「自転車」の台数は、調査対象外とする。
2. カタピラを有する自動車、ロードローラー等は、その形状に応じてトラックの車種区分で計上する。

(4) 海上出入貨物

自動車航送船により航送される車両自体が調査対象であり、トラック又はその他車両に積込まれていた貨物については、調査対象外である。

ただし、車両に積込まれていない一般の貨物又は商品としての車両を輸送した場合は、貨物船が輸送したものとして処理し、外国貿易貨物又は内国貿易貨物に計上する。この場合は、「3. 海上出入貨物関係（全般）」に準拠する。

7. 備考欄

同じ船舶が、同じ区間を反復して運航する場合は、備考欄に入港回数を記入し、係留時間の欄にはその合計の係留時間を、船舶乗降人員、貨物の数量及びコンテナ又はシャーシの個数又は台数の欄はその合計を記入する。

(別表)

品種分類表（８２品種）

大 分 類	中 分 類	コード	大 分 類	中 分 類	コード
(1) 農水産品	麦	011	(5) 化学工業品	陶 磁 器	271
	米	021		セ メ ン ト	281
	と う も ろ こ し	022		ガ ラ ス 類	291
	豆 類	023		窯 業 品	301
	そ の 他 雑 穀	024		重 油	311
	野 菜 ・ 果 物	031		揮 発 油	320
	綿 花	041		そ の 他 の 石 油	321
	そ の 他 農 産 品	051		LNG（液化天然ガス）	322
	羊 毛	061		LPG（液化石油ガス）	323
	そ の 他 畜 産 品	071		そ の 他 石 油 製 品	324
	水 産 品	081		コ ー ク ス	331
				石 炭 製 品	341
(2) 林産品	原 木	091	(6) 軽工業品	化 学 薬 品	351
	製 材	092		化 学 肥 料	361
	樹 脂 類	101		染料・塗料・合成樹脂・ その他化学工業品	371
	木 材 チ ッ プ	111		紙 ・ パ ル プ	381
	そ の 他 林 産 品	112		糸 及 び 紡 績 半 製 品	391
	薪 炭	121		そ の 他 繊 維 工 業 品	401
(3) 鉱産品	石 炭	131		砂 糖	411
	鉄 鉱 石	141		製 造 食 品	421
	金 属 鉱 物	151		飲 料	422
	砂 利 ・ 砂	161		水	423
	石 材	162		た ば こ	424
	原 油	171		そ の 他 食 料 工 業 品	425
	り ん 鉱 石	181	(7) 雑工業品	が ん 具	431
	石 灰 石	191		衣服・身廻品・はきもの	441
	原 塩	201		文房具・運動娯楽用品・ 楽器	442
	非 金 属 鉱 物	211		家 具 装 備 品	443
(4) 金属機械工業品	鉄 鋼	221		そ の 他 日 用 品	444
	鋼 材	222		ゴ ム 製 品	451
	非 鉄 金 属	231		木 製 品	461
	金 属 製 品	241		そ の 他 製 造 工 業 品	471
	鉄 道 車 両	251	(8) 特殊品	金 属 く ず	481
	完 成 自 動 車	252		再 利 用 資 材	491
	そ の 他 輸 送 用 車 両	253		動植物性製造飼肥料	501
	二 輪 自 動 車	254		廃 棄 物	511
	自 動 車 部 品	255		廃 土 砂	512
	そ の 他 輸 送 機 械	256		輸 送 用 容 器	521
	産 業 機 械	261		取 合 せ 品	531
	電 気 機 械	262			
	測量・光学・医療用機械	263	(9) 分類不能のもの	分 類 不 能 の も の	541
	事 務 用 機 器	264			
	そ の 他 機 械	265			

3-2 調査票記入例

(例1) 第1号様式 港湾調査(甲種港湾調査票)
～最終船卸港がある場合～

<調査港湾が名古屋港の場合の記入例>

3月1日10時に韓国船籍で韓国航路の油送船フルコンテナ船〇〇号(3,000総トン)が名古屋港に到着した。自動車部品220トン(40ftのドライコンテナ11個)及び産業機械400トン(40ftのドライコンテナ20個)を積み込み、3月1日17時に韓国の釜山港へ向けて出港した。

釜山港に入港した後、自動車部品及び産業機械を船卸しした。その後、産業機械400トンについては、他の船舶に積替えられて、ロシアのナホトカ港に運ばれ、そこで船卸しされた。

20

1

9

年

0

3

月分

調査港湾

名古屋港

入 港 船 舶						船舶	海 上 出 入 貨 物												備 考
入 港 日	船名 又は：総トン数	航路名	国籍	用途	場所	係留状況		乗降人員 上段：乗組員 下段：上陸人員	貨物の内容						コンテナ又はシャーシ				
						時間	区分		仕向港 又は 仕出港	最終船卸港 又は 最初船積港	貨物形態 1 コンテナ 2 シャーシ 3 その他	上段：品 名 又は 車 種	種 類		個 数 又は 台 数				
													種別	長さ					
																上段：着岸時刻 中段：離岸時刻 下段：係留時間	1 輸出 2 移出 3 輸入 4 移入	1 コンテナ 2 シャーシ 3 その他	1 コンテナ 2 シャーシ 3 その他
01	〇〇号 3 0 0 0	韓 国	韓 国	フルコンテナ船	△△岸壁	3 月 1 日 1 0 時 0 0 分	1	釜 山			1								1 1
						3 月 1 日 1 7 時 0 0 分	1				1				2 1 2 1 0	1	1	7	
						月 日 時 分													
						月 日 時 分	1	釜 山	ナホトカ		1				4 1 0 1 0	1	1	7	2 1 0
						月 日 時 分													
						月 日 時 分													
						月 日 時 分													

(注) 釜山港で他の船舶に積替えられてロシアのナホトカに運ばれた「産業機械400トン」については、最終船卸港の欄に「ナホトカ」と記入してください。

(例2) 第1号様式 港湾調査 (甲種港湾調査票)
～トランシップ貨物がある場合～

＜調査港湾が横浜港の場合の記入例＞

3月10日14時に韓国船籍で韓国航路のセミコンテナ船〇〇号(2,000総トン)が横浜港の△△岸壁に着岸した。韓国の釜山港積みの水産品980トン(40ftのリーファコンテナ45個)を船卸しした後、そのうちの310トン(40ftのリーファコンテナ16個)を3月10日午後16時に◎◎岸壁に着岸したアメリカ船籍で北米西岸航路のフルコンテナ船□□号(15,000総トン)に積替えた。□□号は、他に金属製品580トン(40ftのドライコンテナ30個)を船積みし、3月11日10時にアメリカのロングビーチ港へ向け出港した。なお、〇〇号は鉄鋼830トン(40ftのドライコンテナ40個)を船積みし、3月11日13時に韓国の釜山港へ向け出港した。

20

1

9

年

0

3

月分

※

調査港湾

横浜港

※

入 港 船 舶						船舶	海 上 出 入 貨 物										備 考						
係留状況						乗降人員 上段：乗込人員 下段：上陸人員	貨物の内容					コンテナ又はシャーシ											
入 港 日	上段：船名 下段：総トン数	航路名	国籍	用途	場所		時間 上段：着岸時刻 中段：離岸時刻 下段：係留時間	区分 1 輸出 2 移出 3 輸入 4 移入	仕向港 又は 仕出港	最終船卸港 又は 最初船積港	貨物形態 1 コンテナ 2 シャーシ 3 その他	上段：品 名 又は 車 種 下段：数 量 (トン又は台)	種 類					個 数 又は 台 数					
						コンテナ							シャーシ										
												1 コンテナ 2 コンテナ 3 シャーシ 4 その他	1 ドライ 2 リーファー 3 その他	1 8ft 5 24ft 2 10ft 6 35ft 3 12ft 7 40ft 4 20ft 8 45ft									
10	〇〇号	韓国	韓国	セミコンテナ	△△岸壁	3月10日14時00分			釜山		1	水産品	1	2	7	45							
						3月11日13時00分		3									鉄鋼	1	1	7			
						月 日 時 分															1	1	7
						月 日 時 分																	
1																							
																月 日 時 分			1	1			
																月 日 時 分							
																月 日 時 分							
10	□□号	北米西岸	アメリカ	フルコンテナ	◎◎岸壁	3月10日16時00分			ロングビーチ		1	水産品	1	2	7	16							
						3月11日10時00分		1									金属製品	1	1	7			
						月 日 時 分															1	1	7
						月 日 時 分																	
																月 日 時 分			1	1			
																月 日 時 分							
																月 日 時 分							

(注) トランシップ貨物である「水産品310トン」は、数量欄の下段に記入してください。

～内航フィーダー輸送の場合～

オランダのロッテルダム港で船積みされた原木 3 6 0 トン（4 0 f t のドライコンテナ 1 8 個）及び冷凍魚 2 4 0 トン（4 0 f t のリーファコンテナ 1 2 個）が外航不定期のコンテナ船〇〇号で横浜港に輸入され、日本国籍のフルコンテナ船△△丸（1, 5 0 0 総トン）に積替えられ、3 月 1 0 日 8 時 1 0 分に苫小牧港に入港し、□□埠頭に着岸した。原木及び冷凍魚を船卸しした後、ドイツのハンブルグ港向けの自動車部品 4 0 0 トン及び紙 1 0 0 トン（4 0 f t のドライコンテナ 2 5 個）を船積みし、同日 1 4 時 3 0 分に横浜港へ向け出港した。自動車部品及び紙は横浜港で、外国不定期の〇〇号に積替えられ、ドイツのハンブルグへ向けられた。

20

1	:	9
---	---	---

 年

0	:	3
---	---	---

 月分

調查港灣 苦小牧港

⋈				
⋈				
⋈				

入 港 船 舶						船舶	海 上 出 入 貨 物										備 考			
入 港 日	旗：船名 預：総トン数	航路名	国籍	用途	係留状況		乗降人員 旗：乗込人員 預：上陸人員	貨物の内容					コンテナ又はシャーシ							
					場 所	時 間 上段：着岸時刻 中段：離岸時刻 下段：係留時間		区分 1 輸出 2 移出 3 輸入 4 移入	仕向港 又は 仕出港	最終船卸港 又は 最初船積港	貨物形態 1 コンテナ 2 シャーシ 3 その他	上段：品 名 又は 車 種 下段：数 量 (トン又は台)	種 類		個 数 又は 台 数					
													種 別	長 さ						
10	△△丸	内航定期	日本	フナコ 港	□□埠頭	3月10日 8時10分	4	横 浜	ロッテルダム	1	原 木	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	8ft 5 24ft 10ft 6 35ft 12ft 7 40ft 20ft 8 45ft	1 1 7 8			
						3月10日 14時30分												日	時	分
						日												時	分	
10	△△丸	内航定期	日本	フナコ 港	□□埠頭	月 日 時 分	4	横 浜	ハンブルグ	1	冷 凍 魚	1	2	7	1 2					
						月 日 時 分										日	時	分		
						日										時	分			
10	△△丸	内航定期	日本	フナコ 港	□□埠頭	3月10日 8時10分	2	横 浜	ハンブルグ	1	自動車部品	1	1	7	2 5					
						3月10日 14時30分										日	時	分		
						日										時	分			
10	△△丸	内航定期	日本	フナコ 港	□□埠頭	月 日 時 分	2	横 浜	ハンブルグ	1	紙	1	1	7	1 0 0					
						月 日 時 分										日	時	分		
						日										時	分			

(注) 最初船積港又は最終船卸港は外国の港湾であるが、苫小牧港から見ればあくまで「横浜港」との間の輸送なので、「移出又は移入」としてください。

～自動車航送船（フェリー）の場合～

3月21日7時に日本国籍で内航定期航路の自動車航送船（フェリー）××丸（6, 000総トン）が苫小牧港に入港し、◎◎フェリー埠頭に着岸した。

20

1	9
---	---

 年

0	3
---	---

 月分

※ 調查港灣 荳小牧港

※					

[illegible]

(例5) 第1号様式 港湾調査(甲種港湾調査票)

～同一船舶が一日に複数回寄港した場合～

<調査港湾が神戸港の場合の記入例>

3月25日に日本国籍で内国定期航路の自動車航送船(フェリー)〇〇丸(3,500総トン)が神戸港に入港し、△△フェリー埠頭に着岸した。〇〇丸は、高松港と神戸港を1日に3回往復しており、1日の係留時間、船舶乗降人員及び海上出入貨物の合計は次のとおりであった。

- ・係留時間 1時間30分
- ・船舶乗降人員(乗込人員) 1,321人
- ・船舶乗降人員(上陸人員) 1,309人
- ・海上出入貨物(移入) 高松港から神戸港へ 普通乗用車 94台
- ・海上出入貨物(移出) 神戸港から高松港へ 普通乗用車 98台
トラックトレーラー 172台

20	1	9	年	0	3	月分	調査港湾 神戸港

入 港 船 舶						船舶	海 上 出 入 貨 物										備 考		
入 港 日	船名 総トン数	航路名	国籍	用途	場 所	係留状況		乗降人員 上段:乗込人員 下段:上陸人員	貨物の内容										
						時間	区分		仕向港 又は 仕出港	最終船卸港 又は 最初船積港	貨物形態 1 コンテナ 2 シャーシ 3 その他	上段:品名 又は 車種 下段:数量 (トン又は台)	コンテナ又はシャーシ				個数 又は 台数		
													種類		長さ				
						月 日 時 分	1	輸出					1 ドライ	1	8ft	5	24ft		
						月 日 時 分	2	移出					2 リーフ	2	10ft	6	35ft		
						月 日 時 分	3	輸入					3 シャーシ	3	12ft	7	40ft		
						月 日 時 分	4	移入					4 シャーシ	4	20ft	8	45ft		
25	〇〇丸	内航定期	日本	自動車航送船	△△フェリー埠頭	月 日 時 分	1	1321										3回	
	3500					月 日 時 分	2	1309											
						月 日 時 分	3	09											
						月 日 時 分	4		高松			普通乗用車						3回	
						月 日 時 分													
						月 日 時 分													
						月 日 時 分	2		高松			普通乗用車						3回	
						月 日 時 分													
						月 日 時 分													
						月 日 時 分						トラックトレーラー						3回	
						月 日 時 分	2												
						月 日 時 分													
						月 日 時 分													
						月 日 時 分													
						月 日 時 分													
						月 日 時 分													

(注) 1日に3回往復している場合などは、実績をまとめて記入しても構いません。

ただし、まとめて記入した場合は、何回分の実績の合計値かわかるよう、備考欄に回数を記入してください。

(例6) 第1号様式 港湾調査 (甲種港湾調査票)

～バース待ちをしてから係留施設で荷役した場合～

＜調査港が千葉港の場合の記入例＞

3月5日11時にパナマ船籍で印パ・ペルシャ・ベンガル航路の油送船〇〇号(150,000総トン)が千葉港に到着し、A社シーバースに着岸しようとしたが先船があったため、□□泊地に停泊した。3月7日10時に□□泊地を出港し、3月7日11時にA社シーバースに着岸し、クウェートのミナサウード港で船積みした原油150,000トン及びサウジアラビアのラストヌラ港で船積みした原油120,000トンを船卸しし、3月9日15時にミナサウード港へ向け出港した。

20

1	9
---	---

 年

0	3
---	---

 月分

調査港湾

千	葉	港
---	---	---

[illegible]

(例7) 第2号様式 港湾調査(乙種港湾調査票)

＜調査港湾が大磯港の場合の記入例＞

報告者毎に、1年間のうちに調査港湾に入港した船舶の隻数、乗降人員、取扱貨物量、取扱コンテナ个数・シャーシ台数を集計した値を記入する。

20

19

年分

※調査港湾 大磯港

※

1. 入港船舶

		隻 数	総 ト ン 数
外航商船	500総トン以上		
(7.1-1-2)	5総トン以上500総トン未満	5	2,194
内航商船	500総トン以上	86	86,598
(7.1-1-2)	5総トン以上500総トン未満	197	77,568
自動車航送船(フェリー)		661	1,434,002
漁 船		8,359	94,654
避 難 船		156	1,651
そ の 他		76	36,577

2. 船舶乗降人員

航 路	人 員 (人)
外国航路	乗 込
	上 陸
内国航路	乗 込
	上 陸

3. 海上出入貨物

(1) 貨物の内容

品名又は車種	貨物形態	輸 出	移 出	品名又は車種	貨物形態	輸 入	移 入
	1. コンテナ 2. シャーシ 3. その他	(トン又は台)	(トン又は台)		1. コンテナ 2. シャーシ 3. その他	(トン又は台)	(トン又は台)
水産品	3		380	野菜、果物	3		1,658
原木	3		489	水産品	1		13,487
その他機械	1	218		水産品	3		9,523
その他機械	3	136		原木	3		5,697
石油製品	3		46,229	その他機械	1	320	
雑工業品	1		3,221	その他機械	3	147	
バス(特大)			2,067	バス(特大)			2,002
バス(大型)			1,859	バス(大型)			1,897
バス(小型)			1,891	バス(小型)			1,910
トラック(特大)			2,135	トラック(特大)			2,023
トラック(特大)			2,227	トラック(特大)			2,112
トラック(小型)			1,790	トラック(小型)			1,663

注1 「貨物形態」の欄は、該当する番号を記入して下さい。ただし、自動車航送船の場合は記入しないで下さい。

2 自動車航送船の場合に限り、車種及び台数を記入して下さい。

(2) コンテナ又はシャーシ

	輸 出	移 出	輸 入	移 入	
40ftコンテナ(個)	15	28		58	40ft:40ft以上
20ftコンテナ(個)		79	25	125	20ft:20ft以上40ft未満
その他コンテナ(個)					その他:20ft未満
シャーシ(台)					

4. 集計表作成要領

4－1 港湾調査の集計表作成要領

港湾調査の集計表作成要領

〔 令和元年 1 2 月 2 0 日
国総情交第 1 4 6 号の 2 〕

1. 共通事項

(1) 港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号）第8条の規定に基づく調査票と同規則第10条第1項の規定に基づく集計表との対応関係は、次のとおりである。

調 査 票	集 計 表		備考
	様式NO		
第 1 号様式 港湾調査(甲種港湾調査票)	様式NO. 1	入港船舶集計表	
	様式NO. 2	船舶乗降人員集計表	
	様式NO. 3－1	海上出入貨物集計表（輸出）	
	様式NO. 3－2	海上出入貨物集計表（輸入）	
	様式NO. 3－3	海上出入貨物集計表（移出）	
	様式NO. 3－4	海上出入貨物集計表（移入）	
	様式NO. 4－1	コンテナ個数・シャーシ台数集計表（輸出）	
	様式NO. 4－2	コンテナ個数・シャーシ台数集計表（輸入）	
	様式NO. 4－3	コンテナ個数・シャーシ台数集計表（移出）	
	様式NO. 4－4	コンテナ個数・シャーシ台数集計表（移入）	
	様式NO. 5	泊地係船岸及び本船荷役集計表	
	様式NO. 6	集計表（月報）	※ 1
	様式NO. 8	航路別入港船舶・コンテナ個数集計表	※ 2
第 2 号様式 港湾調査(乙種港湾調査票)	様式NO. 7－1	乙種港湾集計表（その1）	
	様式NO. 7－2	乙種港湾集計表（その2）	
	様式NO. 7－3	乙種港湾集計表（その3）	

※ 1 月報（速報）の対象は東京港、川崎港、横浜港、名古屋港、大阪港及び神戸港の 6 港

※ 2 対象は東京港、川崎港、横浜港、大阪港及び神戸港の 5 港

(2) 用語の定義

(ア) 「輸送形態」のうち「自航」とは、自動車航送船（フェリー）をいい、「一般」とは、自動車航送船以外の船舶をいう。

(イ) 「外航商船」とは、外国航路に就航している商船をいい、「内航商船」とは、内国航路に就航している商船をいう。

(ウ) 「外航自航」とは、外国航路に就航している自動車航送船をいい、「内航自航」とは内国航路に就航している自動車航送船をいう。

(エ) 「外貿」とは、外国貿易貨物をいい、「内貿」とは、内国貿易貨物をいう。

(オ) 「自動車航送車両」とは、自動車航送船によって運送するバス、トラック、乗用車、軽トラック及びトラック・トレーラーをいい、二輪自動車（バイク）及び自転車は含まない。

2. 入港船舶集計表（様式NO. 1）関係

船舶の種別毎、総トン数区分毎に記入する。

総トン数区分（7区分）毎の集計に当たっては、1隻当たりの総トン数（総トン数÷隻数）が当該区分に該当していることを確認する。

3. 船舶乗降人員集計表（様式NO. 2）関係

船舶によりその港に出入した乗降客数（乗込人員及び上陸人員）について、外国航路及び内国航路に分けて、毎月分（1月～12月）と年計を記入する。

外国航路と内国航路の区別については、船舶の航路で判断する。

4. 海上出入貨物集計表【外貿】（様式NO. 3-1、3-2）関係

- (1) 輸送形態の「一般（1）」又は「自航（2）」の番号に○印を付し、それぞれ別葉で作成する。
- (2) 輸送形態が「一般」の場合、品種（中分類82品種）ごとに、当該調査港湾の1年間の当該貨物（トン）の計を合計欄に記入し、仕向国・地域（又は仕出国・地域）別、最終船卸国・地域（又は最初船積国・地域）別にその内訳を記入する。また、合計の各欄の内訳をコンテナ貨物、シャーシ貨物（うちオンシャーシコンテナ）及びその他の貨物に記入する。
- (3) 当該港湾にトランシップ分（T/S）の貨物がある場合は、仕向国・地域（又は仕出国・地域）欄に次の記入例に従って、その内数を記入する。
- (4) 最終船卸国・地域（又は最初船積国・地域）が仕向国・地域（又は仕出国・地域）と同じ国名の場合は、「—」を記入する。

（記入例：輸送形態が「一般」の場合）

品種又は車種	仕向国・地域		最終船卸国・地域		※ T / S	合 計 (トン又は台)					
	※コード 12 14	※コード 16 19	※コード 21 24	25		26	35	36			
総計								118	618	8	
総計(T/S)									817	0	
野菜、果物		計						4	218	3	
		A 国		—				1	413	3	
		B 国		—				2	815	0	
自動車部品		計						14	410	5	
		計(T/S)							817	0	
		C 国		—				1	310	0	
		C 国		E 国				1	811	0	
		C 国		F 国					518	5	
		C 国(T/S)							817	0	
		D 国		—				9	814	0	
		D 国		G 国					817	0	

※輸送形態が「一般」の場合、単位は「トン」で記入する。

- (4) 輸送形態が「自航」の場合、車種（12区分）ごとに、当該調査港湾の1年間の当該貨物（台）の計を合計欄に記入し、仕向国・地域（又は仕出国・地域）別にその内訳を記入する。

（記入例：輸送形態が「自航」の場合）

品種又は車種	仕向国・地域				最終船卸国・地域				※ T / S	合 計 (トン又は台)					
	※コード		※コード		※コード		25	35				36			
	12	14	16	19	21	24		26							
総計												1	8	2	7
トラック			計									1	6	1	1
トラック(特大)			H国			—							7	1	2
トラック(大型)			H国			—							2	2	8
トラック(普通)			H国			—							4	6	1
トラック(小型)			H国			—							2	1	0
乗用車			計										2	1	6
乗用車(特大)			H国			—							6	5	
乗用車(大型)			H国			—							8	6	
乗用車(普通)			H国			—							4	5	
乗用車(小型)			H国			—							2	0	

※輸送形態が「自航」の場合、単位は「台」で「合計（トン又は台）」の欄にのみ記入する。

※自動車航送船以外（RORO船等）で運送された自動車について、その輸送形態は「自航」に計上せず、フレート・トン換算した数値を「一般」に計上すること。

5. 海上出入貨物集計表【内貿】（様式NO. 3-3、3-4）関係

- (1) 輸送形態の「一般（1）」又は「自航（2）」の番号に○印を付し、それぞれ別葉で作成する。
- (2) 輸送形態が「一般」の場合、品種（中分類82品種）ごとに、当該調査港湾の1年間の当該貨物（トン）の計を合計欄に記入し、仕向港（又は仕出港）別にその内訳を記入する。また、合計の各欄の内訳をコンテナ貨物、シャーシ貨物（うちオンシャーシコンテナ）及びその他の貨物に記入する。

（記入例：輸送形態が「一般」の場合）

品種又は車種	※コード		仕 向 港		合 計 (トン又は台)	
	12	14	※県コード	※港コード		
総計						
原木			計			
			I 県	i 港		
			J 県	j 港		
鉄鋼			計			
			K 県	k 港		
			L 県	l 港		

※輸送形態が「一般」の場合、単位は「トン」で記入する。

- (3) 輸送形態が「自航」の場合、車種（12区分）ごとに、当該調査港湾の1年間の当該貨物（台）の計を合計欄に記入し、仕向港（又は仕出港）別にその内訳を記入する。

(記入例：輸送形態が「自航」の場合)

品種又は車種 ※コード	仕 向 港		港 湾 名		合 計 (トン又は台)		
	12	14	※県コード	※港コード	26	35	36
総計						7 0 4 5	
バス			計			8 4	
バス(特大)			M県	m港		4 5	
バス(特大)			N県	n港		1 1	
バス(大型)			M県	m港		2 8	
トラック			計			6 9 6 1	
トラック(特大)			M県	m港		3 7 1 5	
トラック(特大)			N県	n港		1 1 3 6	
トラック(大型)			M県	m港		2 1 1 0	

※輸送形態が「自航」の場合、単位は「台」で「合計（トン又は台）」の欄にのみ記入する。

6. コンテナ个数・シャーシ台数集計表【外貿】（様式NO. 4-1、4-2）関係

- (1) コンテナの長さごと（シャーシも含める。）に、当該調査港湾の1年間の当該コンテナの个数（シャーシの場合は台数）の計を合計欄に記入し、種別（コンテナの場合のみ）、仕向国・地域（又は仕出国・地域）別にその内訳を記入する。また、合計の各欄の内訳をコンテナ个数（又はシャーシ台数）及び空コンテナ个数（又は空シャーシ台数）の欄に記入する。
- (2) 当該港湾にトランシップ分の貨物がある場合は、仕向国・地域（又は仕出国・地域）欄に次の記入例に従って、その内数を記入する。
- (3) オンシャーシコンテナの場合、コンテナ个数とシャーシ台数、両方に記入する。

(記入例)

長 さ		種 別 (コンテナの場合)	仕向国・地域	※ T / S	合 計 (個又は台)		
8ft	35ft				26	27	
1	6	トライ					
2	7	リーファー					
3	8	その他					
4	9	※コード	※コード				
5							
計					2	6 0 4	
計(T/S)						5 7 0	
4 0 f t		計			2	2 7 9	
		計(T/S)				5 7 0	
		トライ	O国		1	2 4 0	
		トライ	O国(T/S)			5 7 0	
		トライ	P国		1	0 3 9	
シャーシ		計				3 2 5	
			O国			3 2 5	

7. コンテナ個数・シャーシ台数集計表【内貿】（様式NO. 4-3、4-4）関係

- (1) コンテナの長さごと（シャーシも含める。）に、当該調査港湾の1年間の当該コンテナの個数（シャーシの場合は台数）の計を合計欄に記入し、種別（コンテナの場合のみ）、仕向港（又は仕出港）別にその内訳を記入する。また、合計の各欄の内訳をコンテナ個数（又はシャーシ台数）及び空コンテナ個数（又は空シャーシ台数）の欄に記入する。
- (2) オンシャーシコンテナの場合、コンテナ個数とシャーシ台数、両方に記入する。

(記入例)

長 さ		種 別 (コンテナの場合)		仕 向 港		合 計 (個又は台)				
8ft	1	35ft	6							
10ft	2	40ft	7	ト ライ	1					
12ft	3	45ft	8	リーファー	2					
20ft	4	シャーシ	9	そ の 他	3					
24ft	5	※コード	※コード							
		1 1	1 2			1 3	1 7	1 9	2 6	2 7
総計									3	8 2 3
2 0 f t			計						3	5 2 1
			ト ライ	Q 県		q 港			1	5 4 0
			ト ライ	R 県		r 港				9 8 9
			リーファー	Q 県		q 港				7 6 2
			そ の 他	R 県		r 港				2 3 0
シャーシ			計							3 0 2
				Q 県		q 港				3 0 2

8. 泊地係船岸及び本船荷役集計表（様式NO. 5）関係

- (1) この集計表には、500総トン以上の船舶（以下、本船という）について集計した結果を記入する。
なお、500総トン以上であっても、自動車航送船は対象としない。
- (2) 係留施設ごとに、「係留施設名称」、「管理者水深別」、「バース数」、「係留状況」、「荷役船」及び「貨物トン数」を記入する。
- (3) 「管理者水深別」の欄には、次の表の該当するコードを記入する。

管理者水深別	コード
公共・－9.0メートル以上	1
公共・－7.5メートル以上	2
公共・－4.0メートル以上	3
びょう地・浮標	4
民間	5
その他（官公庁）	6
計	T

- (注) 1. 「公共」とは、港湾管理者、埠頭公社、コンテナ埠頭株式会社等が管理する施設をいう。
2. 「民間」とは、民間企業が管理する施設（びょう地、浮標を含む。）をいう。
3. 「その他」とは、税関、海上保安庁、農林水産省等の官公庁が管理する施設をいう。

- (4) 水深「－４．０メートル以上」の係留施設については、本船の係留実績のない場合であっても、「係留施設名称」、「管理者水深別」及び「バース数」を記入する。
- (5) 水深「－４．０メートル未満」の係留施設（物揚場等）であっても、本船の係留実績のある場合は、「係留施設名称」、「管理者水深別」、「バース数」、「係留状況」、「荷役船」及び「貨物トン数」を記入する。
- (注) １．その係留施設が公共の場合、「管理者水深別」の欄は便宜的に「公共・－４．０メートル以上」として扱う。
- ２．その係留施設にバースが定められていない場合は、「バース数」の欄は空白にする。
- (6) 船舶が同一港湾の他のバースにシフトした場合（例 ＡバースからＢバースへ移動）は、係留施設毎にそれぞれ１隻として計上する。
- (7) 「係留状況」及び「荷役船」の欄中、隻数と総トン数の関係については、１隻当りの総トン数が５００総トン以上であることを確認する。
- (8) 「係留状況」における隻数及び総トン数は、「荷役船」における隻数及び総トン数より小さくなることはないため、注意すること。

９．集計表（月報）（様式ＮＯ．６）関係

- (1) この集計表には、報告者から提出された当該港湾の調査票（第１号様式）の各該当欄を集計した結果を記載する。
- (2) 自動車航送船により航送される自動車については、１２車種区分で出・入台数を計上する。
- (3) 外航自航と内航自航が就航している港湾においては、「自動車航送車両（台）」の欄は２段書きとし、上段に外航自航分、下段に内航自航分の航送台数を記入する。
- (4) 「コンテナ個数」の欄には、コンテナの長さをＴＥＵ（Twenty-foot Equivalent Units）に換算した数値（個数）を記入する。
- (注) ＴＥＵ換算は、次の表による。

コンテナの長さ	ＴＥＵ
８フィート	０．４
１０フィート	０．５
１２フィート	０．６
２０フィート	１．０
２４フィート	１．２
３５フィート	１．７５
４０フィート	２．０
４５フィート	２．２５

- (5) 月報（速報）の集計表は当該集計表を用いて、月報（速報）の対象港湾については、「コンテナ個数」のうち「外貿コンテナ個数（ＴＥＵ）」を先にとりまとめるものとする。

10. 乙種港湾集計表（様式NO. 7-1）関係

- (1) この集計表には、報告者から提出された当該港湾の調査票（第2号様式）の各該当欄を集計した結果を記載する。
- (2) 「入港船舶」については、船舶の種別毎、総トン数区分毎に記入する。
外航商船及び内航商船の総トン数区分毎の集計にあたっては、1隻あたりの総トン数が当該区分に該当していることを確認する。
自動車航送船、漁船、避難船及びその他については、1隻あたりの総トン数（総トン数÷隻数）が5総トン以上であることを確認する。
- (3) 「船舶乗降人員」については、船舶によりその港に出入した乗降客数（乗込人員及び上陸人員）について、外国航路及び内国航路に分けて記入する。
- (4) 「コンテナ又はシャーシ」については、コンテナの長さごと（シャーシも含める。）に、当該調査港湾の1年間の当該コンテナの個数（シャーシの場合は台数）の計を記入する。

11. 乙種港湾集計表（様式NO. 7-2、7-3）関係

- (1) この集計表には、報告者から提出された当該港湾の調査票（第2号様式）の各該当欄を集計した結果を記入する。
- (2) 輸送形態の「一般（1）」又は「自航（2）」の番号に○印を付し、それぞれ別葉で作成する。
- (3) 輸送形態が「一般」の場合は、品種（中分類82品種）ごとに、当該調査港湾の1年間の当該貨物（トン）の計を合計欄に記入し、合計の各欄の内訳をコンテナ貨物、シャーシ貨物（うちオンシャーシコンテナ）及びその他の貨物に記入する。
- (4) 輸送形態が「自航」の場合は、車種（12区分）ごとに、当該調査港湾の1年間の当該貨物（台）の計を合計欄に記入する。

12. 航路別入港船舶・コンテナ個数集計表（様式NO. 8）関係

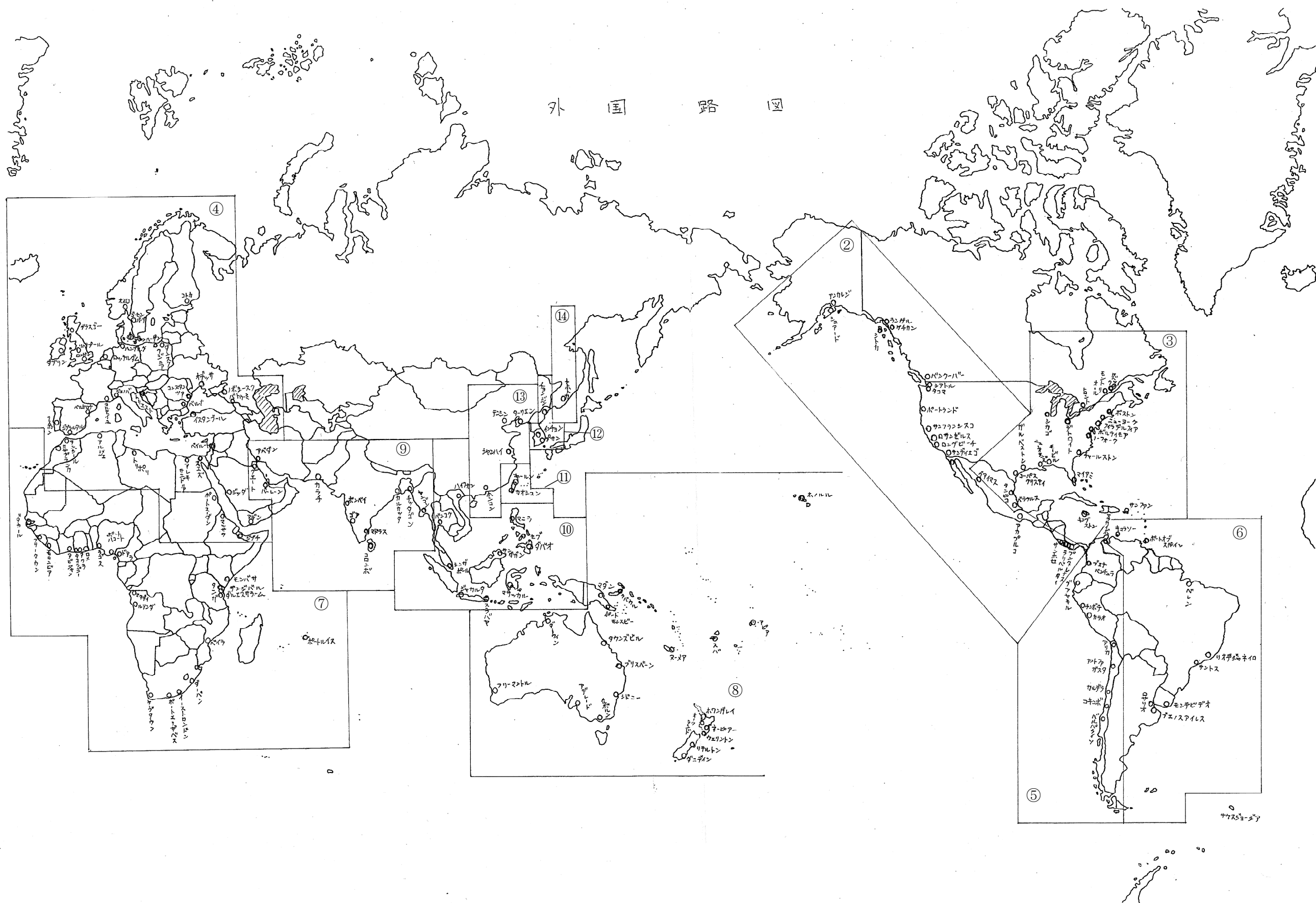
- (1) この集計表には、航路別の入港船舶隻数、総トン数及び輸出入別のコンテナ個数を記入する。
- (2) 航路名分類基準は次により行うものとする。

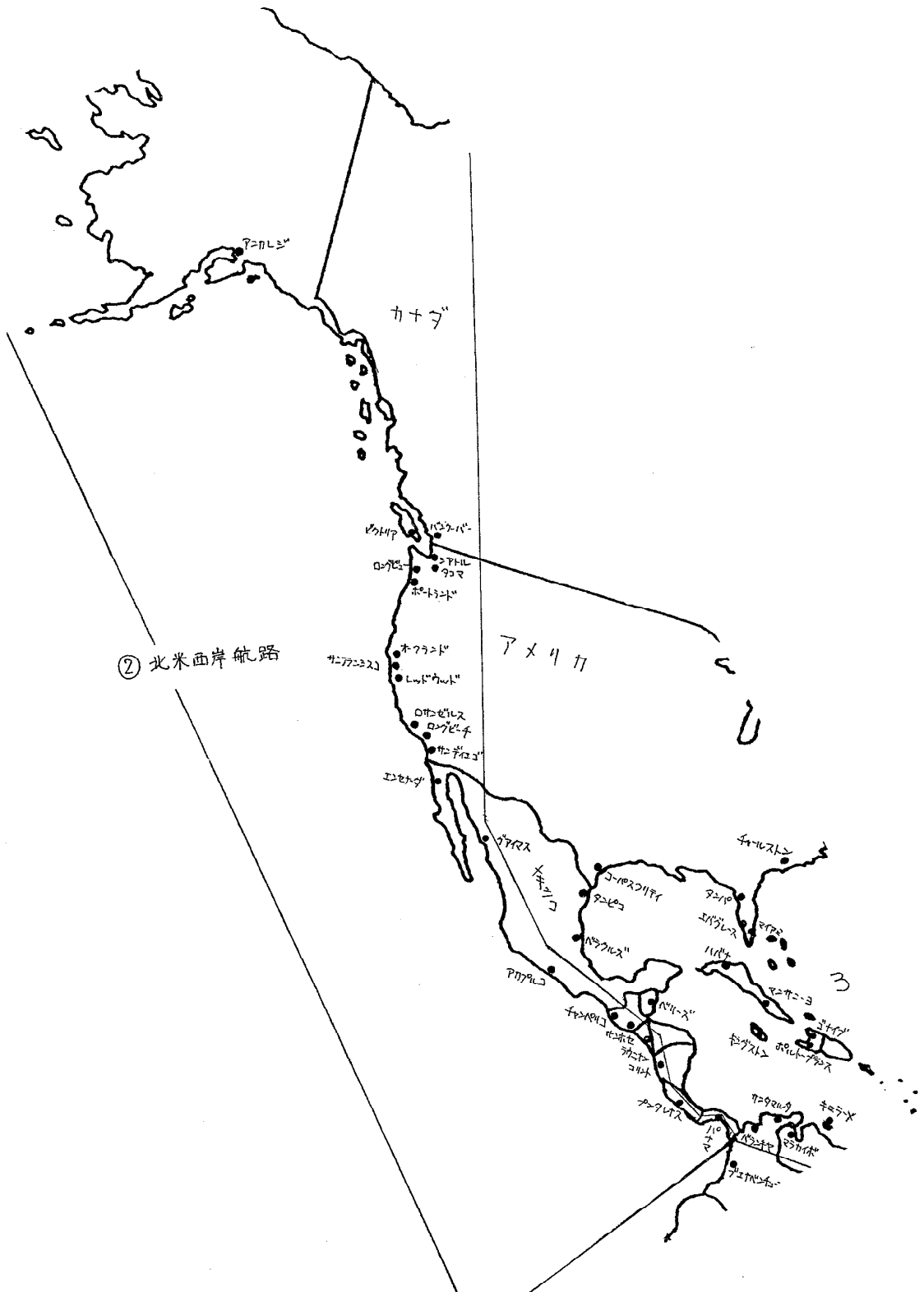
- ① 世界一周
- ② 北米西岸（メキシコ含む）
- ③ 北米東岸（カリビヤ海含む）
- ④ 北欧・地中海
- ⑤ 南米西岸
- ⑥ 南米東岸
- ⑦ アフリカ
- ⑧ 豪州・ニュージーランド・南太平洋
- ⑨ 印パ・ペルシャ・ベンガル
- ⑩ 東南アジア
- ⑪ 台湾
- ⑫ 韓国
- ⑬ 中国（ホンコン含む）
- ⑭ ナホトカ

- (注) 1. 航路名を決定するにあたっては、原則として船社の呼称航路名により分類する。ただし、以下に該当する場合は、その限りでない。
2. 船社の呼称航路名が港湾統計上の2航路以上を含んでいる場合、または船舶の航路を反映していない場合は、最終寄港地または最遠寄港地の属する港湾統計上の航路名とする。

3. 船社が世界一周船と呼称する場合であっても、太平洋、大西洋及びインド洋の3大洋を通過しない船舶は、この限りでない。
4. 入港時と出港時の航路が異なる船舶、三角航路及び日本を経由する定期船については、主たる入港目的や揚積貨物量を勘案して決定する。

外国路図



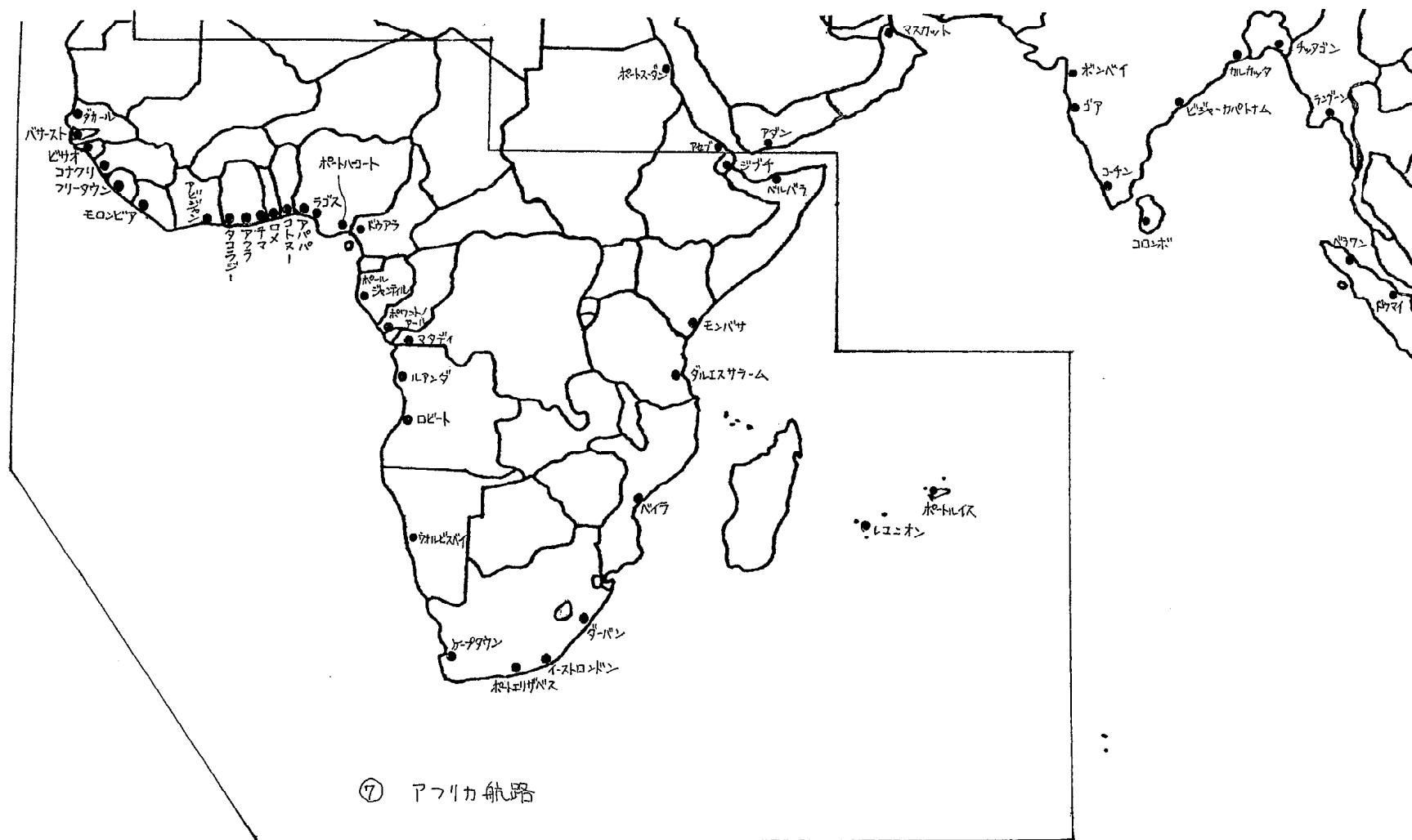


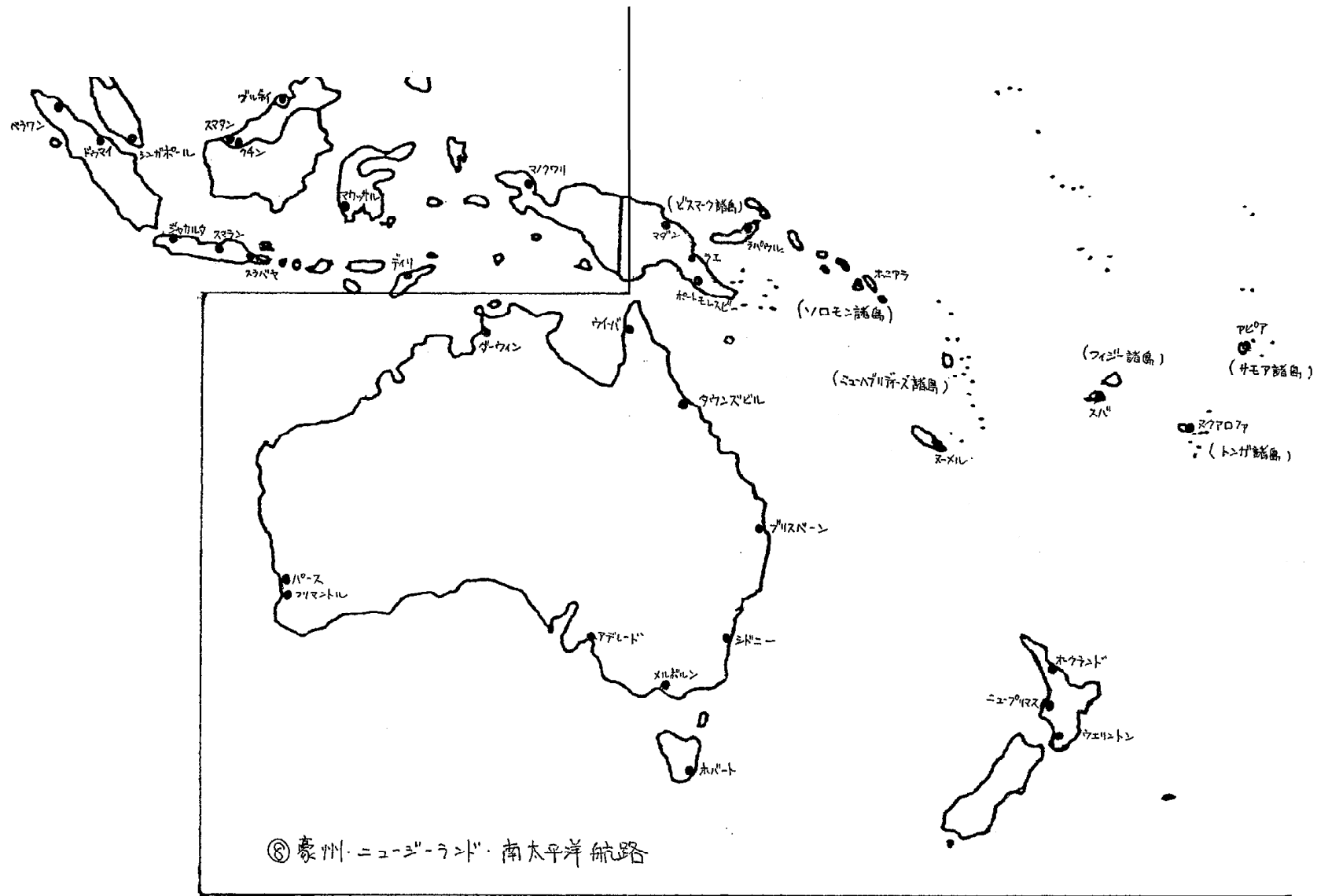


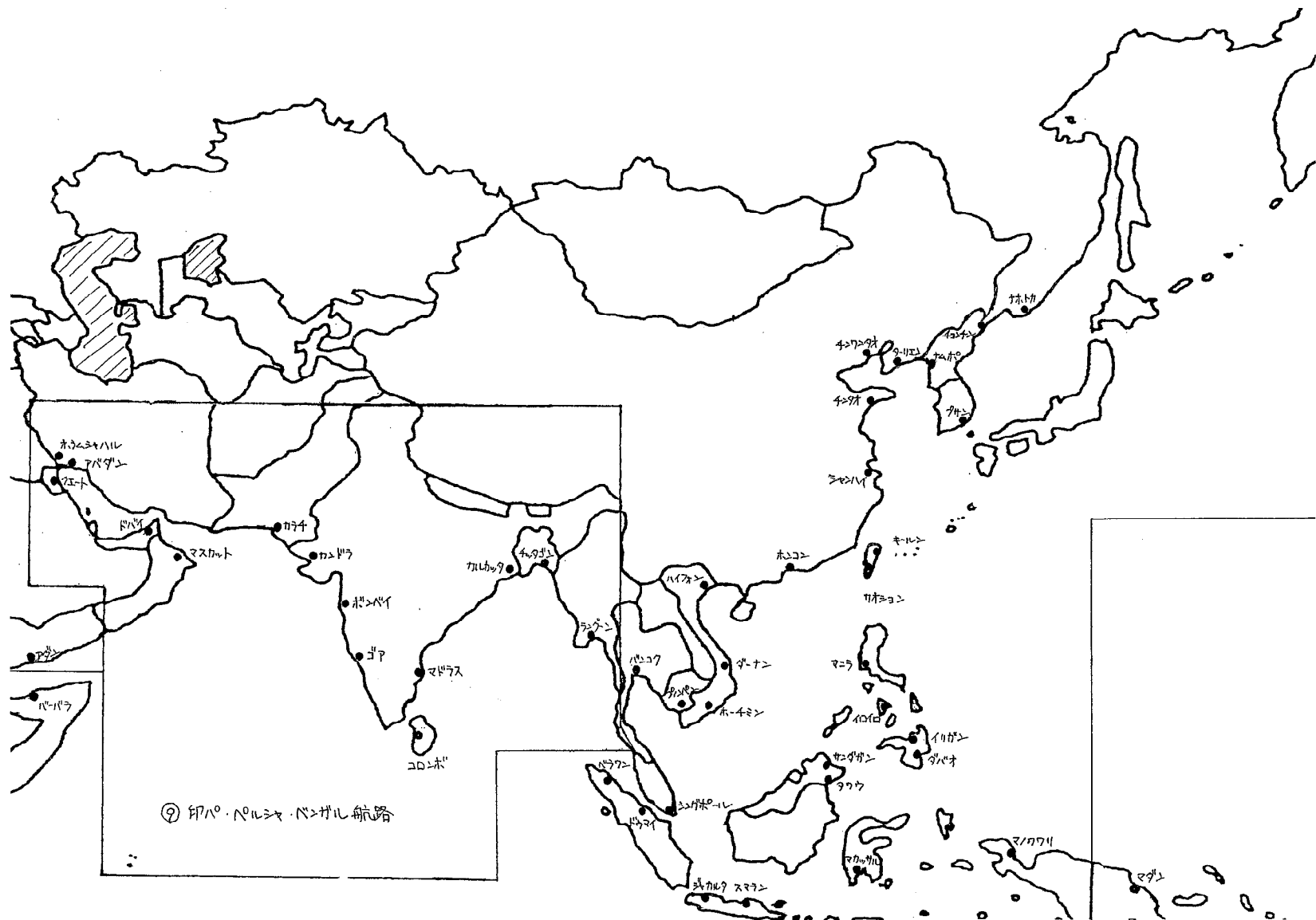
VI -

④ 北欧・地中海航路









4-2 集計表記入例

- (例 1) 様式 NO. 1 入港船舶集計表 (甲種港湾用)
- (例 2) 様式 NO. 2 船舶乗降人員集計表 (甲種港湾用)
- (例 3) 様式 NO. 3-1 海上出入貨物集計表<輸出>【一般】 (甲種港湾用)
- (例 4) 様式 NO. 3-1 海上出入貨物集計表<輸出>【自航】 (甲種港湾用)
- (例 5) 様式 NO. 3-3 海上出入貨物集計表<移出>【一般】 (甲種港湾用)
- (例 6) 様式 NO. 3-3 海上出入貨物集計表<移出>【自航】 (甲種港湾用)
- (例 7) 様式 NO. 4-1 コンテナ個数・シャーシ台数集計表<輸出> (甲種港湾用)
- (例 8) 様式 NO. 4-3 コンテナ個数・シャーシ台数集計表<移出> (甲種港湾用)
- (例 9) 様式 NO. 5 泊地係船岸及び本船荷役集計表 (甲種港湾用)
- (例 10) 様式 NO. 6 月報集計表 (甲種港湾用)
- (例 11) 様式 NO. 7-1 乙種港湾集計表 (その 1)
- (例 12) 様式 NO. 7-3 乙種港湾集計表 (その 3) 【一般】
- (例 13) 様式 NO. 7-3 乙種港湾集計表 (その 3) 【自航】
- (例 14) 様式 NO. 8 航路別入港船舶・コンテナ個数集計表 (集計表作成要領 1. (1)※2 参照)

(例 1) 様式 NO. 1 入港船舶集計表 (甲種港湾用)

様式 NO. 1

入 港 船 舶 集 計 表

データ 区 分	※修正区分		都道府県名	港湾名	※港コード	港格別 コード I (甲種)	※港格別コード II		調査年 (西暦)	検 印
	新規・変更・追加	削除					国際戦略港湾	国際拠点港湾		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1	1	2	〇〇県	〇〇港	3	7	1	2	77	88
1	1	2				1	1	2	77	88
							地方港湾	3		

種 別	計		30,000総トン以上		10,000総トン以上 30,000総トン未満		6,000総トン以上 10,000総トン未満				
	隻 数	総 ト ン 数	隻 数	総 ト ン 数	隻 数	総 ト ン 数	隻 数	総 ト ン 数			
	10	12	18	19	28	12	18	28	12	18	28
計	T	22,931	33,510,029	140	5,461,734	452	7,492,578	618	4,725,619		
外 航 商 船	1	1,161	13,379,923	116	4,681,562	319	4,765,813	342	2,872,998		
外 航 自 航	2	0	0								
内 航 商 船	3	21,008	18,053,500	24	780,172	120	2,497,654	21	134,615		
内 航 自 航	4	249	1,676,003					249	1,676,003		
漁 船	5	47	151,838			3	45,655	4	28,544		
避 難 船	6	6	4,651								
そ の 他	7	460	244,114			10	183,456	2	13,459		

種 別	3,000総トン以上 6,000総トン未満		1,000総トン以上 3,000総トン未満		500総トン以上 1,000総トン未満		5総トン以上 500総トン未満				
	隻 数	総 ト ン 数	隻 数	総 ト ン 数	隻 数	総 ト ン 数	隻 数	総 ト ン 数			
	10	12	18	19	28	12	18	28	12	18	28
計	T	423	1,681,493	2,599	4,980,017	8,714	6,860,424	9,985	2,308,164		
外 航 商 船	1	214	752,760	116	254,481	54	52,309				
外 航 自 航	2										
内 航 商 船	3	201	903,118	2,450	4,650,503	8,652	6,802,433	9,540	2,285,005		
内 航 自 航	4										
漁 船	5	8	25,615	21	49,430	2	1,031	9	1,563		
避 難 船	6					6	4,651				
そ の 他	7			12	25,603			436	21,596		

記入注意 ※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第 1 号様式）の各該当欄を集計した結果を記載して下さい。

【記入上の注意】

- 船舶の種別毎、総トン数区分毎に実績を記入してください。
- 総トン数区分（7 区分）毎の集計に当たっては、1 隻当たりの総トン数（総トン数÷隻数）が当該区分に該当していることを確認してください。

(例 2) 様式 NO. 2 船舶乗降人員集計表 (甲種港湾用)

様式 NO. 2

船 舶 乗 降 人 員 集 計 表

データ 区 分	※修正区分	都道府県名	港湾名	港格別 コードⅠ (甲種)	※港格別コードⅡ	調査年 (西暦)	検 印
1	新規・変更・追加	〇〇県	〇〇港	※港コード	国際戦略港湾	0	
2	削 除				国際拠点港湾	1	
					重 要 港 湾	2	
					地 方 港 湾	3	

区 分	合 計	外 国 航 路		内 国 航 路	
		乗 込	上 陸	乗 込	上 陸
年 計	1,531,711	1,391	2,112	773,415	754,793
1 月	75,254			33,307	41,947
2 月	62,572			31,483	31,089
3 月	100,403	202	157	50,068	49,976
4 月	112,506	113	121	58,071	54,201
5 月	155,791	1	121	77,324	78,345
6 月	151,783			77,291	74,492
7 月	148,556			76,109	72,447
8 月	262,000	758	1,487	131,442	128,313
9 月	135,635	109	110	68,403	67,013
1 0 月	132,918	102	116	67,872	64,828
1 1 月	110,415	106		55,359	54,950
1 2 月	83,878			46,686	37,192

記入注意 ※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第 1 号様式）を集計した結果を記載して下さい。

【記入上の注意】

船舶によりその港に出入した乗降客数（乗込人員及び上陸人員）について、外国航路及び内国航路に分けて、毎月分（1 月～1 2 月）と年計を記入してください。なお、外国航路と内国航路の区分については、船舶の航路で判断してください。

(例3) 様式 NO. 3-1 海上出入貨物集計表＜輸出＞【一般】（甲種港湾用）

様式 NO. 3-1

輸 出 海 上 出 入 貨 物 集 計 表 ①

データ 区 分	※修正区分		都道府県名 ○○県	港湾名 ○○港	※港コード	港格別 コード I (甲種)	※港格別コード II			輸 出	輸送形態	調査年 (西暦)	検 印		
	新規・変更・追加 1	削 除 2					国際戦略港湾 0	国際拠点港湾 1	重要港湾 2					地方港湾 3	
															一般 ④
品名又は車種	※コード 12 14		仕向国・地域 16 18	最終船卸国・地域 21 24 26	※T/S 25	合 計 (トン又は台)	コンテナ貨物 (トン)	35 36	43 46	シャーシ貨物 (トン)	53 56	うちオジャンコンテナ (トン)	63 66	その他の貨物 (トン)	73 76
総計						411,629	406,995		0	0		4,634			
総計 (T/S)						10,324	10,324		0	0		0			
水産品			計			4,634	0		0	0		4,634			
			韓国	—		4,634	0		0	0		4,634			
金属製品			計			175,435	175,435		0	0		0			
			計 (T/S)			10,324	10,324		0	0		0			
			② 韓国	—		44,296	44,296		0	0		0			
			韓国 (T/S)	—		10,324	10,324		0	0		0			
			アメリカ	—		115,470	115,470		0	0		0			
			アメリカ	カナダ		15,669	15,669		0	0		0			
その他日用品			計			231,560	231,560		0	0		0			
			アメリカ	—		156,811	156,811		0	0		0			
			アメリカ	カナダ		45,644	45,644		0	0		0			
			アメリカ	メキシコ		29,105	29,105		0	0		0			

記入注意 ※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第1号様式）の輸出貨物について集計した結果を記載して下さい。

【記入上の注意】

- ①輸送形態の「一般（1）」の番号に○印を付してください。一般と自航両方の実績がある場合は、それぞれ別葉に分けて作成してください（「一般」と「自航」を混在して記入しないでください）。
- ②トランシップ分（T/S）の貨物がある場合は、「内数」として記入してください。
- ③仕向国・最終船卸国については、港別ではなく、「国別」に集計を行ってください。
- ④最終船卸国が仕向国と同じ国名の場合は、「—」を記入してください。

※「様式 NO. 3-2 海上出入貨物集計表＜輸入＞」も、同様です。

(例 4) 様式 NO. 3 - 1 海上出入貨物集計表＜輸出＞【自航】（甲種港湾用）

様式 NO. 3 - 1

輸 出 海 上 出 入 貨 物 集 計 表 ①

データ 区 分	※修正区分		都道府県名	港湾名	港格別 コード I (甲種)	※港格別コード II	輸 出	輸送形態	調査年 (西暦)	検 印
1	新規・変更・追加	2	〇〇県	〇〇港	※港コード	国際戦略港湾	0	一般	1	
3	削除	2				国際拠点港湾	1	自航	2	
						重要港湾	2			
						地方港湾	3			
品名又は車種	仕向国・地域	最終船卸国・地域	合 計 (トン又は台)	コンテナ貨物 (トン)	シャーシ貨物 (トン)	うちオンシャーシコンテナ (トン)	その他の貨物 (トン)			
12	14	16	21	24	25	26	35	43	46	55
総計			10,496							
バス	計		134							
バス (特大)	韓国	—	44							
バス (大型)	韓国	—	19							
バス (普通)	韓国	—	32							
バス (小型)	韓国	—	39							
トラック	計		10,001							
トラック (特大)	韓国	—	3,865							
トラック (大型)	韓国	—	1,258							
トラック (中型)	韓国	—	2,336							
トラック (小型)	韓国	—	2,542							
乗用車	計		361							
乗用車 (軽四輪)	韓国	—	361							

記入注意 ※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第 1 号様式）の輸出貨物について集計した結果を記載して下さい。

【記入上の注意】

- ①輸送形態の「自航（2）」の番号に○印を付してください。一般と自航両方の実績がある場合は、それぞれ別葉に分けて作成してください（「一般」と「自航」を混在して記入しないでください）。
- ②「自航」の場合は、輸送した車両の種別毎の「台数」を「合計」欄にのみ記入してください（「台数」を「トン数」に換算した値を「その他の貨物」欄に記入する必要はありません）。
- ③仕向国・最終船卸国については、港別ではなく、「国別」に集計を行ってください。
- ④最終船卸国が仕向国と同じ国名の場合は、「—」を記入してください。

※「様式 NO. 3 - 2 海上出入貨物集計表＜輸入＞」も、同様です。

(例5) 様式 NO. 3－3 海上出入貨物集計表＜移出＞【一般】（甲種港湾用）

様式 NO. 3－3

移出 海上出入貨物集計表 ①

データ 区 分	※修正区分		都道府県名	港湾名	港格別 コードⅠ (甲種)	※港格別コードⅡ	移 出	輸送形態	調査年 (西暦)	検 印
1	新規・変更・追加 2	削 除 3	〇〇県	〇〇港 ※港コード	1	国際戦略港湾 0 国際拠点港湾 1 重 要 港 湾 2 地 方 港 湾 3	1	一般 ① 自航 ②		
品種又は車種		仕 向 港		合 計 (トン又は台)		コンテナ貨物 (トン)		シャージ貨物 (トン)		その他の貨物 (トン)
空コード 12 13		県 名 ※県コード 15 16		港 湾 名 ※港コード 17 18		29 30		41 42		53 54
総計				44,508		24,326		17,765		3,889
米		計		19,791		18,555		1,236		0
		②								
		北海道		苫小牧		15,785		14,549		1,236
		宮城		仙台塩釜		4,006		4,006		0
水産品		計		2,868		451		0		0
		神奈川		横須賀		2,417		0		0
		愛知		名古屋		451		451		0
金属製品		計		16,098		0		16,098		3,458
		広島		広島		16,098		0		16,098
その他石油製品		計		5,751		5,320		431		431
		愛媛		松山		80		80		0
		沖縄		那覇		5,671		5,240		431

記入注意 ※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第1号様式）の移出貨物について集計した結果を記載して下さい。

【記入上の注意】

- ①輸送形態の「一般（1）」の番号に○印を付してください。一般と自航両方の実績がある場合は、それぞれ別葉に分けて作成してください（「一般」と「自航」を混在して記入しないでください）。
- ②輸出・輸入とは異なり、「港別」に集計を行ってください。

※「様式 NO. 3－4 海上出入貨物集計表＜移入＞」も、同様です。

(例6) 様式 NO. 3－3 海上出入貨物集計表＜移出＞【自航】（甲種港湾用）

様式 NO. 3－3

移出 海上出入貨物集計表 ①

データ 区 分	※修正区分		都道府県名	港湾名	港格別 コードⅠ (甲種)	※港格別コードⅡ	移 出	輸送形態	調査年 (西暦)	検 印			
3	新規・変更・追加 1 削 除 2	〇〇県	〇〇港	※港コード	1	国際戦略港湾 0 国際拠点港湾 1 重 要 港 湾 2 地 方 港 湾 3	10 11 12 13	一 般 1 自 航 2					
品種又は車種	※コード 12 13	仕 向 港 県 名 15 港 湾 名 16	合 計 (トン又は台)	24	35 36	コンテナ貨物 (トン)	45 46	シャーシ貨物 (トン)	55 56	うちシャーシコンテナ (トン)	65 66	その他の貨物 (トン)	75
総計			②		13,852								
バス		計			102								
バス (特大)		大阪		大阪	54								
バス (大型)		大阪		大阪	11								
バス (普通)		大阪		大阪	28								
バス (小型)		兵庫	③	神戸	9								
トラック		計			13,750								
トラック (特大)		大阪		大阪	9,715								
		兵庫		神戸	859								
トラック (大型)		大阪		大阪	2,511								
		兵庫		神戸	210								
トラック (普通)		大阪		大阪	197								
		兵庫		神戸	106								
トラック (小型)		大阪		大阪	95								
		兵庫		神戸	57								

記入注意 ※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第1号様式）の移出貨物について集計した結果を記載して下さい。

【記入上の注意】

- ①輸送形態の「自航（2）」の番号に○印を付してください。一般と自航両方の実績がある場合は、それぞれ別葉に分けて作成してください（「一般」と「自航」を混在して記入しないでください）。
- ②「自航」の場合は、輸送した車両の種別毎の「台数」を「合計」欄にのみ記入してください（「台数」を「トン数」に換算した値を「その他の貨物」欄に記入する必要はありません）。
- ③輸出・輸入とは異なり、「港別」に集計を行ってください。

※「様式 NO. 3－4 海上出入貨物集計表＜移入＞」も、同様です。

様式NO. 4-1

コンテナ个数・シャーシ台数集計表

データ 区 分	※修正区分	都道府県名	港湾名	港格別 コードⅠ (甲種)	※港格別コードⅡ	輸 出	調査年 (西暦)	検 印
		〇〇県	〇〇港	※港コード	国際戦略港湾	0		
	新規・変更・追加				国際拠点港湾	1		
	削 除				重要港湾	2		
					地方港湾	3		

長	さ	種 別	仕 向 国 ・ 地 域	※ T / S	合 計 (個 又 は 台)	コンテナ個数 又は シャーシ台数	空コンテナ個数 又は 空シャーシ台数
8 f t	1 3 5 f t	(20 f t の場合)					
1 0 f t	2 4 0 f t	ド ラ イ					
1 2 f t	3 4 5 f t	リーファー					
2 0 f t	4 シャーシ	そ の 他					
2 4 f t	5						
※コード		※コード	※コード				
11	13	14	17	19	20	27	34
総計					5,904	5,378	526
総計 (T/S)					518	488	30
2 0 f t		計			2,516	2,336	180
		ドライ	③ 韓国		754	689	65
		ドライ	シンガポール		481	460	21
		リーファー	韓国		735	676	59
		リーファー	シンガポール		546	511	35
4 0 f t		計			3,388	3,042	346
		計 (T/S)			518	488	30
		ドライ	韓国		749	692	57
②		ドライ	アメリカ		882	784	98
		ドライ	アメリカ (T/S)		230	217	13
		リーファー	韓国		564	508	56
		リーファー	アメリカ		771	681	90
		リーファー	アメリカ (T/S)		288	271	17
		その他	韓国		422	377	45

記入注意 ※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第1号様式）の各該当欄を集計した結果を記載して下さい。

①コンテナの長さごと（シャーシも含める）に、コンテナの個数（シャーシの場合は台数）の計を合計欄に記入し、種別（コンテナの場合のみ）、仕向国別にその内訳を記入してください。また、合計の各欄の内訳をコンテナ個数（又はシャーシ台数）及び空コンテナ個数（又は空シャーシ台数）の欄に記入してください。

②トランシップ分（T／S）の貨物がある場合は、「内数」として記入してください。

③仕向国については、港別ではなく、「国別」に集計を行ってください。

※「様式 NO. 4-2 コンテナ個数・シャーシ台数集計表＜輸入＞」も、同様です。

様式NO. 4-3

コンテナ个数・シャーシ台数集計表

データ 区 分	※修正区分		都道府県名 〇〇県	港湾名 〇〇港	※港コード	港格別 コードⅠ (甲種)	※港格別コードⅡ		移 出	調査年 (西暦)	検 印
	新規・変更・追加						国際戦略港湾	0			
	削 除						国際拠点港湾	1			
							重要港湾	2		10 77	80
							地方港湾	3			

長		さ		種 別		仕 向 港		合 計 (個又は台)	コンテナ個数 又は シャーシ台数	空コンテナ個数 又は 空シャーシ台数
8ft	13ft	5ft	6ft	(コンテナの場合) ド ラ イ	1	県 名	港 湾 名			
10ft	24ft	0ft	7ft	リーファー	2					
20ft	4ft	シャーシ	9	そ の 他	3					
24ft	5									
総計								4,695	4,360	335
10ft				計				270	187	83
				ドライ		北海道	苫小牧	164	101	63
				ドライ		愛知	名古屋	106	86	20
12ft				計				148	125	23
				リーファー		北海道	苫小牧	148	125	23
20ft				計				3,909	3,736	173
				ドライ		神奈川	横浜	1,570	1,469	101
				ドライ		愛知	名古屋	1,356	1,311	45
				その他		神奈川	横浜	983	956	27
シャーシ				計				368	312	56
						神奈川	横浜	368	312	56

※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第1号様式）の各該当欄を集計した結果を記載して下さい。

①コンテナの長さごと（シャーシも含める）に、コンテナの個数（シャーシの場合は台数）の計を合計欄に記入し、種別（コンテナの場合のみ）、仕向港別にその内訳を記入してください。また、合計の各欄の内訳をコンテナ個数（又はシャーシ台数）及び空コンテナ個数（又は空シャーシ台数）の欄に記入してください。

②輸出・輸入とは異なり、「港別」に集計を行ってください。

※「様式 NO. 4-4 コンテナ个数・シャーシ台数集計表＜移入＞」も、同様です。

様式NO. 5

データ 区分	※修正区分		都道府県名 〇〇県	港湾名 〇〇港	※港格別コード		調査年 (西暦)	検 印
	新規・変更・追加	1			国際戦略港湾	0		
	削 除	2			国際拠点港湾	1		
					重要港湾	2		
				※港コード		地方港湾	3	

記入注意 ※の欄は、記入しないで下さい。
 本表は、当該港湾の施設の管理者の調査並びに施設利用者からの調査票（第1号様式）により報告されたものから、500総トン以上の船舶について集計した結果を記載して下さい。

①係留施設ごとに、「係留施設名称」、「管理者水深別」、「バース数」、500 総トン以上の船舶（自動車航送船は含まない）の「係留状況」、「荷役船」及び「貨物トン数」を記入してください。「管理者水深別」、「バース数」が空白のことがありますので、特に注意してください。

②係留した 500 総トン以上の船舶が貨物の荷役を行った場合は、「荷役船」にも計上してください。そのため、「荷役船」に隻数の計上がある場合は、必ず「貨物トン数」にもトン数の計上があることになります。

③係留状況の「延時間」も忘れずに記入してください。

(例 10) 様式 NO. 6 月報集計表 (甲種港湾用)

集 計 表 (月 報)

様式 NO. 6

※データ区分	※修正区分	都道府県名	港湾名	※港格別コード	調査年(西暦)	検 印
入 港 船 舶		〇〇県	〇〇港	国際戦略港湾		
海上出入貨物			※港コード	国際拠点港湾	調査月	
自動車航送車両	新規・変更・追加			重要港湾		
コンテナ個数	削 除			地方港湾		

入 港 船 舶	種 別		船舶種別		計		500総トン以上		5～500総トン未満	
					隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
	計		T		1,306	2,233,042	715	2,149,986	591	83,056
	外 航 商 船		1		38	340,124	37	339,634	1	490
	外 航 自 航		2							
	内 航 商 船		3		682	827,769	517	751,099	165	76,670
	内 航 自 航		4		161	1,059,253	161	1,059,253		
	漁 船		5		420	4,069			420	4,069
	避 難 船		6		1	499			1	499
	そ の 他		7		4	1,328			4	1,328

海 上 出 入 貨 物 (ト ン)	区 分		貨物種別		計		出		入	
	計		T		580,389	233,400	346,989			
	外 貿 (フェリーを除く。)		1		269,788	92,000	177,788			
	内 貿 (フェリーを除く。)		2		310,601	141,400	169,201			
	計		C		325,439	127,489	197,950			
	外 貿 (フェリーを除く。)		3		221,255	70,205	151,050			
	内 貿 (フェリーを除く。)		4		104,184	57,284	46,900			
	計		S		58,357	19,657	38,700			
	外 貿 (フェリーを除く。)		5		0	0	0			
	(うちオンショアコンテナ)		6		0	0	0			
	内 貿 (フェリーを除く。)		7		58,357	19,657	38,700			
	(うちオンショアコンテナ)		8		7,660	3,540	4,120			
	計		E		196,593	86,254	110,339			
	外 貿 (フェリーを除く。)		9		48,533	21,795	26,738			
	内 貿 (フェリーを除く。)		0		148,060	64,459	83,601			

自 動 車 航 送 車 両 (台)	区 分		車種別		計		出		入	
	計		T		1,191	552	639			
	外 航 自 航	バス	特 大	1	2	1	1			
			大 型	2	110	65	45			
			普 通	3						
		小 型	4		5	2	3			
	内 航 自 航	トラック	特 大	1	151	92	59			
			大 型	2	188	101	87			
			普 通	3	65	37	28			
		小 型	4		30	21	9			
	乗 用 車	普通・小型	1		294	103	191			
			軽 四 輪	2	301	118	183			
		その他	軽 四 輪	1	45	12	33			
	トラック・トレーラー	トラック・トレーラー	2							

コ ン テ ナ 個 数	区 分		計		出		入	
	計		T	1,218	668	550		
	外 貿 コンテナ個数 (T E U)		1	306	156	150		
	内 貿 コンテナ個数 (T E U)		2	912	512	400		

記入注意 ※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票(第1号様式)の各該欄を集計した結果を記載して下さい。

【記入上の注意】

①年報の集計表とは異なり、「コンテナ個数」の実績はT E Uで記入してください。実入コンテナの実績だけでなく、空コンテナの実績も含めて記入してください。

(例 11) 様式 NO. 7-1 乙種港湾集計表 (その 1)

様式 NO. 7-1

乙 種 港 湾 集 計 表 (その 1)

データ区分	※修正区分	都道府県名	港湾名	港格別 コード I (乙種)	※港格別コード II	調査年 (西暦)	検 印
入 港 船 舶 1		〇〇県	〇〇港		国際戦略港湾 0		
船舶乗降人員 2	新規・変更・追加 1		※港コード		国際拠点港湾 1		
コンテナ・シャーシ 4	削 除 2				重 要 港 湾 2		
					地 方 港 湾 3		

1. 入港船舶

種 別		隻 数	総 ト ン 数
外航商船	500 総トン以上	15	
	5 総トン以上 500 総トン未満	17	
内航商船	500 総トン以上	35	86,601
	5 総トン以上 500 総トン未満	37	77,874
自動車航送船 (フェリー)		4	668
漁 船		5	8,411
避 難 船		6	174
そ の 他		7	70
計		T	9,603
			1,731,410

2. 船舶乗降人員

航 路	乗込人員	上陸人員
外 国 航 路		
内 国 航 路	39,658	40,116
計	T	40,116

3. コンテナ又はシャーシ ②

種 別	輸 出	輸 入	移 出	移 入
コンテナ個数 (40ft 以上)	1		78	98
コンテナ個数 (20ft 以上 40ft 未満)	2		126	134
コンテナ個数 (20ft 未満)	3		115	124
シャーシ台数	4		319	356

記入注意 ※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票 (第 2 号様式) を集計した結果を記載して下さい。

- 【記入上の注意】
- ①報告者から提出された当該港湾の調査票 (第 2 号様式) の各該当欄を集計した結果を記載してください。
- ②「コンテナ個数」の種別については、調査票の「40ft コンテナ」欄に記載の数値は「40ft 以上」に、「20ft コンテナ」欄に記載の数値は「20ft 以上 40ft 未満」に、「その他コンテナ」欄に記載の数値は「20ft 未満」に、計上して集計してください。また、空コンテナの実績も含めて記入してください。

(例 12) 様式 NO. 7-3 乙種港湾集計表 (その3) 【一般】

様式 NO. 7-3

乙 種 港 湾 集 計 表 (その3)

データ 区 分	※修正区分		都道府県名 〇〇県	港湾名 〇〇港	※港コード	港格別 コードⅠ (乙種)	※港格別コードⅡ			調査年 (西暦)	検 印			
	新規・変更・追加	削 除					国際戦略港湾	0						
							国際拠点港湾	1						
							重要港湾	2	77			80		
							地方港湾	3						

移出	輸送形態		①	品種又は車種	※コード	合 計 (トン又は台)	コンテナ貨物 (トン)	シャーシ貨物 (トン)		その他の貨物 (トン)
	①	一 般						うちオジョージコンテナ (トン)		
10	1	2	自 航							
3					12 14 26	35 36	45 46	55 56	65 66	75
3						1,825	0	0	0	1,825
3										
3						368	0	0	0	368
3						1,457	0	0	0	1,457
3										
3										
3										
3										
3										
3										
3										

移入	輸送形態		品種又は車種	※コード	合 計 (トシ又は台)	コンテナ貨物 (トン)	シャーシ貨物 (トン)		その他の貨物 (トン)
	① 一 般	② 自 航					うちオジョシャーシコンテナ (トン)		
10	11	12		12 14 36	35 36	45 46	55 56	65 66	75
4	総計				84,801	0	0	0	84,801
4									
4	水産品				386	0	0	0	386
4	② 原木				457	0	0	0	457
4	砂利・砂				2,640	0	0	0	2,640
4	石材				3,278	0	0	0	3,278
4	その他石油製品				76,549	0	0	0	76,549
4	化学薬品				1,491	0	0	0	1,491
4									
4									

記入注意 ※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第2号様式）を集計した結果を記載して下さい。

【記入上の注意】

- ①輸送形態の「一般（1）」の番号に○印を付してください。一般と自航両方の実績がある場合は、それぞれ別葉に分けて作成してください（「一般」と「自航」を混在して記入しないでください）。
- ②品種の欄には、「82品種分類」単位で集計した値を記入してください。
- 例）「砂利 1,840トン」、「碎石 800トン」を移入した場合は、両方とも品種は「砂利・砂」なので、足し合わせて「砂利・砂 2,640トン」としてください。

※「様式 NO. 7-2 乙種港湾集計表（その2）」も、同様です。

(例 13) 様式 NO. 7-3 乙種港湾集計表 (その3) 【自航】

様式 NO. 7-3

乙 種 港 湾 集 計 表 (その3)

データ 区 分	※修正区分		都道府県名 〇〇県	港湾名 〇〇港	港格別 コードⅠ (乙種)	※港格別コードⅡ				調査年 (西暦)	検 印	
	1	新規・変更・追加				1	国際戦略港湾					0
							国際拠点港湾					1
							重要港湾					2
3	削除	2	地方港湾			3	77	80				

移出	輸送形態		①	品 種 又 は 車 種	※コード	合 計 (トン又は台)	コンテナ貨物 (トン)	シャーシ貨物 (トン)	その他の貨物 (トン)
	1	一 般							
10	11	②	自 航		12 13 26	35 36	45 46	55 56	65 66 75
3						6,257			
3									
3						2,108			
3									
3						3,351			
3						481			
3									
3						98			
3						219			
3									

移入	輸送形態		②	品 種 又 は 車 種	※コード	合 計 (トン又は台)	コンテナ貨物 (トン)	シャーシ貨物 (トン)	その他の貨物 (トン)
	1	一 般							
10	11	②	自 航		12 13 26	35 36	45 46	55 56	65 66 75
4						6,505			
4									
4						1,956			
4									
4						② 3,751			
4						494			
4									
4						105			
4						199			
4									

記入注意 ※の欄は、記入しないで下さい。
本表は、報告者から提出された当該港湾の調査票（第2号様式）を集計した結果を記載して下さい。

【記入上の注意】

- ①輸送形態の「自航（2）」の番号に○印を付してください。一般と自航両方の実績がある場合は、それぞれ別葉に分けて作成してください（「一般」と「自航」を混在して記入しないでください）。
- ②「自航」の場合は、輸送した車両の種別毎の「台数」を「合計」欄にのみ記入してください（「台数」を「トン数」に換算した値を「その他の貨物」欄に記入する必要はありません）。

※「様式 NO. 7-2 乙種港湾集計表（その2）」も、同様です。

(例 14) 様式 NO. 8 航路別入港船舶・コンテナ個数集計表

様式 NO. 8

航路別入港船舶・コンテナ個数集計表

データ区分	※修正区分	都道府県名	港湾名	港格別コードⅠ (甲種)	※港格別コードⅡ	調査年 (西暦)	検 印
航路別入港船舶 ・コンテナ個数	新規・変更・追加 削 除	〇〇県	〇〇港 ※港コード		国際戦略港湾 国際拠点港湾 重 要 港 湾 地 方 港 湾		
1 8	2 1 2		3 7	8 1	9 0 1 2 3	10 17 80	

1. 入港船舶				2. コンテナ個数 (単位: TEU)						
航 路 別		入 港 船 舶		輸 出			輸 入			
		隻 数	総トン数	合 計	実 入	空	合 計	実 入	空	
合 計	TT	530	13,100,000	10,900	7,700	3,200	4,200	2,700	1,500	
外 航 定 期 計	ST	380	11,900,000	9,400	6,500	2,900	2,600	1,800	800	
世界一周	11	50	2,500,000	1,500	1,000	500	300	200	100	
北米西岸 (メキシコ含む)	12									
北米東岸 (カリビヤ海含む)	13	100	4,000,000	3,200	2,000	1,200	900	600	300	
北欧・地中海	14									
南米西岸	15	10	100,000				300	200	100	
南米東岸	16									
アフリカ	17									
豪州・NZ・南太平洋	18	20	300,000	700	500	200				
印パ・ペルシャ・ベンガル	19									
東南アジア	20									
台湾	21									
韓国	22									
中国 (香港含む)	23	200	5,000,000	4,000	3,000	1,000	1,100	800	300	
ナホトカ	24									
外 航 不 定 期	31	150	1,200,000	1,500	1,200	300	1,600	900	700	

【記入上の注意】

年報の他の集計表とは異なり、「コンテナ個数」の実績はT E Uで記入してください。実入コンテナの実績だけでなく、空コンテナの実績も含めて記入してください。

5. 參考資料

5－1 港湾調査関係主要用語

1. 港湾の種別

国際戦略港湾	長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が低い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として港湾法施行令で定めるもの。
国際拠点港湾	国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として港湾法施行令で定めるもの。
重要港湾	国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として港湾法施行令で定めるもの。
地方港湾	国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾。
甲種港湾	国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、外国貿易港湾又は内国貿易港湾のいずれかに該当する港湾。
外国貿易港湾	最近5箇年間継続して毎年外国貿易船の入港実績が1隻以上あり、かつ、外国貿易貨物の取扱実績が1万トン以上ある港湾又は、最近3箇年間継続して毎年外国貿易船の入港実績が1隻以上あり、かつ、外国貿易貨物の取扱実績が2万トン以上ある港湾。
内国貿易港湾	最近3箇年間継続して毎年内国貿易船（鉄道連絡船及び自動車航送船を除く。）の入港実績が50万総トン（G／T）以上あり、かつ、内国貿易貨物（鉄道連絡船及び自動車航送船を除く。）の取扱実績が50万トン以上ある港湾。
乙種港湾	港湾管理者が設立されている港湾で、最近3箇年間継続して毎年5総トン（G／T）以上の入港実績が1隻以上ある甲種港湾以外の港湾又は貨物取扱量が50トン以上ある甲種港湾以外の港湾。

2. 船舶のトン数

総トン数（G／T）	船舶の内部の総容積から、国土交通省令で定めた基準に該当する開口容積を除き立方メートルで表した値に、さらに一定の係数をかけて算出した値。
純トン数（N／T）	総トン数から機関室、船員常用室、バラストタンクなどの船舶の運航に直接供せられる区画を除いたトン数で、わが国ではトン税、係船料などの税金や手数料の算出に用いられる。
排水トン数	船舶による排水容積に海水の比重を乗じた船舶の大きさを表す単位の一つ。
載貨重量トン数（D／W）	貨物を満載した状態での重量と船舶のみの重量の差で表す。燃料や飲料水等も含まれるが、ほぼ船舶が積載できる貨物の重量を示す。

3. 貨物の単位

港湾統計における貨物のトン数の算出方法

原則としてフレート・トンによっている。すなわち、容積は1.133立方メートル（40立方フィート）、重量は1,000kgをもって1トンとし、トン数は容積又は重量のうちいずれか大きい方をもって計算することを原則としている（小数点以下は第1位を四捨五入とする）。ただし、慣習上、上記の原則によらない貨物は、その慣習に従ってトン数を算出する。

4. コンテナ関係

TEU (twenty-foot equivalent units)

20ft. (コンテナの長さ) 換算のコンテナ取扱個数の単位。大部分のコンテナオペレーターは、ISO規格の20ft. コンテナや40ft. コンテナ等、計上（容積）が異なる複数のコンテナを採用しているため、場合により、コンテナの単純合計個数で取扱量を計るよりも、20ft. コンテナ1個を1TEU、40ft. コンテナ1個を2TEUとして計算する方が実態を適切に把握することができる。

実入コンテナ 貨物輸送のために反復して使用し、荷物が詰め込まれているコンテナ。

空コンテナ 貨物輸送のために反復して使用するコンテナのうち、荷物が詰め込まれていないコンテナ。

コンテナ・フレート・ステーション (C. F. S.)

一荷主で1個のコンテナを満たすことのできない小口貨物のコンテナ詰め及びコンテナからの取出しを行う施設のこと。

コンテナ・ヤード (C. Y.)

コンテナ及びシャーシの受け渡し及び保管を行う施設のこと。

マーシャリング・ヤード (M. Y.)

コンテナ船に直接揚積するコンテナを整列させておく広大なスペース。

小口混載貨物 (L. C. L.) コンテナ1個または貨車1台に満載するに至らない小口のロットの貨物。

コンテナロード (C. L.) L. C. Lがコンテナ1個に満たされない小口貨物であるのに対し、コンテナロードとは荷主の倉庫や工場でコンテナを満たす貨物をいう。

コンテナ・ターミナル

コンテナ・ターミナルには、C. F. S.、C. Y.、M. Y.、オペレーション・オフィス等が含まれ、荷役、運搬用具が整備されていて、海陸の接点となる施設。

トランシップ	船積港から船卸港まで同一船舶で運送されずに、途中港で積み替えされることをいう。主にコンテナ貨物で行われることが多い。港湾統計では、A国の船積港から積み出された貨物が、B国（日本国）の中継港湾（当該調査港湾）で他船に積み替えられて、C国の船卸港まで運送される場合をトランシップという。
フィーダー・サービス	コンテナ船はその輸送効率を高めるために、特定の主要港湾のみに寄港し、主要港湾以外で発生する貨物については、主要港湾で積替輸送を行っている。この場合の、主要港湾と寄港しない港湾との間の内航船、自動車、鉄道などによるコンテナ貨物の支線輸送をいう。
インランド・デポ	港湾、空港以外の内陸部にある貿易貨物輸送基地で、貨物の集配、通関業務、保管などが行われる。

5. 港湾施設関係

港湾施設	港湾区域及び臨港地区における施設並びに港湾の利用又は管理に必要な施設で次のようなものがある。 水域施設、外かく施設、けい留施設、臨港交通施設、航行補助施設、荷さばき施設、旅客施設、保管施設、船舶役務用施設、港湾公害防止施設、廃棄物処理施設、港湾環境整備施設、港湾厚生施設、港湾管理施設、港湾施設用地、移動式施設、港湾役務提供用移動施設、港湾管理用移動施設
岸壁	最も多く見られる係留施設。陸岸につけてつくられるもので、まとまった埋立地の周囲の部分としてつくられたり、突堤としてつくられることもある。
泊地	船が安全に停泊するための水域をいう。
船だまり	小型船舶を安全にけい留するための水面をいう。
けい留施設	船が停泊するための施設。接岸施設として、岸壁、栈橋などがある。また、沖で停泊する施設として、浮標（ブイ）、ドルフィンがある。
ドルフィン	陸岸から離れたところに杭（鉄製の場合が多い）を打ちこみ、船をその杭につないで停泊させる施設。
イモドコブイ	一点けい留ブイ式シーバースの一種である。大型ブイにパイプラインが直結しており、けい留と送油が同時にできる。
浮さん橋	箱型の浮体を用いた栈橋で、潮差の大きい所に設けられる。
バース（船席）	港内において荷役などを行うために船舶が停泊する所定の場所。
錨地	船舶が錨をおろして停泊する場所。
公共埠頭	公共事業により整備され、不特定多数の荷主、船舶運航事業者などに利用される埠頭。

専用施設（貨物）	港湾施設において、専ら特定企業の活動に資する施設であり、これら専用施設で取り扱われた貨物が専用貨物。
シーバース	海上での所定の船舶停泊場所で、多くはタンカーのためにあり、パイプラインで送油する沖がかり方式のけい留施設。
ガントリークレーン	橋桁の両端に一定の間隔を置いて2本の走行脚を設け、車輪により地上のレール上を走行する構造のクレーン。橋桁の上をトロリー又はジブクレーンが往復して、貨物の積み卸しを行う。橋桁を走行脚の外側に張り出すことで、貨物の積み卸し範囲を広くできる特徴をもつ。コンテナ埠頭に設置されるものが代表的。

6. その他

N A C C S	入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステム。
浚渫船	航路、水路などを浚渫することを主目的とした船で、これにはポンプ式、バケット式、ディッパー式、グラブ式等があり、また推進方法では自航式と非自航式とがある。
押船	プッシャーともいわれ、はしけなどを船首で押し進める船。
フルコンテナ船	コンテナのみを輸送する目的で専用のセルガイドを有する船舶。
セミコンテナ船	一部はコンテナを積み、他は一般貨物も積めるような構造のコンテナ船。
R O R O 船	貨物をトラックやフォークリフトで積み卸す（水平荷役方式）ために、船尾や船側ゲートを有する船舶。
L O L O 船	クレーンを使って貨物を積み卸し（垂直荷役方式）する船舶。コンテナ船が代表的。この場合、クレーンは岸壁に設置されたものと船舶自体に備え付けられたもの（デリッククレーン）がある。
台船	舢舨（はしけ）など運搬を主目的としたもの。
定期船	定期航路に就航している船で、多数の荷主と個々に運送契約を結んで、雑貨などの工業製品を迅速確実に運送するのを特徴とする。
不定期船	石炭、鉱石、石油、木材などの大量の原料品や、季節的に出回る穀類、砂糖、綿花などの荷物を求めて、いつでも、どこへでも就航する船舶。
舢舨（はしけ）	運河、港内で貨物などの運搬に用いられる平底船。バージともいう。
ばら積み貨物	小麦、石炭、鉄鉱石など包装しないで、ばらのまま運送する貨物。バルク貨物ともいう。

引き船

接岸の難しい大型船、推進機関を有しないはしけ、台船などを曳航するのに使用する船。

プッシャーバージ

多くのはしけを一組に編成し、専用の押し船で押航する。

5-2 貨物数量の単位

1. 港湾統計における貨物トン数の算出方法

原則としてフレート・トンによっている。すなわち、容積は1.133立方メートル（40立方フィート）、重量は1,000kgをもって1トンとし、トン数は容積又は重量のうちいずれか大きい方をもって計算することを原則としている（小数点以下は第1位を四捨五入とする）。ただし、慣習上、上記の原則によらない貨物は、その慣習に従ってトン数を算出する。

2. 商慣習による換算率

品 種	換 算 率
油類及びその他の液体（飲料水を含む。 ばら積みのものであって容器入りを除く。）	$1 \text{ m}^3 = 1,000 \text{ l} = 1 \text{ トン}$
米穀類、セメント、肥料（ばら積み、袋入り）	$1,000 \text{ kg} = 1 \text{ トン}$
木材類 原木 製材	$0.835 \text{ m}^3 \text{ (3石)} = 1 \text{ トン}$ $1.133 \text{ m}^3 \text{ (4石)} = 1 \text{ トン}$
漁獲物（ばら積み、魚箱入りとも）	$1,000 \text{ kg} = 1 \text{ トン}$
容器入りのもの（空のものを含む。） ドラム缶 石油缶 1.8ℓ（1升）入りびん10本箱	$4 \text{ 本} = 1 \text{ トン}$ $40 \text{ 個} = 1 \text{ トン}$ $20 \text{ 個} = 1 \text{ トン}$
砂、砂利（重量を実測しない場合） 砂 碎石 砂利	$6 \text{ m}^3 \text{ (1立方坪)} = 10 \text{ トン}$ $6 \text{ m}^3 \text{ (1立方坪)} = 9.6 \text{ トン}$ $6 \text{ m}^3 \text{ (1立方坪)} = 13 \text{ トン}$
動物（ばら積みの場合） 牛馬 $\left\{ \begin{array}{l} \text{大} \\ \text{小} \end{array} \right.$	$1 \text{ 頭} = 1 \text{ トン}$ $3 \text{ 頭} = 1 \text{ トン}$
石材 軽石	$1 \text{ m}^3 = 2.7 \text{ トン}$ $1 \text{ m}^3 = 0.9 \text{ トン}$

※商慣習の一例を記載したもので、これと異なる慣習に従っている場合は、それに従って構わない。

3. LNG並びにLPGのトン数換算

LNG並びにLPGのトン数は、容積トン（ $1,000 \text{ l} = 1 \text{ m}^3 = 1 \text{ トン}$ ）により算出

①LNG（液化天然ガス） 容積トン（M/T）＝重量トン（K/T）×2.41

②LPG（液化プロパンガス） 容積トン（M/T）＝重量トン（K/T）×1.83

5－3 船舶用途分類例示

項 目		コード	内 容 例 示 等
商船	客船	T69	旅客のみを輸送する船舶
	貨客船	T70	旅客と貨物を併せて輸送する船舶
	一般貨物船	T71	貨物のみを輸送する船舶（タンカー、専用船、コンテナ船、RORO船を除く。）
	タンカー	油送船	T72 原油を輸送するタンカー
		L P G 船	T73 液化石油ガス（ブタン及びプロパンの液化ガス）を輸送するタンカー
		L N G 船	T74 液化天然ガスを輸送するタンカー
		プロダクトオイルタンカー	T78 石油精製品（灯油、ガソリン、ナフサ、ジェット燃料、軽油、軽質潤滑油、工作油、重油、重質潤滑油、ペトラタム、溶融アスファルト等）を輸送するタンカー
		内航ケミカル船	2 液体物質の石油化学品、石炭化学品、化成化学製品及び溶融物質を輸送するタンカーのうち内航船
		外航ケミカル船	4 液体物質の石油化学品、石炭化学品、化成化学製品及び溶融物質を輸送するタンカーのうち外航船
		その他のタンカー・タンク船	12 その他液状貨物（水、動植物油、糖蜜、ワイン等）を輸送するタンカー 兼用船（タンカーを兼用しているものに限る）
	専用船	穀物船	T79 穀物（米、麦、大豆、とうもろこし等）をばら積みで輸送する船舶
		材木船	T80 材木（素材、丸太、製材）をばら積みで輸送する船舶
		チップ船	T82 木材チップをばら積みで輸送する船舶
		鋼材船	T83 鋼材をばら積みで輸送する船舶
		砂利・砂・石材船	T84 砂利、砂又は石材をばら積みで輸送する船舶
		セメント船	T85 セメントをばら積みで輸送する船舶
		石炭船	T86 石炭をばら積みで輸送する船舶
		鉱石船	T87 鉱石を専門にばら積みで輸送する船舶
		自動車専用船	T88 自動車（商品）を輸送する船舶
		その他専用船	3 上記以外の専用船、各種兼用船（タンカーを除く。）、重量物運搬船、モジュール船、ラッシュ船等
	コンテナ船	フルコンテナ船	T90 コンテナのみを輸送する目的で専用のセルガイドを有する船舶
		セミコンテナ船	8 コンテナのみを輸送するがセルガイドを有していない一般船、又はコンテナ貨物とそれ以外の貨物を輸送する船舶
	RORO船	T92	貨物をトラックやフォークリフトで積み卸す（水平荷役方式）ために船尾や船側にゲートを有する船舶
自動車航送船		T93	港湾調査の調査票記入要領の船舶区分を参照
漁船		T94	港湾調査の調査票記入要領の船舶区分を参照
その他	作業船	T95	浚渫、構造物工事、工事監督用の船舶、海底電線敷設船
	パトロール船	T96	巡視船、巡視艇、警備艇、監視艇（漁業関係を除く。）
	曳船・押船	T97	曳船、押船
	訓練船	U14	訓練船、練習船（漁業関係を除く。）
	軍艦	T89	軍艦
	その他の船舶	11	上記以外の船舶（その他官公庁船、修理船等）

5－4 調査港湾の地区名又は旧港名

都 道 府 県 名	港 名	地区名又は旧港名	都 道 府 県 名	港 名	地区名又は旧港名
北海道	根 室 十 勝 室 蘭 函 館 え り も	花咲 広尾、帯広 輪西 上磯 幌泉	福 井	福 井	三国
			静 岡	浜 名 静 浦	舞阪 江の浦
			愛 知	三 河	浦郡、三谷、豊橋、西浦、 形原、柳生川、前芝、田原、 御津
青 森	青 森 大 湊 八 戸 三 厩	野内 下北 鮫 増川		衣 浦	武豊、平坂、大浜、新川、 亀崎、半田、高浜
宮 城	仙台塩釜	仙台、仙台新、塩釜、石 巻、松島		名 古 屋 福 江 吉 田 師 崎 馬 草	知多 小中山 吉良 大井 野田
秋 田	秋 田	土崎			
茨 城	茨 城	常陸那珂、日立、大洗、 久慈、磯浜	三 重	四 日 市 津 松 坂 鳥 羽 尾 鷲 宇治山田	豊州原、朝明川、富田 大口、櫛田川、松坂、津 赤崎、安楽島、加茂 天満浦 伊勢、大湊、浜郷、二見、 宮川、神社
千 葉	木 更 津 千 葉	君津、富津 市原、姉が崎、五井、船橋、 市川、袖ヶ浦、養老川		的 矢 浜 島 五 ケ 所 引 本 二 木 島 木 本 桑 名	磯部、渡鹿野、畔蛸 迫子 南勢町 相賀 荒坂 古泊、泊、大泊 町屋川
東 京	東 京	芝浦、豊川、砂町、大島、 東雲、品川、晴海			
神奈川	川 崎 横 浜 横 須 賀	夜光町、水江、扇島 鶴見、根岸、磯子、本牧、 大黒 久里浜、浦賀、長浦、小川、 安浦			
新 潟	姫 川 両 津 小 木	歌海 夷 羽茂	大 阪	阪 南 堺 泉 北 大 阪	岸和田、忠岡、貝塚 大津、堺、泉北、泉大津 桜島、千賀、鶴町、木津川、 安治川、南港町、尻無川
富 山	伏木富山	新湊、東岩瀬、伏木、富山			
石 川	金 沢	金石	兵 庫	尼崎西宮芦屋 神 戸	鳴尾、尼ヶ崎、西宮、芦屋、 武庫川 野田、和田岬、藻刈島、兵 庫

都 道 府 県 名	港 名	地区名又は旧港名	都 道 府 県 名	港 名	地区名又は旧港名		
	東 播 磨	伊保、曾根、高砂、二見、 別府、加古川		重 井	細島		
	姫 路	飾磨、広畑、網干、八木、 東部、西部工業、的形、福 泊、大塩		木 江	岩白		
	津 名	佐野、塩田、志筑		浦 刈	下向 大君		
和歌山	文 里	新庄	山 口	下 関	彦島、長府		
	日 高	御坊		三 田 尻	中関		
	和歌山下津	海南、和歌浦、冷水、有田 、箕島、和歌山、下津		徳山下松	富田、光、徳山、下松、南 陽		
鳥 取	境	長浜	徳 島	岩 国	麻里布		
				浦 神	薬師	油 谷	栗野
島 根	三 隅	松原、湊浦	香 川	撫 養	鳴門		
	秋 鹿 北	六坊、芦尾		今 切	今切川		
	益 田	石見		小 松 島	徳島		
岡 山	別 府	大山	愛 媛	坂 出	林田、砂弥、松ヶ浦		
	東 備	伊里、神崎川、久々井、寒 川、備前、日生、穂波、片 上、鶴海、鹿久居島		高 松	西浜、屋島、香西、生島、 神在、下笠居、弦打		
	岡 山	西大寺、三幡、小串		内 海	草壁、笛羽、安田		
	宇 野	玉野、玉、日比、長崎、日 の出	高 知	松 山	由良、木浦、三津浜、高浜		
	水 島	玉島、倉敷		東 予	壬生川、西条		
	牛 窓	黒島、前島、鹿忍		三島川之江	三島、川之江		
広 島	児 島	琴浦、味野	福 岡	伊 予	郡中		
	笠 岡	神島外、瀬溝		中 島	大浦		
	福 山	鞆		須 崎	串ノ浦		
	尾道糸崎	歌、三原、松永、尾道、糸 崎		宿 毛 湾	宿毛、片島、小筑紫		
	呉	川原石、吉浦、鍋、長浜、 阿賀、広、仁方、音戸瀬戸		奈 判 利	田野、羽根		
	広 島	宇品、向洋、甘日市、海田 市		下 田	戸田		
	安 芸 津	三津		博 多	西戸崎、福岡、姪浜、大岳		
				北 九 州	若松、八幡、戸畑、枝光、 黒崎、小浜、二島、牧山、 大里、恒見、白野江、小倉 、門司、洞海、田之浦、井 之浦、日明、安瀬、響灘		
				若 津	大川		

都 道 府 県 名	港 名	地区名又は旧港名	都 道 府 県 名	港 名	地区名又は旧港名
佐 賀	伊 万 里	浦崎、久原、楠久、山代	沖 縄	金 武 湾 中 城 湾 本 部	平安座 西川、西原 渡久地新、浜崎、瀬底
長 崎	長 崎 佐 世 保 松 浦 松 島 時 津 臼 ノ 浦 調 川 鹿 見 福 島 肥前大島 玉 ノ 浦 枕 島	木鉢、香焼 相ノ浦、加世 御厨、蛭子崎、志佐新、新 御厨、黒潮 西泊 日並 楠泊、小佐佐 江口、大志佐 久原、仁田 鯛ノ鼻、粃ノ浦 蛤、馬込 中須 竹ノ浦、越首、首ノ浦、野 崎			
熊 本	合 津	今津			
大 分	大 分	鶴崎			
宮 崎	細 島 油 津 福 島	日向 海南 串野			
鹿児島	鹿 児 島 川 内 桜 島 (鹿児島県管理) 獅 子 島 加計呂麻 請 島 亀 徳 与 論 魚 見 長 島	浜平川 油津 袴腰 御所浦、湯ノ口、立石、柏 栗 俵、押角、瀬武、西阿室、 伊子茂 請阿室、池地 亀津 茶花 知林 浦底			

5－5 港湾調査関係通達集

指定統計「港湾調査」の調査に対し協力方申し入れについて

昭和26年5月7日 港計第95号
運輸事務次官から大蔵事務次官・日
本国有鉄道総裁・日本専売公社総裁
あて（各通）

統計法による指定統計第6号港湾調査は、昭和23年以来当省において実施しているのであるが、右は港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とするもので、港湾に関する国の施策樹立の上に重要な基礎資料であるとともに、あらゆる方面に広く利用せられている港湾に対する唯一の指定統計であって、各方面からその正確、迅速なる結果の公表をますます強く要望されているものである。当省においても、その調査の完璧を期し、不断の努力を傾ける次第であるが、その調査事項の内容において、関係官公庁その他の協力なくしては、到底所期の成果は望めない。

ついては、このたび港湾調査規則を別冊の通り全面的に改正し、なお一層この調査の完全を期することになった機会において、統計法第17条の規定に基づき、この調査に対する協力をお願いする。

なお、この調査において貴省、（公社）に協力を求める調査事項は、左記の通りであるが、この調査については、関係都道府県又はその末端調査機関から貴省（公社）の地方機関に対し、資料の提供等具体的に協力を求めることと思われるが、この場合の協力及び便宜供与を貴管下地方機関の御示達置き下さるよう格別の御配慮をお願いする。

記

（大蔵省）

1. 港湾経由の出入貨物のうち、外国貿易関係のものにつき、その品種、数量、仕向地、仕出地の調査
2. 港湾の区域内における貴省専用の上屋又は倉庫の利用状況

（国有鉄道）

1. 臨港駅又は港湾最寄り駅取り扱いの港湾経由出入貨物につき、その品種、数量、仕向地、仕出地の調査
2. 鉄道連絡船における入港船舶、乗降人員、出入貨物の状況調査
3. 港湾の区域内における貴公社専用の上屋又は倉庫の利用状況

（専売公社）

1. 港湾経由の出入貨物のうち、専売品関係につき、その品種、数量、仕向地、仕出地の調査
2. 港湾の区域内における貴公社専用の上屋又は倉庫の利用状況の調査

港湾調査規則に基づく港湾調査結果の公表期日以前における利用について

昭和26年5月7日 港計第107号
運輸省港湾局長から関係都道府県知事
あて通達

指定統計第6号港湾調査の結果の公表については、港湾調査規則第15条及び第16条に規定されているが、各関係都道府県においては、港湾調査原簿を保管するとともに、各港湾ごとに集計事項について集計作業を行っている関係上、規則に定められた公表期日以前においても月報又は年報の形式で早急に発表し、地方自治その他の諸資料として有効に利用したいとの要望があるので、統計法第7条第2項の規定に基づき、統計委員会に対し、今後関係都道府県において、左記条件で港湾調査結果の概要を公表期日以前に発表することについて、承認方を申請したところ、昭和26年4月20日第33回統計委員会において、正式承認があったから通知する。

なお、右公表期日以前に発表したものについては、その都度必ず関係書類を添え報告せられたい。

記

各関係都道府県において、正規の公表期日以前に発表したものが正規の公表の結果と異なる場合には、右正規公表の結果に基づき、速かに訂正すること。

指定統計「港湾調査」の調査に対し協力方依頼について

昭和26年5月7日 港計第108号
運輸省港湾局長から大蔵省主税局税関
部長・日本国有鉄道輸送局長・日本専
売公社輸送部長あて（各通）

統計法及び港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号改正）に基づいて、昭和23年以来当省において実施している指定統計第6号「港湾調査」については、かねてから絶大なる協力を賜わり厚く感謝している次第であります。この調査は、その調査事項の内容において、関係官公庁その他の強力なる協力なくては、到底所期の成果を望めないものがありますので、このたび調査規則を別冊の通り全面的に改正し一層この調査の完全を期することになりました機会に、統計法第17条の規定に基づいて当省事務次官から貴省事務次官（貴公社総裁）宛別紙の通り協力方を正式に申入れました。

ついては、関係都道府県又はその末端調査機関から貴部（局）又はその地方下部機関に対し、この調査に協力方を求めることと思いますが、この場合における資料の提供等この調査に対する協力及び便宜供与方につき貴管下地方下部機関に御示達置き下さるよう格別の御配慮をお願い致します。

別紙（三）

港湾建設部長、海運局長及び海上保安本部長あての文書は別紙（二）と同主旨につき省略する。

港湾調査における申告義務者の決定について

昭和26年5月7日 港計第109号
運輸省港湾局計画課長から関係都道府
県土木部長あて通達

標記については、規則第7条に定める範囲内において、都道府県知事が決定することになっているが、統計法第5条の所謂「法人」は、統計委員会^{いわゆる}の意見では原則として私法人のみを対象としているから港湾調査においても海運局、税関、日本国有鉄道等から資料を求める場合には、この調査に協力を依頼する建前であるから、右に対しては申告義務を課さないように取り扱われたい。

なお、大蔵次官、日本国有鉄道総裁、及び日本専売公社総裁に対しては別紙（一）の通り、当省次官から、大蔵省主税局税関部長、日本国有鉄道輸送局長及び日本専売公社輸送部長に対しては、別紙（二）、地方運輸局長及び海上保安部長に対しては、別紙（三）の通り、それぞれ港湾局長からこの調査に協力を依頼しておいたから念のため。

計量法施行に伴う港湾調査上の取扱について

昭和33年12月22日 港計第253号
運輸省港湾局計画課長から関係都道府県土
木（建築）部長あて通達

計量法の実施に伴い、昭和34年1月1日以降計量単位はメートル法に統一されることになるが、現在海運界において使用されている貨物の数量の単位としてのフレート・トン（海運界独特の単位であり、その性格を検討の結果当省としては重量又は容積そのものを表わすものではなく、従って計量法にいう計量単位ではないとの見解をとるに至った。ただし、この見解は未だ公式の見解ではなく、現在海運界で用いられている単位は好ましいものではないが、従来の商慣習上止むを得ないのではないかという程度である。

よって昭和34年1月1日以降における港湾調査については、はっきりとした結論が出るまでは従来通りの方法（フレート・トン）により調査されるようお願いする。

なお、現行……………以下省略

指定統計調査の委託費に関する支出負担行為の整理区分について

昭和44年7月7日 官会第1040号
運輸省大臣官房会計課長から関係都道府
県土木部長あて通達

標記について、行政管理庁行政管理局統計主幹から別紙写しのとおり通知があったので、昭和45年度以降の当省にかかる指定統計調査の委託費については、支出負担行為等取扱規則（昭和27年大蔵省令第18号）別表甲号支出負担行為の整理区分表「20補助金、負担金、交付金、補給金」の類として整理してさしつかえない。

別 紙 [略]

指定統計第6号「港湾調査」に対する協力依頼について

昭和44年9月16日 官統一第149号
運輸大臣から防衛庁長官・農林大臣あて通達

当省は昭和23年から、港湾の実態を明らかにして、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的として、指定統計第6号「港湾調査」を実施しております。

当省におきましては、上記の目的からこの調査を完全を期すため、不断の努力をしておりますが、関係官庁のご協力がなくては所期の目的を達成することはできませんので、ここに統計法第17条の規定に基づいて、この調査に対するご協力をお願いします。

なお、当省が調査委託をしている関係都道府県から貴省（庁）の地方機関に対して、下記事項の調査についてご協力を求めることと思われませんが、この場合の協力方を貴省（庁）の地方機関へご指示くださるようお願いいたします。

注 統計法第17条

指定統計調査の実施者が、その指定統計調査を行なうに際して必要があると認めるときは、関係各行政機関の長又はその他のものに対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

記（農林大臣に対するもの）

1. 施設状況

- (1) けい留設備
- (2) 保管設備
- (3) 荷役機械

2. 管理状況

上記施設を管理している地方機関の名称及び所在

3. 利用状況

- (1) 入港船舶
- (2) 海上出入貨物
- (3) 泊地及びけい船設備
- (4) 保管設備

(注) 昭和55年12月22日運輸省令第44号をもって港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号）の一部が改正されたのに伴い、上記1. 施設状況及び2. 管理状況については、調査事項から削除された。

記（防衛庁長官に対するもの）

1. 施設状況

- (1) 泊地
- (2) 航路標識
- (3) 防波堤
- (4) ふ頭
- (5) 上屋及び倉庫

(6) 荷 役 機 械

(7) 船舶補給設備

(8) 泊地けい船設備

(9) 乾船きよ及び船架

(10) 通 船

2. 管理状況

上記施設を管理している地方機関の名称及び所在地。

3. 利用状況

入港船舶

港湾調査規則の一部改正及び同規則に基づく告示の一部改正について

平成21年11月5日 国総情交第105号
国土交通省総合政策局情報安全・調査課交通
統計室長から関係都道府県土木部長等あて通
達

港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号）において定められている調査について、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、報告者の負担軽減や統計の品質の維持・向上等の視点に留意しつつ、既存統計の見直し等を推進するとされたことなどを踏まえ、調査対象港湾を見直すとともに、調査事項の整理等を行うことといたしました。

このため、「港湾調査規則の一部を改正する省令」（平成21年国土交通省令第62号）を制定するとともに、「港湾調査規則第8条の規定に基づく調査票の様式の一部を改正する件」（平成21年国土交通省告示第1152号）を定め、平成21年10月30日付けで公布し、平成22年1月1日から施行となりました。

ついては、下記の改正内容について、関係者に周知徹底を図り、港湾調査の円滑な実施が図られるよう、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 毎月調査対象とする「甲種港湾」と毎年調査対象とする「乙種港湾」の指定区分の変更等を行った。
（改正前）甲種港湾172港、乙種港湾642港
（改正後）甲種港湾160港、乙種港湾557港
2. 調査事項から「陸上出入貨物」、「上屋及び倉庫」、「貯留場」及び「鉄道連絡船」の削除を行い、関連する調査票様式について「港湾調査規則第8条の規定に基づく調査票の様式」を定める告示から削除・修正した。
3. 都道府県知事から提出される集計表を基に作成する集計用電磁的記録について、保存に関する規定を設けた。

港湾調査規則及び同規則に基づく告示の一部改正等について

平成26年11月27日 国総情交第114号
国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計
調査室長から関係都道府県土木部長等あて通達

「港湾調査規則の一部を改正する省令」（平成26年国土交通省令第86号）及び「港湾調査規則第8条の規定に基づく調査票の様式の一部を改正する件」（平成26年国土交通省告示第1074号）を定め、平成26年11月7日付けで公布し、翌年1月1日施行となりましたので通知します。

なお、港湾調査に係る変更事項等については、別添のとおりとなりますので、関係者に周知徹底を図り、港湾調査の円滑な実施が図られるよう、よろしくお取り計らい願います。

別 添

港湾調査に係る変更事項、課題及び依頼事項について

港湾調査における変更事項、課題及び依頼事項の詳細については、以下のとおりとなりますので、関係者への周知方よろしくお願いいたします。

1. 変更事項

（1）調査対象に係る変更

（改正前）甲種港湾160港、乙種港湾557港

（改正後）甲種港湾161港、乙種港湾533港

（略）

（2）集計事項に係る変更（TEU換算前の長さ別・種別の公表）

甲種港湾調査票の集計事項（年報）において、従来から公表しているTEU単位換算のコンテナの取扱個数に加え、新たにTEU換算前のコンテナ長さ別及びコンテナ種別の取扱個数の公表

（略）

（3）調査事項に係る変更（オンライン調査の導入）

統計調査員と報告者間において、パスワードを付与する等のセキュリティ対策を講じた電子メールによるオンライン調査の導入に伴う、オンライン調査の普及及び促進

（4）調査票の変更

甲種港湾調査票及び乙種港湾調査票の一部改正

（略）

[以下略]

港湾調査の変更並びに港湾調査規則の改正及び

港湾調査規則第10条第1項の規定に基づく集計表の改正について

〔令和元年12月20日 国総情交第144号の2
国土交通省総合政策局合理的根拠政策立案
推進本部長から関係都道府県知事あて通達〕

港湾調査につきまして、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）等を踏まえた当該調査計画の変更を総務大臣に申請し、以下のとおり承認を得たところです。

1. 調査方法の変更

これまでの電子メールによる調査票又は電磁的記録を提出する方法に加え、政府統計共同利用システムによる提供も可能とすること

2. 公表の区分・期日等の変更

甲種港湾のうち、6港湾（東京港、川崎港、横浜港、名古屋港、大阪港及び神戸港）を対象とした港湾統計月報（速報）を公表するとともに、全ての甲種港湾を対象とした港別集計値を公表すること

3. 集計事項の追加

港湾統計年報に「貨物形態別」の集計表を追加するとともに、付表として「航路別」の集計表を追加すること

4. 調査対象港湾の変更

現行の甲種港湾161港、乙種港湾533港を近年の入港船舶数及び取扱貨物量等を踏まえ、甲種港湾166港、乙種港湾512港に変更すること

つきましては、「港湾調査規則等の一部を改正する省令」（令和元年国土交通省令第45号）が令和元年12月16日に公布され、令和2年1月調査分から施行されることとなりました。

これを受けて、また、表頭の形式面も含め、港湾調査規則（運輸省令第13号）第10条第1項の規定に基づく集計表を別添のとおり改正しますので、港湾調査の実施に際し、遺漏ないようお取り計らい願います。なお、この通達の実施に伴い、「港湾調査規則第10条第1項の規定に基づく集計表の改正について」（平成23年2月16日国総情交第187号）は廃止（令和元年調査分までについては、なお従前の例による）します。

なお、港湾統計月報（速報）の創設に伴い、東京港、川崎港、横浜港、名古屋港、大阪港及び神戸港については、「様式NO. 6 集計表（月報）」により、「外貿コンテナ個数（TEU）」を先にとりまとめ、提出をお願いします。

また、東京港、横浜港、川崎港、大阪港及び神戸港を対象に、年報の付表として、「航路別入港船舶表及び海上出入貨物表」を追加したので、当該港湾については、「様式NO. 8 航路別入港船舶・コンテナ個数集計表」を提出願います。

5－6 統計法

〔 制定 平成19年5月23日法律第53号
改正 平成30年6月 1日法律第34号 〕

統計法（昭和二十二年法律第十八号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 公的統計の作成

第一節 基幹統計（第五条―第八条）

第二節 統計調査

第一款 基幹統計調査（第九条―第十八条）

第二款 一般統計調査（第十九条―第二十三条）

第三款 指定地方公共団体又は指定独立行政法人等が行う統計調査（第二十四条・第二十五条）

第三節 雑則（第二十六条―第三十一条）

第三章 調査票情報等の利用及び提供（第三十二条―第三十八条）

第四章 調査票情報等の保護（第三十九条―第四十三条）

第五章 統計委員会（第四十四条―第五十一条）

第六章 雑則（第五十二条―第五十六条の二）

第七章 罰則（第五十七条―第六十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。

一 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。）

二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）が作成する統計をいう。

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一 第五条第一項に規定する国勢統計

二 第六条第一項に規定する国民経済計算

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

- イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
- ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
- ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

5 この法律において「統計調査」とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 行政機関等がその内部において行うもの

二 この法律及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、行政機関等に対し、報告を求めることが規定されているもの

三 政令で定める行政機関等が政令で定める事務に関して行うもの

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7 この法律において「一般統計調査」とは、行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のものをいう。

8 この法律において「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合体であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。

9 この法律において「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう。

10 この法律において「行政記録情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもののうち、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）に記録されているもの（基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報並びに匿名データを除く。）をいう。

11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

12 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないよう加工したものをいう。

（基本理念）

第三条 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。

2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。

3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。

4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

（行政機関等の責務等）

第三条の二 行政機関等は、前条の基本理念にのっとり、公的統計を作成する責務を有する。

2 公的統計を作成する行政機関等は、情報の提供その他の活動を通じて、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに関し国民の理解を深めるとともに、公的統計の作成に関し当該公的統計を作成する行政機関等以外の行政機関等その他の関係者並びにその他の個人及び法人その他の団体の協力を得よう努めなければならない。

3 基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体は、当該基幹統計を作成する行政機関の長から必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求められたときは、その求めに応じるよ

う努めなければならない。

（基本計画）

第四条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針
- 二 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項

3 基本計画を定めるに当たっては、公的統計について、基幹統計に係る事項とその他の公的統計に係る事項とを区分して記載しなければならない。

4 総務大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。この場合においては、前二項の規定を準用する。

7 統計委員会は、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

8 総務大臣又は関係行政機関の長は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について統計委員会に報告しなければならない。

第二章 公的統計の作成

第一節 基幹統計

（国勢統計）

第五条 総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計（以下この条において「国勢統計」という。）を作成しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する全数調査（以下「国勢調査」という。）を十年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から五年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

3 総務大臣は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、臨時の国勢調査を行い、国勢統計を作成することができる。

（国民経済計算）

第六条 内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準（以下この条において単に「作成基準」という。）を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならない。

2 内閣総理大臣は、作成基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 内閣総理大臣は、作成基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（基幹統計の指定）

第七条 総務大臣は、第二条第四項第三号の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならない。

2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 前二項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。

(基幹統計の公表等)

第八条 行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、速やかに、当該基幹統計及び基幹統計に関し政令で定める事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該基幹統計の公表期日及び公表方法を定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

3 行政機関の長は、国民が基幹統計に関する情報を常に容易に入手することができるよう、当該情報の長期的かつ体系的な保存その他の適切な措置を講ずるものとする。

第二節 統計調査

第一款 基幹統計調査

(基幹統計調査の承認)

第九条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 調査の名称及び目的

二 調査対象の範囲

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

四 報告を求める個人又は法人その他の団体

五 報告を求めるために用いる方法

六 報告を求める期間

七 集計事項

八 調査結果の公表の方法及び期日

九 使用する統計基準その他総務省令で定める事項

3 前項の申請書には、調査票その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 総務大臣は、第一項の承認の申請があったときは、統計委員会の意見を聴かなければならない。ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

(承認の基準)

第十条 総務大臣は、前条第一項の承認の申請に係る基幹統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項が当該基幹統計の作成の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。

三 他の基幹統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。

(基幹統計調査の変更又は中止)

第十一条 行政機関の長は、第九条第一項の承認を受けた基幹統計調査を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第九条第四項の規定は前項に規定する基幹統計調査の変更及び中止の承認について、前条の規定は同項に規定する基幹統計調査の変更の承認について準用する。

(措置要求)

第十二条 総務大臣は、第九条第一項の承認に基づいて行われている基幹統計調査が第十条各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該基幹統計調査の変更又は中止を求めることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による変更又は中止の求めをしようとするときは、あらかじめ、統計委員

会の意見を聴かなければならない。

(報告義務)

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた個人が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

(統計調査員)

第十四条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の実施のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

(立入検査等)

第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地方公共団体が処理する事務)

第十六条 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

(基幹統計調査と誤認させる調査の禁止)

第十七条 何人も、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

第十八条 削除

第二款 一般統計調査

(一般統計調査の承認)

第十九条 行政機関の長は、一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第九条第二項及び第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の基準)

第二十条 総務大臣は、前条第一項の承認の申請に係る一般統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。

二 行政機関が行う他の統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。

(一般統計調査の変更又は中止)

第二十一条 行政機関の長は、第十九条第一項の承認を受けた一般統計調査を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項に規定する一般統計調査の変更の承認について準用する。

3 行政機関の長は、第十九条第一項の承認を受けた一般統計調査を中止しようとするときは、あらか

じめ、総務大臣にその旨を通知しなければならない。

（一般統計調査の改善の要求）

第二十二條 総務大臣は、第十九条第一項の承認に基づいて行われている一般統計調査が第二十条各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該行政機関の長に対し、報告を求める事項の変更その他当該要件に適合するために必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 総務大臣は、前項の行政機関の長が同項の規定による求めに応じなかったときは、当該一般統計調査の中止を求めることができる。

（一般統計調査の結果の公表等）

第二十三條 行政機関の長は、一般統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該一般統計調査の結果及び一般統計調査に関し政令で定める事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

2 第八条第三項の規定は、一般統計調査の結果に関する情報について準用する。

第三款 指定地方公共団体又は指定独立行政法人等が行う統計調査

（指定地方公共団体が行う統計調査）

第二十四條 地方公共団体（地方公共団体の規模を勘案して政令で定めるものに限る。以下「指定地方公共団体」という。）の長その他の執行機関は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 調査の名称及び目的
- 二 調査対象の範囲
- 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- 四 報告を求める個人又は法人その他の団体
- 五 報告を求めるために用いる方法
- 六 報告を求める期間

2 総務大臣は、前項の規定による届出のあった統計調査が基幹統計調査の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該指定地方公共団体の長その他の執行機関に対し、当該届出のあった統計調査の変更又は中止を求めることができる。

（指定独立行政法人等が行う統計調査）

第二十五條 独立行政法人等（その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。以下「指定独立行政法人等」という。）は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三節 雑則

（基幹統計の作成方法の通知等）

第二十六條 行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成の方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならない。当該作成の方法を変更しようとするとき（政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。）も、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定による通知があった基幹統計の作成の方法を改善する必要があると認めるときは、当該行政機関の長に意見を述べることができる。

3 総務大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かななければならない。

（事業所母集団データベースの整備）

第二十七條 総務大臣は、行政機関等による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者（当該調査の報告を求められる個人又は法人その他の団体をい

う。第二十九条第一項において同じ。)の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

2 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる。

一 その行う事業所に関する統計調査その他の事業所に関する統計を作成するための調査の対象の抽出

二 その行う事業所に関する統計の作成
(統計基準の設定)

第二十八条 総務大臣は、政令で定めるところにより、統計基準を定めなければならない。

2 総務大臣は、前項の統計基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、第一項の統計基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(協力の要請)

第二十九条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

2 行政機関の長は、前項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、他の行政機関の長に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

3 行政機関の長は、前項の規定による求めを行った場合において、他の行政機関の長の協力が得られなかったときは、総務大臣に対し、その旨を通知するものとする。

第三十条 行政機関の長は、前条第一項及び第二項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体(次項において「被要請者」という。)に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

2 行政機関の長は、前項の規定による求めを行った場合において、被要請者の協力を得られなかったときは、総務大臣に対し、その旨を通知するものとする。

第三十一条 総務大臣は、第二十九条第三項又は前条第二項の規定による通知があった場合において、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、当該基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体に対し、当該基幹統計を作成する行政機関の長への必要な資料の提供、調査、報告その他の協力をを行うよう求めることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による求めを行おうとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 調査票情報等の利用及び提供

(調査票情報の二次利用)

第三十二条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

一 統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行う場合

二 統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合
(調査票情報の提供)

第三十三条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、総務省令で定めるところにより、これらの者からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができる。

一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成

二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

2 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前項（第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。）の規定により調査票情報を提供したときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

一 前項の規定により調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称

二 前項の規定により提供した調査票情報に係る統計調査の名称

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を利用して統計の作成等を行ったときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、作成した統計又は行った統計的研究の成果を当該調査票情報を提供した行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出しなければならない。

4 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前項の規定により統計又は統計的研究の成果が提出されたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一 第二項第一号及び第二号に掲げる事項

二 前項の規定により提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

第三十三条の二 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前条第一項に定めるもののほか、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができる。

2 前条第二項及び第四項の規定は前項の規定により調査票情報を提供した行政機関の長又は指定独立行政法人等について、同条第三項の規定は前項の規定により調査票情報の提供を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項（第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。）」とあり、同項第一号及び第二号中「前項」とあり、並びに同条第三項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

（委託による統計の作成等）

第三十四条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行うことができる。

2 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前項の規定により統計の作成等を行うこととしたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一 前項の規定により統計の作成等の委託をした者の氏名又は名称

二 前項の規定により統計の作成等に利用する調査票情報に係る統計調査の名称

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、第一項の規定により統計の作成等を行ったときは、総務

省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 第一項の規定により作成した統計若しくは行った統計的研究の成果又はその概要
- 三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

(匿名データの作成)

第三十五条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

- 2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができる。

- 2 第三十三条第二項及び第四項の規定は前項の規定により匿名データを提供した行政機関の長又は指定独立行政法人等について、同条第三項の規定は前項の規定により匿名データの提供を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項（第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。）」とあり、同項第一号及び第二号中「前項」とあり、並びに同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と、同条第二項及び第三項中「調査票情報」とあるのは「匿名データ」と読み替えるものとする。

(事務の委託)

第三十七条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第三十三条の二第一項、第三十四条第一項又は前条第一項の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、独立行政法人統計センターに委託しなければならない。

(手数料)

第三十八条 第三十三条の二第一項の規定により行政機関の長が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受ける者、第三十四条第一項の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条第一項の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（独立行政法人統計センターが第三十三条の二第一項、第三十四条第一項又は第三十六条第一項の規定に基づき行政機関の長が行う事務の全部を行う場合にあっては、独立行政法人統計センター）に納めなければならない。

- 2 前項の規定により独立行政法人統計センターに納められた手数料は、独立行政法人統計センターの収入とする。
- 3 第三十三条の二第一項の規定により指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受ける者、第三十四条第一項の規定により指定独立行政法人等に委託をする者又は第三十六条第一項の規定により指定独立行政法人等が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して、かつ、第一項の手数料の額を参酌して指定独立行政法人等が定める額の手数料を当該指定独立行政法人等に納めなければならない。
- 4 指定独立行政法人等は、前項の規定による手数料の額の定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第四章 調査票情報等の保護

(調査票情報等の適正な管理)

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならない。

- 一 行政機関の長 当該行政機関が行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第一項の規定によ

り利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報（当該情報の取扱いに関する業務の委託を受けた場合その他の当該委託に係る業務を受託した場合における当該業務に係るものを除く。）、第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ

二 指定地方公共団体の長その他の執行機関 当該指定地方公共団体が行った統計調査に係る調査票情報及び第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報

三 地方公共団体の長その他の執行機関（前号に掲げる者を除く。） 第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報

四 指定独立行政法人等 当該指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ

五 独立行政法人等（前号に掲げる者を除く。） 第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

（調査票情報等の利用制限）

第四十条 行政機関の長、指定地方公共団体の長その他の執行機関又は指定独立行政法人等は、この法律（指定地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該指定地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母集団データベースに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 第二十九条第一項の規定により行政記録情報の提供を受けた行政機関の長は、当該行政記録情報を同項の規定により明示した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（守秘義務）

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

二 第三十九条第一項第二号又は第三号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

三 第三十九条第一項第四号又は第五号に定める情報の取扱いに従事する独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者 当該情報を取り扱う業務

四 行政機関等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

五 地方公共団体が第十六条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

六 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

（調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理）

第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならない。

一 第三十三条第一項又は第三十三条の二第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報

二 第三十六条第一項の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 前条第一項第一号に掲げる者であって、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

二 前条第一項第一号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第三十三条第一項若しくは第三十三条の二第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条第一項の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第五章 統計委員会

(設置)

第四十四条 総務省に、統計委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第四十五条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務大臣の諮問に応じて統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項を調査審議すること。

二 前号に掲げる事項に関し、総務大臣に意見を述べること。

三 第四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第七条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第四項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第二項、第二十六条第三項、第二十八条第二項、第三十一条第二項、次条又は第五十五条第三項の規定により総務大臣に意見を述べること。

四 第四条第七項の規定により総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告すること。

五 第六条第二項の規定により内閣総理大臣に意見を述べること。

六 第三十五条第二項の規定により行政機関の長に意見を述べること。

七 第五十五条第三項の規定により関係行政機関の長に意見を述べること。

八 前各号に定めるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(委員会の意見の聴取)

第四十五条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

一 第二条第二項第二号若しくは第五項第三号、第五条第一項、第八条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条又は第二十九条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 第四条第五項、第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項第三十九条第一項又は第四十二条第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

(組織)

第四十六条 委員会は、委員十三人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第四十七条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第四十八条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第四十九条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(幹事)

第四十九条の二 委員会に、幹事を置く。

2 幹事は、総務省及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、委員会の所掌事務について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第五十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第五十一条 この法律に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外)

第五十二条 基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。次項において「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第二項に規定する個人情報をいう。以下この項において同じ。）、事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。

2 指定独立行政法人等であって、独立行政法人等個人情報保護法第二条第一項に規定する独立行政法人等に該当するものが行った統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報（同条第二項に規定する個人情報をいう。）については、独立行政法人等個人情報保護法の規定は、適用しない。

(公的統計の作成方法に関する調査研究の推進等)

第五十三条 国及び地方公共団体は、公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発を推進するとともに、統計調査員その他の公的統計の作成に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じなければならない。

(公的統計の所在情報の提供)

第五十四条 総務大臣は、公的統計を利用しようとする者の利便を図るため、インターネットの利用を通じて迅速に公的統計の所在に関する情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(施行の状況の公表等)

第五十五条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による報告があつたときは、この法律の施行に関し、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

(資料の提出及び説明の要求)

第五十六条 総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

(命令への委任)

第五十六条の二 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。

第七章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の規定に違反して、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者

二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

三 第四十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。

第五十八条 基幹統計の業務に従事する者又は従事していた者が、当該基幹統計を第八条第二項の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第四十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも前項と同様とする。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体の報告を妨げた者

二 基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為をした者）

二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第三十六条第一項の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当

該匿名データを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

第六十二条 第五十七条第一項第二号及び第三号、第五十八条、第五十九条並びに前条第三号の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章及び第五章並びに附則第三条及び第二十二条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(統計報告調整法の廃止)

第二条 統計報告調整法（昭和二十七年法律第百四十八号）は、廃止する。

(準備行為)

第三条 改正後の統計法（以下「新法」という。）第六条の規定による作成基準の設定、新法第二十七条の規定による事業所母集団データベースの整備、新法第二十八条の規定による統計基準の設定及び新法第三十五条の規定による匿名データの作成並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新法の例によりすることができる。

(最初の国勢調査の実施時期)

第四条 新法第五条第二項本文の規定による最初の国勢調査は、平成二十二年に行うものとする。

(指定統計に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に改正前の統計法（以下「旧法」という。）第二条の規定により指定を受けている指定統計（施行日において総務大臣が公示したものに限る。）は、新法第二条第四項第三号の規定により指定を受けた基幹統計とみなす。

(指定統計調査に関する経過措置)

第六条 施行日前に旧法第七条第一項の規定により承認を受けた指定統計調査（同条第二項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの）は、新法第九条第一項の規定により承認を受けた基幹統計調査とみなす。

(届出統計調査に関する経過措置)

第七条 施行日前に旧法第八条第一項の規定により届け出られた統計調査（行政機関が届け出たものに限る。）については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新法第十九条第一項の規定にかかわらず、総務大臣の承認を受けることを要しない。

2 施行日前に旧法第八条第一項の規定により届け出られた統計調査のうち、地方公共団体が届け出た統計調査については施行日において新法第二十四条第一項の規定により届け出られた統計調査と、独立行政法人等が届け出た統計調査であって施行日以降新法第二十五条の規定が適用されるべき統計調査に該当するものについては施行日において同条の規定により届け出られた統計調査とみなす。

(調査票の使用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧法第十五条第二項の規定により調査票を使用している者は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新法の規定にかかわらず、従前の例により当該調査票を使用することができる。

2 施行日前にされた旧法第十五条第二項の承認の申請であって、この法律の施行の際、承認又は不承認の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

(調査票及び統計報告に関する経過措置)

第九条 旧法の規定により指定統計を作成するために集められた調査票に記録されている情報は、新法の規定による基幹統計調査に係る調査票情報とみなす。

2 旧法の規定により届出統計調査（行政機関が行ったものに限る。）によって集められた調査票に記録されている情報は一般統計調査に係る調査票情報と、旧法の規定により届出統計調査（地方公共団体が行ったものであって第二十四条第一項の規定が適用されるべき統計調査に該当するものに限

る。)によって集められた調査票に記録されている情報は指定地方公共団体が行った統計調査に係る調査票情報と、旧法の規定により届出統計調査（独立行政法人等が行ったものであって第二十五条の規定が適用されるべき統計調査に該当するものに限る。）によって集められた調査票に記録されている情報は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報とみなす。

- 3 附則第二条の規定による廃止前の統計報告調整法（以下「旧統計報告調整法」という。）の規定により統計報告の徴集によって得られた統計報告に記録されている情報は、新法の規定による一般統計調査に係る調査票情報とみなす。ただし、新法第三十二条から第三十八条まで、第四十条第一項及び第五十二条の規定は、統計報告のうち旧統計報告調整法第四条第二項の申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分以外の部分に記録されている情報については、適用しない。

（結果の公表に関する経過措置）

第十条 施行日前に公表されていない指定統計調査の結果に対する旧法第十六条の規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十一条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（統計報告の徴集に関する経過措置）

第十二条 施行日前に旧統計報告調整法第四条第一項の承認を受けた統計報告の徴集は、旧統計報告調整法第五条第二項の規定により定められた承認の期間が満了するまでの間は、新法第十九条第一項の承認を受けた一般統計調査とみなす。

（異議の申出に関する経過措置）

第十三条 施行日前に旧統計報告調整法第十一条第一項の規定に基づき総務大臣に対してなされた異議の申出の手続については、なお従前の例による。

（旧法等の規定に基づく処分又は手続の効力）

第十四条 施行日前に旧法若しくは旧統計報告調整法又はこれらに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新法又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によってしたものとみなす。

（条例との関係）

第十五条 地方公共団体の条例の規定で、新法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

- 2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十六条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法第三十七条の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

（統計法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に第二十二条の規定による改正前の統計法第四十四条の規定により置かれている統計委員会は、第二十二条の規定による改正後の統計法第四十四条の規定により置かれる統計委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年六月一日法律第三四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中統計法第四条の改正規定、同法第四十五条の改正規定及び同法第四十九条の次に一条を加える改正規定並びに次条並びに附則第三条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の統計法（以下「新法」という。）第四十五条の二の規定の例により、統計委員会の意見を聴くことができる。

(統計法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行日の前日までの間における新法第四十五条の規定の適用については、同条第三号中「、次条又は」とあるのは、「又は」とする。

第四条 新法第三十三条第二項から第四項まで（これらの規定を新法第三十三条の二第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に新法第三十三条第一項（第一号を除く。）若しくは第三十三条の二第一項の規定により行われた求めに応じ、新法第二条第十一項に規定する調査票情報を提供した場合又は新法第三十六条第一項の規定により行われた求めに応じ、新法第二条第十二項に規定する匿名データを提供した場合について適用する。

2 新法第三十四条第二項及び第三項の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により行われた委託に応じ、新法第三十二条第一号に規定する統計の作成等を行うこととした場合について適用する。

(処分等の効力)

第五条 施行日前に第一条の規定による改正前の統計法又はこれに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

5-7 統計法施行令

〔 制定 平成20年10月31日政令第334号 〕
〔 改正 令和 元年12月25日政令第201号 〕

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第二項第二号及び第五項第三号、第八条第一項、第十六条、第十八条、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十七条、第三十八条第一項並びに附則第十六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（公的統計の作成主体となるべき法人）

第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学
園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株
式会社日本貿易保険、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、
日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組
合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。

（統計調査の範囲から除かれる行政機関等及び事務）

第二条 法第二条第五項第三号の政令で定める行政機関等及び政令で定める事務は、それぞれ次の各号に掲げ
る行政機関等及び当該行政機関等が行う事務であつて当該各号に定めるものとする。

- 一 国家公安委員会 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項及び第五項に規定する事務
- 二 財務省 財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第四条第一項第四十九号に掲げる事務（財務省の
所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関する事務に限る。）
- 三 海上保安庁 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第五条第一号から第十九号までに掲げる事
務、同条第二十九号に掲げる事務（同条第一号から第十八号までに掲げる事務を遂行するために使用する
船舶及び航空機の整備計画及び運用に関する事務に限る。）及び同条第三十号に掲げる事務
- 四 防衛省 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第一項に規定する事務（同項第二十
五号に掲げる事務を除く。）及び同法附則第二項の表の下欄に掲げる事務（平成三十五年五月十六日までの
間の項の下欄に掲げる事務を除く。）
- 五 都道府県 当該都道府県に置かれた都道府県警察において警察法第三十六条第二項の規定による責務を
遂行するために行う事務

（基幹統計に関する公表事項）

第三条 法第八条第一項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項
とする。

- 一 統計調査以外の方法により基幹統計を作成した場合 当該基幹統計の目的、作成の方法、当該基幹統計
における用語の定義その他の当該基幹統計の利用に際し参考となるべき事項
- 二 統計調査の方法により基幹統計を作成した場合 当該基幹統計の目的、統計調査の方法により作成され
た旨、当該統計調査に関し次に掲げる事項、当該基幹統計における用語の定義その他の当該基幹統計の利
用に際し参考となるべき事項
 - イ 調査対象の範囲
 - ロ 報告を求めた事項及びその基準とした期日又は期間
 - ハ 報告を求めた個人又は法人その他の団体
 - ニ 報告を求めるために用いた方法

（地方公共団体が処理する事務）

第四条 基幹統計調査に関する事務のうち、別表第一の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞ
れ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村長（特
別区の長を含む。以下同じ。）が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第二の上欄に掲げる基幹
統計に係るものについてはそれぞれ同表の中欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の下欄に
掲げる事務を行うこととし、別表第三の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げ

る当該事務の区分に応じ都道府県の教育委員会が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第四の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村長が同表の第五欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第六欄に掲げる事務を行うこととし、別表第五の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第五欄に掲げる事務を行うこととする。

2 前項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務（統計調査員の設置に関する事務、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 第一項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

（基幹統計調査であること等の明示）

第五条 行政機関の長は、基幹統計調査を行うに当たっては、その報告を求める個人又は法人その他の団体に對し、当該調査に係る統計が基幹統計に該当することを示す事実並びに当該調査について法第十三条及び第十五条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、調査票に記載することその他の方法により、明示しなければならない。

（一般統計調査の結果に関する公表事項）

第六条 第三条（第一号を除く。）の規定は、法第二十三条第一項の政令で定める事項について準用する。

（指定地方公共団体及びその行う統計調査の届出の手続）

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める地方公共団体は、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）とする。

2 法第二十四条第一項の規定による届出は、当該届出に係る統計調査を行う日の三十日前までに同項各号に掲げる事項を記載した書類を届け出ることにより行うものとする。

3 前項の書類には、調査票を添付しなければならない。

（指定独立行政法人等及びその行う統計調査の届出の手続）

第八条 法第二十五条の政令で定める独立行政法人等は、日本銀行とする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、法第二十五条の届出について準用する。

（作成方法の変更通知を要しない軽微な変更）

第九条 法第二十六条第一項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 基幹統計で使用する用語の変更であつて、法令の制定又は改廃に伴うもの
- 二 統計基準の変更に伴い当然必要とされる作成の方法の変更
- 三 災害の発生に伴う基幹統計の作成周期の変更
- 四 前三号に掲げるもののほか、作成する基幹統計の実質的な内容に影響を及ぼさない作成の方法の変更（統計基準の設定方法）

第十条 法第二十八条第一項の統計基準は、公的統計の統一性又は総合性の確保を必要とする事項ごとに定めなければならない。

（行政記録情報の提供を求める際に明示すべき事項）

第十一条 法第二十九条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 利用目的
- 二 提供を求める行政記録情報を特定するに足りる事項
- 三 提供を受けた行政記録情報の管理に関する事項（手数料の額等）

第十二条 法第三十三条の二第一項の規定により行政機関の長が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受

- ける者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
- 一 調査票情報の提供に要する時間一時間までごとに四千四百円
 - 二 調査票情報の提供に関する次のイ又はロに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
 - イ 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき百円
 - ロ 光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき百二十円
 - 三 調査票情報の送付に要する費用（当該送付を求める場合に限る。）
- 2 法第三十四条第一項の規定により行政機関の長に委託をする者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
- 一 法第三十四条第一項の規定による統計の作成等に要する時間一時間までごとに四千四百円
 - 二 統計成果物（委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果をいう。次号において同じ。）の提供に関する次のイ又はロに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
 - イ 前項第二号イの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百円
 - ロ 前項第二号ロの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百二十円
 - 三 統計成果物の送付に要する費用（当該送付を求める場合に限る。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、委託を受ける行政機関の長が統計の作成等に要する費用として定める額
- 3 法第三十六条第一項の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
- 一 請求一件につき千九百五十円
 - 二 統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘案して行政機関の長によってまとめられた匿名データの集合物の一につき四千四百五十円
 - 三 匿名データの提供に関する次のイ又はロに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
 - イ 第一項第二号イの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百円
 - ロ 第一項第二号ロの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百二十円
 - 四 匿名データの送付に要する費用（当該送付を求める場合に限る。）
- 4 前三項の手数料は、次に掲げる場合を除き、総務省令で定める依頼書に収入印紙を貼って納付しなければならない。
- 一 特許庁長官に対し、法第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供を求め、法第三十四条第一項の規定による統計の作成等を委託し、又は法第三十六条第一項の規定による匿名データの提供を求める場合
 - 二 前三項の手数料の納付を現金ですることが可能である旨を行政機関の長（特許庁長官を除く。）が官報で公示した場合において、当該手数料を当該行政機関に対し現金で納付する場合
 - 三 法第三十八条第一項の規定により独立行政法人統計センターに対し手数料を納付する場合

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

（届出を要する統計調査の範囲に関する政令等の廃止）

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 届出を要する統計調査の範囲に関する政令（昭和二十五年政令第五十八号）
 - 二 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和二十六年政令第百二十七号）
 - 三 統計報告調整法施行令（昭和二十七年政令第三百九十六号）
 - 四 統計法第二条第二項第二号の法人並びに同条第五項第三号の行政機関等及び事務を定める政令（平成十九年政令第二百九十九号）
- （届出統計調査によって集められた調査票等に関する経過措置）

第三条 法による改正前の統計法（昭和二十二年法律第十八号。以下「旧法」という。）の規定により指定都

市以外の市が行った届出統計調査によって集められた調査票その他の関係書類については、旧法第十四条及び第十五条の四の規定は、なおその効力を有する。

- 2 旧法の規定により日本商工会議所が行った届出統計調査によって集められた調査票その他の関係書類については、旧法第十四条、第十五条の二及び第十五条の三の規定は、なおその効力を有する。

（調査票の使用に関する経過措置）

第四条 法の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた旧法第十五条第二項の承認であって、法の施行の際同項の公示がなされていないもの及び法附則第八条第二項の規定により施行日以後になされた承認に係る公示については、なお従前の例による。

- 2 法の施行の際現に旧法第十五条第二項の規定により調査票の使用に係る承認を得ている者（法の施行の際現に調査票を使用している者を除く。）及び法附則第八条第二項の規定により承認を得た者は、施行日又は旧法第十五条第二項の公示の日のいずれか遅い日から起算して六月を経過する日までの間は、法の規定にかかわらず、従前の例により当該調査票を使用することができる。

（総務省令への委任）

第五条 前二条に定めるもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、総務省令で定める。

附 則 （平成二十一年三月一八日政令第三七号）

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十一年一二月二八日政令第三一〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

附 則 （平成二三年三月三〇日政令第四三号）

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成二三年一〇月三十一日政令第三三四号） 抄

この政令は、法の施行の日（平成二十三年十一月一日）から施行する。

附 則 （平成二三年一二月二六日政令第四二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二四年六月一五日政令第一六二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二四年九月二〇日政令第二三八号）

この政令は、海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 （平成二五年二月二七日政令第四〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年五月一六日政令第一三七号）

この政令は、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十五号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二五年一一月二七日政令第三一八号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則（平成二六年八月六日政令第二七三号） 抄
（施行期日）

- 1 この政令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。

附 則（平成二六年十一月一九日政令第三六〇号）
この政令は、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則（平成二六年十二月二四日政令第四一二号） 抄
（施行期日）

- 1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則（平成二七年十二月九日政令第四一一号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月三十一日政令第一〇三号） 抄
（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年四月二〇日政令第二〇二号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年十一月二四日政令第三五三号） 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年十一月二八日政令第三六一号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年一月二〇日政令第四号） 抄
この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年四月一三日政令第一五八号）
この政令は、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第十三号）の施行の日から施行する。

附 則（平成三〇年十二月二一日政令第三四六号）
この政令は、統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年五月一日）から施行する。

附 則（令和元年五月二四日政令第一一号）
この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、令和元年八月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日政令第四四号） 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和元年一二月二五日政令第二〇一号）
この政令は、令和二年四月一日から施行する。

別表第一（第四条関係）
（略）

別表第二（第四条関係）（抄）

基幹統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務
六 港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする基幹統計	統計調査員に関する事務	一 統計調査員の設置に関する事務
	報告義務者に関する事務	二 報告義務者の選定に関する事務
	調査区に関する事務	三 調査区の設定及び修正の補助に関する事務
	調査票の配布、収集、審査等に関する事務	四 調査票の配布に関する事務 五 調査票の収集に関する事務 六 調査票の審査に関する事務 七 調査票への必要な事項の記入に関する事務
	その他の事務	八 総務大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務 九 調査の広報に関する事務 十 総務大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 十一 総務大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事 十二 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

別表第三（第四条関係）
（略）

別表第四（第四条関係）
（略）

別表第五（第四条関係）
（略）

5－8 統計法施行規則（抄）

〔 制定 平成20年12月16日総務省令第145号 〕
〔 改正 令和 元年 6月28日総務省令第 19号 〕

（立入検査の証明書）
第五条 法第十五条第二項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

別記様式（第五条関係）

（表面）

第 号	
統計法第15条の規定による立入検査証	
写真	基幹統計調査の名称
	職名及び氏名
	生年月日 年 月 日
	上記の者は、統計法第15条の規定により、立入検査 をすることができる者であることを証明します。
	有効期限 年 月 日
	年 月 日 行政機関の長 印

（裏面）

統計法（平成19年法律第53号）（抄）
第15条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
二 第15条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A7とする。